

第百六十二回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 八 号

平成十七年三月三十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 田村 憲久君

理事 平沢 勝栄君 理事 吉野 正芳君

理事 津川 祥吾君 理事 伴野 豊君

理事 山内おさむ君 理事 漆原 良夫君

理事 井上 信治君 理事 大前 繁雄君

左藤 章君 笹川 堯君

柴山 昌彦君 谷 公一君

早川 忠孝君 松島みどり君

三原 朝彦君 水野 賢一君

森山 眞弓君 保岡 興治君

柳本 卓治君 加藤 公一君

河村たかし君 小林千代美君

佐々木秀典君 樽井 良和君

辻 恵君 松野 信夫君

松本 大輔君 江田 康幸君

富田 茂之君

法務大臣 南野知恵子君

法務副大臣 滝 実君

法務大臣政務官 富田 茂之君

最高裁判所事務総局刑事局長 大谷 直人君

政府参考人 名取はにわ君

(内閣府男女共同参画局長) 片桐 裕君

政府参考人 吉田 英法君

(警察庁長官官房審議官) 和田 康敬君

政府参考人 寺田 逸郎君

(警察庁長官官房審議官) 寺田 逸郎君

政府参考人 寺田 逸郎君

(法務省民事局長) 寺田 逸郎君

政府参考人 大林 宏君

(法務省刑事局長) 横田 尤孝君

政府参考人 麻生 光洋君

(法務省矯正局長) 三浦 正晴君

政府参考人 泉 紳一郎君

(法務省保護局長) 岡島 敦子君

政府参考人 黒川 達夫君

(法務省入国管理局長) 大槻 勝啓君

政府参考人 中島 正治君

(厚生労働省大臣官房審議官) 大谷 泰夫君

政府参考人 明君

(厚生労働省大臣官房審議官) 幸雄君

政府参考人 塩田 幸雄君

(厚生労働省大臣官房審議官) 青柳 親房君

政府参考人 福本 秀爾君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

政府参考人 小菅 修一君

(厚生労働省大臣官房審議官) 小菅 修一君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案

(内閣提出第七七号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○塩崎委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府男女共同参画局長名取はにわ君、警察庁長官官房審議官和田康敬君、法務省民事局長寺田逸郎君、法務省刑事局長大林宏君、法務省入国管理局長三浦正晴君、文部科学省大臣官房審議官泉紳一郎君、厚生労働省大臣官房審議官岡島敦子君、厚生労働省大臣官房審議官中島正治君、厚生労働省大臣官房審議官大谷泰夫君、厚生労働省職業安定局長大石明君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。津川祥吾君。

○津川委員 おはようございます。民主党の津川祥吾でございます。

きょうは、昨日大臣が公表されました第三次出入国管理基本計画、こちらについて御質問させていただきます。

まず、これはこれからの五カ年計画ということだと思いますが、そのベースの議論として大臣の所見をお伺いしたいんですが、これから日本が外国人をどのように受け入れていくのか、その

具体的なイメージ、そういったものについて大臣としてどのようなお考えをお持ちか、まずお伺いをしたいと思います。

○南野国務大臣 おはようございます。よろしくお願いたします。

法務省といたしましては、今先生がお尋ねの件につきまして、我が国社会の安全と秩序、それを保ちながら外国人の円滑な導入ということを図ることが国の内外からも要請されている事柄かなと思っております。我が国の経済社会の活性化や、それから一層の国際化を図る観点から、引き続き歓迎すべき外国人は受け入れていくというような推進に努めてまいりたい、そのように思っております。

また、国民の意識や我が国の経済社会の状況などを踏まえながら、関係府省とも連携を図り、そして、今後の外国人の受け入れのあり方についても検討してまいる所存であります。

○津川委員 それはこれに書かれている話であって、その前の段階のお話を今させていたかったです。その前の段階のお話を今させていたかったです。その前の段階のお話を今させていたかったです。

観光客としてどんどん日本に来ていた。だいて、日本人もどんどん外国に観光に、旅行に行つて交流を深めようという話とは別に、導入という話をされたのは、外国人労働力を日本の社会の中に組み込む、そういう話をされているんだと思います。

それが、日本の社会の中で外国人の労働力というのをどういうふうにとらえるのかという話です。基本的には、今、まさに日本側が望む方に来ていただいている、そういう認識なんだと思います。

が、これから例えば少子化、高齢化が進む。ある

いは、日本の社会の経済発展のペースに例えば都市への人口の集中というものがあつた、あるいは人口が増加していく、自然増のものも含めて人口がふえていく、お金と物と人、情報がある意味都市に集中させる、あるいは一次産業から二次産業に集中させる、そういったものの中で人がふえていくということをある程度前提にしながら発展をしてきた。

これが、今、労働人口がどんどん減っていくという前提になったときに、どういう社会を目指すのか。減っていくんだつたら減っていくの社会にするというのも一つの考え方だと思うんです。そうじゃなくて、減つたんだつたら外国からでも人に入つていただいて、もちろん国内の生産性の向上ですとか、あるいは一たんリタイアしてしまつた女性にもう一度入つてきていただきやすい環境をつくるのか、若者の就業をどんどん促進するとか、そういった前提は当たり前として、それに加えて、それだけでは足りないから、外国人の方にもどんどん入つてきていただいて日本の労働力不足というものを補おうというふうを考えるのかどうなのかということをお願いいたします。

だから、それは検討しますという話ではなくて、そういう社会を目指すのか、そうではないのか、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○南野国務大臣 先生が今おっしゃつておられる社会の情勢、これは人口動態の問題とも一つ関連して考えるとあります。それから、あとは労働環境という問題もあるかと思ひます。そういう問題については、外国の相手方の国と我が国との交渉という役割の中で、今、問題点を解決しようとしていくものにFTAの問題も一つかかわつてきております。その観点からは、専門職者というような段階に限つていこうという交渉がお互いの国で行われていたところもあります。それが我が国の、少子社会だからそのような形にするかというのは、これまたちよつと別なジャンルになつてくるかなと思ひます。

そういういろいろな問題点がそこに包含されて

おりますので、一概に、今先生がおっしゃつても、その包括的な問題について考えていくと、少子社会だから入れていこうというのはまだ論議に至つていないのではないかな、始まりつつある課題ではあるというふうにも思つておりますが、そういうものも今後検討していかなければならない課題だというふうにも思つております。

○津川委員 少子社会だからというのはちよつと違うかもしれませんが、いずれにしても、そういった外国人の方々に日本の中に入つてきていただいて、日本の中で働いていただくということを、専門職とかFTAの話ではなくて、入つてきていただくということはまだ論議が始まつていないんじゃないかという話をしましたけれども、その論議をしたいと思つて今ここで大臣にお話をしているわけでありませう。

一般的に、まだ政府の方針も固まつていないです、私も民主党としても必ずしも固まつておりません。国民議論としても盛り上がりつつあるのはまだ言い切れない部分だと思ひます。当然のことながら、こちらの方向に進むべきだという方向性が出てくるわけでもありませんが、今の段階で、まさに、出入国管理基本計画を読んで、ある意味一歩踏み込んだ発言をされている部分もお見受けするものですから、その先に大臣としてどういう外国人の受け入れを考えていらつしやるのかを伺いたかつたんですが、もう一度伺つて別な答えが出てきませうか。出てこないですか、そうですか。ではやめます。

私がちよつと簡単に仮にABCという三種類ぐらゐに分類をしまして、Aは、今大臣がおっしゃつた専門的な、技術的な能力を持つていらつしやる方々に日本に来ていただく。あるいは、もちろん日本に研修に来ていただくとか技術を身につけて帰つていただくとか、あるいは留学生、就学生の方々も大いに来ていただいて、日本で勉強をしていただいて、その中でちよつと仕事をなさるぐらいならそれは大いに結構、そういう考え方がAとしますね。

Bは、そういう日本が求める方、日本が来てほしいという人に来てもらふんじゃないかと、日本に來たいという人に来てもらふ。それは、当然ルールは必要だとしても、いわゆる単純労働も含めてそういった方々が日本にどんどんやつてきて、それで日本の中に外国にルーツを持つていらつしやる方々のある意味社会ができてしまふ。その社会と日本の社会との間についても相互理解を深めるとか、そういった形で受け入れていくという考え方がもう一つあります。それはBの考え方。

もう一つがその中間で、単純労働者もウエルカムだけれども、ただし、例えば非常に厳しい基準をつくつて、日本の社会の中に彼らの社会、コミュニティをつくつてはいけないと。単純に入つてくるのはいいけれども、やはり単純に帰つていつてもらわなきゃいけない、そういう政策が今まで余りうまくいかなかつたというのが世界的には言われているのであります。

日本の国内に、今、難民の方が非常に来なくなつたというのは、難民に対してある意味非常に厳しい対策をとつた。日本というのは難民が行くにはふさわしくない国だ、あるいは、それと同じように、日本は単純労働で出稼ぎに行くにはいいけれども住むにはよくない国だ、だから、自分が一人で行くのはいいけれども、家族は連れてこない方がいい。例えば、子供が教育を受けられない、何かあつても社会保障を受けられない、そういう制度にしてしまへば、単純に一年間、二年間、三年間仕事をしに来るまでとはいへないけれども、国内にそういう社会をつくつてはいけませんよ、そういうもう一つのパターン、Cのパターンと私は言つていませうけれども、そういう三種類ぐらゐあり得ると思ふんです。

大臣は、そういった三種類の考え方、日本が求める方、技術的、専門的な方々に主に来ていただくということを考えるのか、あるいは、もっと幅広く来ていただいて、日本の国内にそういった外国人の方々のコミュニティができるところまである意味認めていくのか、あるいは、単純労働は

認めるけれどもそういうコミュニティをつくるところまでは、働きに来るところまでとはいへないけれども住まれるのは困るというようなお考えをお持ちなのか。その三分類ぐらゐでいうと、どの辺のイメージをお持ちでしょうか。

○南野国務大臣 今先生がおっしゃつたABCの段階がありますが、最後におっしゃつた課題という問題については、またこれはちよつと別な問題点があるかなというふうにも思つておりますけれども、そういう方々と日本の市場の開放ということについてどういふふうに検討していくかというのが、今先生方とともに検討していこうとしている課題であらうかなというふうにも思つております。

私としましては、今、初めに、専門職の導入ということを見ながら、また、日本の社会の人口動態、そういったことも関連しながら、また、日本の経済の問題点もあらうかと思ひます、そういうことも連動させながら、次のどのようなステップがいいのかということも考えていかなきゃならないと思つております。

○津川委員 考えていかなきゃならないという答弁なんです、では、そこまではまだ大臣としてはお考えがないということではよろしいですか。

○南野国務大臣 それは、個人としては持つていても、一応、形としては、これから検討していく課題であると私は認識いたしております。

○津川委員 いや、検討はいんんですが、要するに、外国人に単純労働でどんどん来ていただいて、住みついていただいて、ある意味で、もう日本の社会の中に彼らの社会をつくつてしまつてしまふまで、いいか悪いかは別として、そういうことを前提にして入国管理のあり方とか外国人の権利のあり方とかそういうものを考えるのと、ちよつと働きに来るのはいいけれども、定住するんじゃないかと三年したら帰つてもらうというのを前提にする考え方は、システムのつくり方が全然違うと思ふんです。

ですから、大臣として今の段階でどういう日本の将来像を考えていらっしゃるのかを伺いたかつたんですけれども、それは今の段階では、検討すべき課題だという認識であって、どっちになるかはわからない、こういうことでよろしいんですか。

○南野国務大臣 先生がおっしゃるとおり、私の気持ちをお酌みいただいていると思いますけれども、要は、お入りいただく方、または我が国、受けとめる側、それもメリット、デメリットがお互いにあるだろうと思えますので、そこら辺の検討をしていかなきゃ、日本に来てつまらなかつたとか、そういう日本の感情というものをその人たちが持つてしまうということも、これも我々としては、日本はいい国でというような印象も持つていただきたいというようなこともあります。

そういうことから、お互いのメリット、デメリットを調整していきながら、これからの労働力の問題であるならば労働力の問題、これから職業としての輸入ということを考えるならば、その問題も検討していかなければならないというふうに思っております。

○津川委員 では、前提の議論はその程度にいたしましたので、個別のことにちよつと入らせていただきますが、まず、専門的な方、技術的な能力を持つていらっしゃる方々の受け入れの話について伺います。

これはもうどんな状況にあったとしても、日本として来ていただきたい方の話ですから、余り議論のあるところじゃないと思うんです。大いにウエルカムな人たちなんですけれども、そういう方々であっても在留期間が今短い。それを延長するべきだということが指摘をされていると思いますが、海外、ヨーロッパの例などを見まして、来てほしい人であれば在留期間が五年とか十年とかと言われるのが普通だと思えます。日本の場合、この専門的、技術的な能力を持った方々の在留期間の延長についてどのように検討されているのか、お伺いをしたいと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、世界で通用するような専門的な知識でございましてとか技術等を有する優秀な外国人の方の受け入れにつきまして、出入国管理行政としてもこれに貢献していくべきであるというふうに思っております。

現在、一回の許可で与えられます最長の在留期間は法律上三年というふうになっておりますが、今申し上げましたような観点からいたしまして、第三次出入国管理基本計画におきましては、高度な人材について一回に許可される在留期間の伸長を図っていくということとしておりますので、当局といたしましてその方向で検討を進めているところでございます。

○津川委員 いや、ですから、検討を図っていたているのはいいんですが、例えば五年にするとか十年にするとか、あるいは条件をつけるのかわかりませんが、その具体的な話を今お答えいただければと思います。

○三浦政府参考人 具体的な期間につきましては今後検討を進めていくという段階でございましてけれども、現在、例えば構造改革特別区域制度がございまして。この制度におきまして入管法の特例措置が設けられておまして、一定の外国人の研究員などにつきましては、一回に許可される在留期間が五年間に延長されているわけでございまして。この措置につきましては、平成十七年度中に全国展開がされる予定になっております。このような問題の検討ともあわせまして、具体的な内容についての検討を進めてまいりたいと考えております。

○津川委員 ありがとうございます。例えば五年とか、そういった検討になるのかと思います。その次であります、もう一つ、外国人の方が日本に来ていただくときにさまざまな面で問題になるのが、日本語が必ずしもできない。ほかの諸外国と若干違うのが、英語ができればまあ何とかなるかと思つて来たら、日本の場合は何ともならないということがあります。フランス

は昔、英語で話しかけても無視されるという話がありましたけれども、日本人は別に無視しているわけじゃなくて、わからないということがある。これはしようがない話なんですけれども。

ですから、日本に来ていただく以上は、やはり日本語をある程度マスターした方に来ていただく必要があるんだと。全くわからないけれども日本に来て、それで日本語を勉強しようという環境はなかなかできていないと思えますので、日本に来ていただく方には、日本語をやはりしっかりやっていたいただく、日本語能力をある程度担保するということが大事になってくるかと思えますが、その辺について今どのような検討をなされているか、伺います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、日本に來られて生活する方は、日本語を習得しているにこしたことはないというふうにも私も思うわけでございます。

ただ、日本に來られる方でもいろいろなケースがございまして、例えば今、日系の、血縁を重視した形での本邦への在留を認めているようなケースもございまして。こういった方々につきまして、定住者ということで生活されておるわけでありますが、日本語能力要件というものを課すことによりまして、血縁のある方が日本に入つてこれないう方について直ちに入国の要件というふうにするのはなかなか難しいのであろうというふうに思っております。

ただ、先ほど来もちよつと御議論ございましたけれども、現在、専門的、技術的な分野ではないというふうな評価の分野について、いづれ我が国である程度受け入れをするというふうな議論がされる場合には、当然、日本語能力の要件ということもその中の検討の要素の一つとして考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

○津川委員 外国人労働力を大いに受け入れていくような国の中では、その国の言葉ができるのを

ある意味条件としているという。日本に來て定住していただくのはいいけれども、仕事をするという目的で入つてこられる方は、日本語ができるということをお前提にするという考え方もあり得ると思うんですね。それは、先方の国で、母国でしっかりと勉強していただくとか、あるいは先方の国でしっかりと勉強していただくそのシステムのあり方について、こういったものを最低限やつてもらわなきゃいけないよと、認可をするとか、そういうやり方もあり得ると思えます。

あるいは、何らかの条件によつて、余り日本語ができないけれども来てしまふ、しまふという言い方はおかしいかもしれませんが、来る方については、国内でしっかりと勉強していただくことについて、それも何らかの担保をして、それがままならないで仕事だけやっている方には帰つていただく、こういう考え方もあり得ると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○三浦政府参考人 日本語の教育の問題につきましては、法務省だけでにわかにお答えするのは難しい面もございましてけれども、少なくとも、先ほど申し上げましたように、日本に在留される外国人は日本語ができるにこしたことはないわけでございますので、そういった日本語の習得の機会、これは拡大されるべきなのかなと思うわけでございますけれども、それににつきましてどんなことをすべきなのかということとは関係省庁ともよく協議をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○津川委員 例えば留学生、就学生の方々。単純に日本に働きに行こうという方と相当違う、一線を画していると言つていいと思うんです。日本語を勉強する、最低限の部分はある程度わかつていて、なおかつ、日本でさらに日本語の勉強をしたい、日本の文化を勉強したいというふうな方々、そういった方々に、当然、日本を理解していただいて、日本を好きになつていただいて、そういった方々に日本に働いていただくというのは、ただ

次が本題でございますが、今回のこの基本計画の中で、なかなか変わった表現をされたなと思う

のが、これまでの専門的、技術的分野に該当する人々に対してより来やすい状況にするということはもちろん、観光で来られる方もどんどん来ていただきたいというところももちろん、ただ、労働者という考え方、生産年齢人口が減っているということに対応するものとして、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れ」ということを書いています。

きのうの一部の報道では、もうそれを受け入れるんだというような報道がありましたけれども、それはちよつと勇み足かなと思います、その受け入れについて検討していくというんですね。検討していくというだけなら、検討する、いわゆる行政用語でいえば何もしないということも含めて検討するというような話にとられなくもないんですが、その前にもいろいろ言葉がついていて、「着実に検討していく。」こういう日本語は普通余りないと思うんです。着実にいってたら、実行していくとか実施していくという話で、着実に検討していくというのはいまいちよくわからないんです。

そこで、専門的ではない、技術的ではない分野とされている方々の受け入れを検討するらしいですが、どういふ分野の方々を今想定しているのか、お答えをいただきたいと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。
現時点で具体的にこの分野ということをお私ども想定しているわけではございませんが、委員御指摘の表現の部分でございませうけれども、やはり人口減少時代を迎えて、労働力の確保という観点から検討すべき時期に来ているのではないかと、この第三次基本計画の表現の意味するところだろうというふうに思います。

ただ、その中でもいろいろな要因がございまして、これも先ほど委員の御指摘がございまして、大臣からも御答弁がございましたが、国内の治安問題でございませうとか、労働市場に与える影響でございませうとか、産業の発展、構造転換に与える

影響、社会的なコスト等の問題もございませう。こういったさまざまな観点を踏まえた上で検討をすべきである、こういう趣旨で書かれているものとは私は承知しているわけではございます。

現在では、専門的、技術的と評価されていない分野という場面ではいろいろなものがあり得るんだらうと思うのでありますけれども、この基本計画の表現を見ますと、この分野における受け入れというのは、受け入れを前提として検討するということふうには私どもも理解しておりますので、いろいろなお考えがあると思いますので、そういうお考えを伺いながら、今後どういふ方向に持っていくかということについては着実に検討をすべきだ、こういうふうな理解しておるところでございます。

○津川委員 それはわからないですよ。全く入れないことも含めるということでしょう、そうしたら、着実に検討して入れないことになりましたというの、そこまですと、いかに話なんですか、けれども、それはちよつといかがなものかと思えます。局長としてはそういう答弁になるのはある意味では理解しますけれども。

では、もう少し質問を変えますが、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者」というのは、単純労働者というふうな読みかえていいですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘のとおり、現在では専門的、技術的と評価されていない分野と申しますと、かなり幅が広がって、その表現のみでは単純労働者も入ってくるような理解ができるんだらうと思うんですが、そのほかに、実態として専門的、技術的な分野でありながら、入管法等の手当てで必ずしも専門的、技術的という評価をされていないところがあるのではないかと、こういうところをまずはどういふふうに対処していくかということを考えるべきだらうと思っております。
具体的に申しますと、外国の企業と日本の企業、企業同士が契約をいたしまして、外国の企業

の従業員が日本に來まして、日本の企業と連携をして、長期間の出張でございませうね、そこで共同研究開発などを行うというケースがございませう。これを我々、長期出張、こういうふうな言っておるんですが、かなりITとか高度産業分野の方が多いというふうな理解しております。こういう人に対して、今、適切に付与する在留資格が必ずしも設定されていないのではないかと、こういう問題意識がございませう。こゝろ辺を何とか考えていかなきゃならないというのが一つ。

それから、現在、資格の相互認証制度というのを特定の国と行っております。例えば、ある外国においてIT関連の特定の資格を持つている人は、日本の資格を持つていると同等に扱って、来ていただいで働いていただく。こういうところについて、これを要件を緩和していくという方向も一つの考え方かなというふうに思っています。

それと、現在、若干変形になっておりますのが、外国人の方であつて日本の医師国家資格を取つておられる方ですとか日本の看護士の資格を取つておられる方について、さまざまな要因があつたんだらうと思ひますけれども、日本において医師や看護士として就労する年限を制限しておるといふところがある、こういうところも緩和していくというふうな方向で、まずもつてはこういうところを対象に考え方を整理していく必要があるのかなというふうな考えておるところでございます。

○津川委員 今の話は、今現在、専門的、技術的分野とされている分野についての見直しをするという話だと思ひますよ、今の言ひ方は、それはITの關係の相當な技術を持つていらつしやる方なわけでしょう。外国の資格を持つていらつしやるわけでしょう。日本の資格を持つていらつしやる方ですその期間を長くしようという話ですが、基本的に、専門的、技術的な方々の話しか今されなかつたんですよ。
今は専門的、技術的とはされてないけれども、専門的、技術的と言つてもいいんじゃないでしょうか。

ろうかという人についての見直しという話をされているんですが、そういう文章なのか、単純労働者も含めて考えているのか、これはどつちなんですか。

○三浦政府参考人 必ずしも、私が先ほど説明した長期出張者等に限定されるものではないという表現だと思ひます。その中で、どういふ考え方を持つていくかということについてはさまざまな要素を考えながら検討をすべき時期ではないか、こういう意味だと理解しております。

○津川委員 では、単純労働者の定義が何かというのもあるかもしれませんが、報道などでは、農林水産業にかかわるところに入るんじゃないかと、これは単純な推測から書かれたものだとはいひますけれども、この文章の流れからいくと、人が減つたから受け入れをふやすと言つていらっしゃる、要するに、人が足りない分野に入つていただく、こういう読み方が普通にすればできると思うんです。

単純労働者の方々に入つていただくということも検討の材料に入る、そういう答弁だと思ひますが、一点だけ、ちよつと大臣、よろしいですか。今、看護士さんの話が出ましたので、日本の看護士の資格を持つていらつしやる外国人の方が日本で看護士として仕事をされるということについて、御所見があれば伺ひたいと思ひます。

○南野国務大臣 これは、國際的にも看護の連盟というのがカバールされておまして、そこでもいろいろ、例えば東南アジアの方々がアメリカに行くとか、アフリカからどこかに行くとか、それは仕事、ライセンスを持った者がいろいろ全国に散らばらうとしておりますけれども、そういう問題についても各国でちゃんと話し合ひがされております。

日本でも同じく話し合ひがされておまして、日本の看護の立場の人間といたしましては、日本で働く場合には日本のライセンスを取つてほしい。その理由は、先ほど言葉の問題も出ておりましたけれども、人々とかかわり合ひをする職業で

ある以上、コミュニケーションがとれるというのが一番のポイントである。これは若男女を問わないわけでありまして、そういう基本的なベースの上に、そして働きに来ていただくならば、我が国でつくる条件というものにも適合していただきたい。さらにそれに適合した場合、国家試験を受けたらという条件が一緒にレベルに到達した場合、労働賃金は日本の賃金と同じにしてほしいというような条件も我々検討会の中でやっておりますので、これは比較的全国共通しているというふうに思っております。

だから、共通ライセンスは今のところありませんというところで、各国でそれが調整されているものと思っております。

○津川委員 共通ライセンスなり、日本で働く以上は日本で働けるだけのルールにのっとっていただきたいというのは当然あり得ると思いますし、日本語が絶対必要な職業であれば日本語も相当堪能でなければいけない、そういうのはあり得ると思います。専門的な方とか技術的に能力を持っていられっしゃる方々の話だけするならば楽なんです、実際は、現在の日本の社会がそうじゃないという話だと思ふんですよ。単純労働と言われる人たちが、そういう分野の人たちが相当入ってこれている。その中には日本語ができない方も実は相当いらっしゃる。

先ほど、冒頭私は申し上げましたけれども、要するに、日本に来て働いているけれども、ある意味で日本の社会には溶け込んでいない。彼らだけの社会をつくっている。しかも、家族を連れてきて、子供を連れてきて、その家族、子供に対する社会保障制度が不十分であったりとか、これは厚生労働省の方から話をいただければいいんですが、それも、外国人であつてもできるだけしっかりとそういった保障ができるようにやっていただく、あるいは子供であれば外国人であつても教育はしっかりと受けられるようにする。外国人の教育ですから、日本人の教育とは条件が若干違う部分がたくさんありますので、その辺の制度はしっかりと

りつくつていかなきゃいけない。

特に、外国人労働者の多い自治体なんかでは、積極的にその問題を認識して取り組みをしようということとを相当やっているわけです。ただ、日本の国の認識として、日本には単純労働者はいないんだ、そういう認識を持たれているんじゃないのかと思うんです。そういうのはないから、そういう人たちについての働き方、生活の仕方についてのシステムについて十分に検討されてこなかった。

だから、水面下ではそういう人たちはたくさんいるけれども、ある意味で、いろいろなところで弊害、問題が出てきてしまつて、彼らはこつそりと自分たちの社会、コミュニティーをつくつて、多少お金を稼いだら自分の国に帰っていく。あるいは、帰つていこうと思つたけれども、長年住んでいるうちに、子供は、日本語はできるけれども母国語ができなくなつちやつたとか、こんな話も幾らでもあるわけです。それはもう世界的には、例えばドイツとか、ヨーロッパの各国ではそういう例が幾らでもあると、何年間か来るつもり、あるいは何年間か受け入れるつもりだつたけれども、自然発生的に外国人集落というものがどんどんできてしまふ。そういう社会が国の中にできてしまふ。それも、そもそも余り想定しなかったもので、安い賃金で働いていて、その国の人たちと非常に大きな問題を起こしてしまふ。

今大臣がちらつと触れていただいたように、条件を同じにして、外国人であつても日本人と同じような条件で働いていただく、高い賃金で働いていただく。彼らにとつてはプラスだし、雇用者側としては厳しい話かもしれないけれども、日本の労働市場というものを考えたときにはそれが一つ必要な対策じゃないかと思うんです。

大臣、これを読んで私が感じたのは、まさに、現場ではそうなっているのに、現場ではそういう人たちがいろいろ入つてきていろいろな問題が起きているのに、政治の場、特に政治家、大臣がそ

の状況を認めようとしなない、政治的な判断をしようとしなない。日本には技術的な、専門的な方々が入つてくる、それについてどうするかという話しかしなくて、単純労働で入つてこられている方々の現状をある意味で無視してきている、あるいは目をつぶつてきている。それが問題であつて、いや、もう持ちこたえられませんかということがここに書いてあるんだと思うんですよ。法務省がここまで書くのは、私はすごいなと思いますよ。「着実に検討していく」というところまで書いていますから、単純労働者まで。そうですね。私は、やはりそこを政治的に判断しなきゃいけないと思うんです。

これを、とにかくにうちもさつちもいかなくなつてからどうするかという話ではなくて、まさにそういう方々を受け入れるのか、あるいは受け入れない社会にするのか。これはもう選択です。政治がどう判断するか、あるいは国民世論がどう判断するかということだと思ひます。その議論をもうとにかくしてくださいという、これは現場の、役所の方々の悲鳴だと思ひます。入管だけじゃこたえられませんが、一生懸命抑えていたけれどもばねが切れてきて、中々どんどん住んでいるじゃないかと。ないことになつていけるので、どうなっているんだと言われている、我々どうしようもありませんという現場の悲鳴だと思ひます。ですから、これをどう考えるのか。

それからもう一つ、そういう方々を本当に受け入れていくという、ある意味で現状を認識していくときに非常に心配になるのが、やはり外国人に対する差別、偏見です。これも、話の中にも、例えばそういう方々を受け入れていくときには、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える影響を十分に勘案する必要がある、その中には例えば「四つ出ているんですが……(南野国務大臣「何ページですか」と呼ぶ)ごめんなさい、十三ページなんですけれども、その上から五行目ですけれども、「例えば国内の治安に与える影響、

国内労働市場に与える影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等」と。一番最初に出てきているのが治安に与える影響なんですよ、大臣。一番最初に例えば出てきたのが治安だということです。外国人がたくさん入つてくると治安が悪くなると言っているんですよ、ここは。そういう認識でいいんですか、大臣。大臣の認識を伺います。

○南野国務大臣 外国人の方々に来ていただくという観点につきましては、政府はやはり挙げて国際的な観点でそれを広げていこうという体制はとつておりますが、それはいろいろな省庁が関連してきます。先ほど先生がおっしゃったのは、農林の関係でしようし、またそのほかにも経済産業省が掌握しているもの、または文部省、厚生労働省が、いろいろな省庁がありますので、その省庁の間でどのように検討していくかというのは、政府の課題でもあらうかと思ひています。

政府は、閉鎖するということではなく開放する形、受け入れていく形でどうしたらいいかということでございますが、それにつきましても、今先生がおっしゃった、犯罪と直接関係する方、そういうことを私は思つてはいませんけれども、そうならない方法をどうするか。もしそれが事実であるとすればどういう方式でいくかということ、出入国管理という問題点がそこで出てくるというふうに思ひます。そういう意味では、適正に手続をとられた方は日本にお入りいただく、それが適正でない方の場合には、我々にとつては大変悩ましい課題である、その悩ましい課題の問題点になるべく早く解決していかねばならない。

今先生が治安とおっしゃったことについては、不法に滞在しておられる方が二十五万人おられるという、それをどのように半減するかということまで法務省の課題としてあるというわけでございますので、仕事をしていた方々はどうぞ歓迎しているところでありまして、

○津川委員 不法滞在だから法を犯しているじゃ

ないかとおっしゃるかもしれませんが……
〔南野国務大臣〕「そんなこと言っていない。それは言っていないですよ」と呼ぶ。いやいや、不法滞在がこれだけと言いますけれども、それはルールがそうなっちゃっているんですよ。いや、なっちゃっているとおかしいかもしれませんけれども、現実には合っていないんですよ。

私は、治安に与える影響もそれは大事だと思えますよ。外国人がたくさん入ってくるときに、そういった方々が日本でどういう生活をされるのか。だけれども、それは、日本人であろうが外国人であろうが、犯罪を減らしていかなきゃいけないし、犯罪が起こったときにはちゃんと検挙していただかなきゃいけないという話であって、外国人が多くなると治安が悪くなるというのは、やはりちょっと問題だと思えますね。そういう認識は、〔南野国務大臣〕「そういう話じゃない」と呼ぶ。いや、そうじゃなくて、いいですか、例えば、「国内の治安に与える影響」というのが一番最初に出てくること自体が問題だと言っているんですよ。

私が一番大きな問題だと言っているのは、やはり労働市場に与える影響ですよ。労働市場に与える影響というのは、今、日本で働いている人たちが安い労働力がどんどん入ってきて困る、そういう問題点もありますが、もう一つは、単純労働の外国人の方々は全部帰ってくださいますか、あるいは日本の賃金水準と全く同じにしてくださいとか、すべて日本の社会保障制度と同じような条件を与えてくださいますかと言われたら困る中小企業が山ほどあるんですよ、現実には。政治家だからわかるでしょう、現場を歩けばそんなところが幾らでもあるのは。

だから、今もう既に、どうやって受け入れようかという話の段階をある意味で超えちゃったんですよ。たくさん入ってきているんですよ。その現実をしっかりと見て、そういった方々にどういうルールで働いていただくか、どういうルールで生活をしていただくかということを早急に議論しなきゃいけない。これから検討しますということを政治

家が言っている場合ではないと私は思うんですよ。

現場の方々ですら、もう法務省でも、厚生労働省、ごめんなさい、ちよっともう答弁をいただく時間がないけれども、厚生労働省でも警察庁でも、一つの省庁ではもう対応できません。だからやるんだといったら、もう政治家が議論するしかないわけですよ。政治家が判断するしかないわけ、その議論をきょうさせていたできたかったんですよ、できませんでしたけれども。

ぜひ、外国人がたくさん入ってくるとどうなるかとか、技術的な、専門的な分野をどうするかという話の段階でどまるのではなくて、現実を見ていただいて、もういわゆる単純労働に相当多くの方々が入っていらつしやる、その中でいろいろな問題点が起こっているという、その現実にも立ち返った上で、どうやって受け入れていくべきなのか、受け入れていかなければいけない議論をぜひさせていたいただきたいと思えます。

時間になりましたので、終わります。どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、小林千代美さん。

○小林(千)委員 民主党の小林千代美です。

きょう、三月三十日に民主党は、野党三党と共同提出いたしました、夫婦別姓制度に関する民法の一部を改正する法律案を参議院の方に提出いたしました。これは、衆参合わせて十一回目になります。めげずに出し続けなければいけないと思っているんですけれども、参議院が選挙をやりまして廃案になりましたので、新規に提出をし直しました。衆議院では、十五年の衆議院選挙の後、十六年の百五十九国会で提出をしております、これは引き続きの継続審査というふうになっております。

実は、私も当事者でした。平成七年から五年間ぐらい別姓を実施しておりました。民間の会社で働いておりました、婚姻届は出していたものですが、いわゆる通称姓、旧姓を通称姓として使っております、その煩わしさ、面倒くささという

のが本当に身にしまして、自分で体験してきた者の一人として、また、議員になる前から、この問題につきましましては地元市民運動ですとかそういうところで取り組んでまいりましたので、一日も早くこの法案が通ることを願っている者の一人でございます。

この問題が十年ぐらい前から国会でも議論に上げられておるところは御承知のとおりだと思います。平成八年に法制審議会が答申を大臣に対して出したわけでございますけれども、以来十年間、何も政府としては動きがありません。

審議会の答申というものは、私たち、さまざまな法案を審議する上で参考にしなければいけないことですし、答申を受けて法案になつてきたときに、例えばこの部分が採用されたのか、採用されなかったのかということを見ることは大変重要なことだと思っております。大臣、平成八年からもう既に十年間経過しようとしておりますけれども、法制審議会が答申を大臣にしながら、閣法として今まで全く出てきていない。それは過去に三答申しかないそうなんです、法制審議会が答申を大臣に出しながら、閣法として提案されなかったものは、圧倒的少数だということです。

大臣、法制審議会が答申を出しながら、今まで政府として、閣法として提出していない、この理由は何なんですか。

○南野国務大臣 先生の熱を入れてのこの夫婦別氏等の課題があるかと思っております。きょうお出しになられたということで、いずれ我々の方にもその趣旨が伝えられるというふうに思っております。

我々は別氏と呼んでいます、選択的な夫婦別氏等につきましては、法務省といたしまして、平成八年二月の法制審議会の答申を踏まえつつ、少しでも多くの方の御理解を得られるように努力を続けてきたところであります。

先生がきょうお出しになられて、議員の間でもそれが周知するという方向であろうかと思っておりますが、しかしながら、この問題は、国民各層

や関係各方面でさまざまな議論があるということも承知いたしております。

政府として提出することにつきましては、なお各方面の御理解を得ることが難しい現状にあると言わざるを得ない、そういう認識を私は持つておりまして、したがって、現在のところ、閣法として提出するに至っていないということであろ

うかと思えます。

○小林(千)委員 この十年間、どのような検討をして、取り組みを関係各府省が行ってきたのかというところも私は指摘をしていかなければいけないと思うわけなんです。

男女共同参画基本法というものができ上がりました、それに基づき、基本計画というものができ上がっております。

平成十二年に男女共同参画基本計画が上げられて、男女共同参画の視点に立つた社会制度・慣行の見直し、意識の改革というのが項目の中に挙げられております。それをするために、「具体的施策」といたしまして、「家族に関する法制の整備」というものを具体的にここでは挙げられていまして、「選択的夫婦別氏制度の導入」や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえて、引き続き検討を進める」という具体的施策が書いてございまして、「担当府省」として、内閣府、法務省、財務省、厚労省、関係府省となつてい

るわけなんです。

まず最初に、この担当府省とされております内閣府の方に伺います。この具体的施策を受けて、担当府省の内閣府といたしまして、この間、どのような検討あるいは取り組みをされていらつしやるでしょうか。

○名取政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成十二年十二月に閣議決定されました男女共同参画基本計画におきましては、男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入について、国民の意識の動向を踏まえて、引き続き検討を進めるとされております。

内閣府におきましては、これを踏まえまして、男女共同参画会議基本問題専門調査会におきまして調査検討を進めまして、平成十三年十月には「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を取りまとめたところでございます。この中で、「個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するため、夫婦が同氏か別氏かを選択できる選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいと考える。」としておられるところでござい

○小林(千)委員 では、引き続き法務大臣の方に、このような施策がありまして、それを受けて具体的に実施をしなければいけない担当省として、法務省として、この五年間、どのような取り組みをしていこうというのでしょうか。

○南野国務大臣 委員御指摘の基本計画を受けまして、世論の動向を把握するために、平成十三年五月に、内閣府において選択的夫婦別氏制度に関する世論調査が実施されました。この世論調査では、この制度の導入に賛成する意見も以前よりふえてきましたけれども、その一方で、今の法律を改める必要はないという意見や、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めればよいとする意見も相当数あったということございまして、国民の意見がなお分かれているということござい

○小林(千)委員 実際には具体的な取り組みが、十二年、十三年ごろは随分積極的に行われていた時代もあったように思いますが、当時、大臣は森山大臣でしたね。その後、五年間くらい議論がストップしている、取り組みが、あるいは検討がストップしているのかのように思えてなりません。

世論調査というの、各種、いろいろなところ

がやっていますよ。もちろん政府としてもやっていますけれども、さまざまな民間の団体ですとかあるいはマスコミなんかもやっております。政府としては、世論調査、この間、昭和六十二年ぐら

○小林(千)委員 実際には具体的な取り組みが、十二年、十三年ごろは随分積極的に行われていた時代もあったように思いますが、当時、大臣は森山大臣でしたね。その後、五年間くらい議論がストップしている、取り組みが、あるいは検討がストップしているのかのように思えてなりません。

○南野国務大臣 先生おっしゃる選択的夫婦別氏制度については、家族のあり方とも大きく関連する問題であろうかと。そういう意味では、世論の動向を的確に把握することが重要である。先ほど申しましたけれども、前回の世論調査から既に四年近くが経過いたしておりますので、今後、再度の世論調査の実施について、調査を所管している内閣府と相談しながら検討していきたいというふうに思っております。

○小林(千)委員 実際には具体的な取り組みが、十二年、十三年ごろは随分積極的に行われていた時代もあったように思いますが、当時、大臣は森山大臣でしたね。その後、五年間くらい議論がストップしている、取り組みが、あるいは検討がストップしているのかのように思えてなりません。

この間、さまざま、森山大臣の御発言もありましたし、前野沢大臣も、この件に関しては御自身のお考えも発表していらつしやいます。南野大臣御本人として、この選択的夫婦別氏導入については、個人としてどのようにお考えでしょうか。

○南野国務大臣 個人としてお伺いになるならば、私は、生まれてこの方、南野という姓だけで通してきておりますので、そういうような観点から、特に他者がどのようにお感じになっているかということをお聞きしたい。今収集させていただいて、どのような立場で生活することが当事者にとっていいのかということも今検討しているところであり

○小林(千)委員 私は、大臣御本人のお考えを聞きたかったんです。自分は当事者でないから必要はない。いつ必要になるかわからないです、大臣。いつ自分が当事者になるかわからないです、それは、自分が当事者でなくても、世の中にはそういう当事者はいらつしやるわけです。もちろん両方の意見があると思います。賛成派の方もいらつしやる、反対派の方もいらつしやる。もち

○小林(千)委員 私は、大臣御本人のお考えを聞きたかったんです。自分は当事者でないから必要はない。いつ必要になるかわからないです、大臣。いつ自分が当事者になるかわからないです、それは、自分が当事者でなくても、世の中にはそういう当事者はいらつしやるわけです。もちろん両方の意見があると思います。賛成派の方もいらつしやる、反対派の方もいらつしやる。もち

○小林(千)委員 私は、大臣御本人のお考えを聞きたかったんです。自分は当事者でないから必要はない。いつ必要になるかわからないです、大臣。いつ自分が当事者になるかわからないです、それは、自分が当事者でなくても、世の中にはそういう当事者はいらつしやるわけです。もちろん両方の意見があると思います。賛成派の方もいらつしやる、反対派の方もいらつしやる。もち

ろんそれは勘案していかなくちゃいけない。大臣個人、どういふふうにお考えですか。

○南野国務大臣 私個人としては、両親が一つの名称を持ってもらったということは、子供としてうれしいなと思っています。家に帰って、私の母は吉留さん、父は南野さん。父と話をするとき

○小林(千)委員 承知いたしました。

ただ、家の中で、自分のお父さん、お母さんに向かって、南野さん、吉留さんというふう

○小林(千)委員 承知いたしました。

○小林(千)委員 承知いたしました。

○小林(千)委員 承知いたしました。

れを見ると、民事局から来た内容をそのままコピーしてくっつけて通達しているんですよ。

それで、各市町村は、具体的に窓口でそういった市民が来たら対応に当たらなければいけないわけですから、どうしているのかなというふうに思いました。まあ、行く方としては、自分の子供をこういうふうに通達を変えたい、プライバシーの侵害にも当たるからということで、例えば手続に何が必要なんだろう、どういう書類が必要なんだろう、できれば市役所に行くのは一回で済ませたいという思いは当然でしょうから、あらかじめいろいろなことは下調べしておきたいわけなんです。

しかしながら、地元の市役所のホームページなどを見てみると、書いていないところが圧倒的なんです。いろいろ探しまして、やっと見つかった。ある市の出生届に関するホームページのところで、嫡出でないお子さんの表記が変わりました、こうこうこうこうです、詳しくは法務省民事局のページをごらんください。法務省民事局のページを見ますと、詳しくは市町村にお尋ねください。たらい回し、または責任の転嫁、押しつけ、これでどうやって周知徹底したんですか。

○寺田政府参考人 この問題は、身分関係で一つ重要な論点でもございましたので、私どもいたしましたし、取り扱いを変えた直後に、おっしゃるとおりいろいろな形で広報いたしました。記者の対応もいたしまして、記者発表の形で、問題の性質それから取り扱いの変更について詳しく御説明も申し上げましたし、また、ホームページでも、今御批判がございましたけれども、制度の概要については御説明したわけです。

ただ、私どもとしては、先ほど申し上げました通達で、具体的な手続については市町村の方で御説明になるという前提で広報したつもりでございしますが、必ずしもその趣旨が市町村に御理解いただけなくて、おっしゃるとおりやそこがあるような印象を与えたということは、まことに遺憾でございます。

具体的な手続的な御相談は、現地の市町村で十分にやれるような体制というものをとっていくように努力をいたしたいと思っております。

○小林(千)委員 国で定められた省令の改正で地元自治体は取り組まなきゃいけないわけですから、このような不誠実な言い方は十分でない対応では、本当に市町村にとってはいい迷惑ですよ。当然、法務局にお問い合わせくださいということになってしましますので、ここはもうちょっと丁寧な各自治体への対応というものをすべきじゃないでしょうか。

もう一つ指摘したいんですけれども、私も、出生届を自分の市に行っておとともらってきまして、法改正により新しい様式になったものなんですけれども、行ったら、住民票をもらうところですとかテールプがありまして、当然そこに並んでいるのかなと思いましたがなかったんですね、出生届が。ですので、窓口に行きまして、窓口の職員の方に、済みません、出生届くださいというふうに言いました。そうしたら、窓口の人が奥に行つてごちゃごちゃと話し合っていて、奥から段ボールを引っぱり出して新しい袋をあけて、はいどうぞというふうに通達されたんです。

これは何でなんだろう。その市は、施行令が改正されてからこの五カ月間、一人も子供が生まれなかったというところは考えられない。今のを法務省に伺いましたら、今までの様式のものに二重線が消して、古いのはもったいないから使いなさいとおっしゃっているんです。

でも、これは事がプライバシーに関することです、これで以前の出生届を使わなくすることで幾ら経費節減かわからない。ほかに経費節減しなければいけない、むだ遣いをやめなければいけないところは山ほどあるんですから、新しい出生届ぐらい使わせたらどうですか。

○寺田政府参考人 戸籍事務といえますのは、そもそも論で申し上げておきますが、法定受託事務ということで、基本的な制度の根幹というのは国の方で決めますが、実際の事務というのは市町

村の窓口で行うということが長年にわたる扱いでございまして、市町村の方も、戸籍の扱いがどういふことになるかということ、国の方から通知を受けて、実際に実務に当たる人という方も養成をし、その上で具体的な事務を窓口で行っているという体制でございまして、必ずしも詳細を全部国の方でまず御説明しなくても、市町村の方で制度の取り扱いの変更を受けて実際の事務を行える体制はあるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、時に十分でないところがございますので、これはまた反省点とさせていただきます。

今の点は、出生届の変更の際に、なお十分に従来の届け出書というものを抱えている市町村もございまして、そういう扱いにいたしましたわけでございますが、この問題に限らず、戸籍全般にプライバシーの問題というのは非常に重要になってきておりますし、個人情報保護の保護という意味でも、従来とは違った感覚でやっていかなくちゃならないだろうと思っております。これは今後私ども十分に、いろいろな具体的な取り扱いの面で見直しをする必要があるのかもしれませんが、これは制度上の問題ではなくて、その点は御指摘のとおり十分配慮をいたしたいと思っております。

○小林(千)委員 市町村に対しては、もうちょっと親切な対応をしていただきたいというふうに思っています。さて、プライバシーの話も出しましたけれども、そもそも、この施行令の改正、なぜ改正をされたんでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、非嫡出子の表記をどのようにするかということがかねてから問題になっておりまして、平成十六年、昨年の三月二日に東京地裁で、この点が争点になっていた事件について判決が出ました。その判決においては、嫡出でない子の戸籍の続柄欄の記載のあり方につきまして、従来のやり方では問題があるという御指摘が判決の中でされたわけでありまして、そこで、この記載でなければならぬのかとい

う問題意識もかねてから持っておりますので、当事者の方々の御要望というものも十分にしっかりとした上で、嫡出でない子の戸籍の続柄欄というものの記載を、従来のように男、女という形から長男、長女という形に改めたわけでございます。

○小林(千)委員 一つの裁判の判決がこの改正の理由になっているわけでございます。ところが、この東京地裁の裁判、先日三月二十四日に高裁の判決がありまして、内容は、一審判決を覆す、プライバシーの侵害には当たらないという内容でした。

個々の裁判について大臣に見識を、この場合どうなんですかというの、今まで聞いてもお答えいただけないことが多いわけなんですけれども、一般的に、このように一見見て婚外子、非嫡出子だというふうにわかってしまふ、これはプライバシーの侵害であり、法のものとの平等を侵しているものではないんですか、大臣。

○南野国務大臣 戸籍ということにしましては、親族的身分関係というものをまず正確に明記しなければならぬ、そういう登録する問題がこの戸籍というところにありますけれども、それを公証することを目的とする制度でもあります。

これは、民法上、嫡出子とそうでない子とでは法的地位に差異がある以上、戸籍においては子が嫡出であるか否かということとを区別ができるようにしておく必要がある。そういうふうなことで、このような記載方法は合理的で、区別であるということとは差別ではないというふうな解釈をいたします。そういうプライバシーの侵害に当たるものでもないということがこの問題の理解であると思っております。

○小林(千)委員 一番でこのような判決が出て、プライバシーの侵害に当たるからこの戸籍法施行規則を改正したんですね。プライバシーの侵害ではないんですか。

確かに、今の民法九百条、嫡出子とそうでない子の相続については差異がございます。しかしな

が、それだからといって、公開性のある戸籍、これはだれもが閲覧することが、取り寄せることができます。戸籍謄本あるいは戸籍抄本にも載っております。

例えば就職をするときに、会社にあるいは職場に提出するということもあるでしょう。一目見て嫡出子かそうでないかということがわかる。それにより、今さまざまな差別というものが実際に起きているわけなんです。そのような、例えば民法九百条があるからといって、一見してわかるような情報をさらしているのかという問題です。大臣、この記載は差別には当たらないんですか。大臣に伺っています。

○寺田政府参考人 大臣のお答えの前に、基本的な理解について若干御説明申し上げます。

まず、私どもが戸籍の取り扱いを変えました、その施行規則を改正いたしましたのは、従来の扱いが憲法上問題であるからというわけではなく、適当な適当でないか、相当か相当でないかというレベルで、今のままの制度を維持しておく必要はないんじゃないか、そういう考えから変更したわけで、決して、従来の扱いが憲法上問題であった、あるいは法律の非常に高い価値の上で問題があったという意味ではございません。

もう一つは、先ほど委員は、戸籍はだれでも取り寄せたら見ることができるとおっしゃいましたが、戸籍は御本人その他利害関係のある方しか取り寄せることはできません。基本的に、登記のようない公示制度とは違いますが、これは御本人の身分を御本人が第三者に対して証明する際に用いられるというのが主たる目的でございます。だれでも見られるというような形ではございません。むしろ昨今、このようなプライバシーの考慮等もありまして、これについての取り扱いには非常に慎重にしているというのが現実でございます。

○小林(千)委員 この戸籍法の第十条というところには、戸籍は何人でも謄本等の交付を請求ができ、公開が原則とされているというふうに書いてあるわけなんです。

最近のいろいろな、例えばおれおれ詐欺ですとか振り込め詐欺ですとか、そういったところにこういった個人のプライバシーというものが利用されてしまつてそのような被害に遭っているという現実があるわけですし、そういったところで情報をどういうふうに通断するかといいますが、慎重にやらなければいけない。それで、先ほどこの戸籍法施行令の改正があったわけなんです。

では、なぜ今までのこの戸籍法の省令というものを改めたんですか。維持する必要があるというふうな局長はおっしゃいましたけれども、大臣、これはプライバシーの侵害であるということだから改正したんでしょう。

○寺田政府参考人 先ほど大臣が申し上げたことは、プライバシーという憲法上の配慮から見て、それについての侵害に当たるかどうかという意味では、高裁の判決が現にあつたように、それはプライバシーの侵害ではないということになります。ただ、プライバシーというものの侵害に当たらない場合であっても、そのプライバシーの観点も含めて見て適当か適当でないかという判断はあ

るわけでございます。

戸籍は、先ほど申しましたように、最終的にその人の身分関係がわかるようにしなければならぬわけでございますが、続柄欄に何も明らかに非嫡出子であるということと殊さら強調してわかるようにしておく必要がなくて、身分事項欄で総合してわかればよいという配慮もあるわけでございます。ですので、そういうさまざまな配慮をした上で変更を決めた、こういうことになるわけでございます。

○南野国務大臣 今お答えいたしましたことが、この記載についてのプライバシーということとは、そうではないということの最高裁の判例などもござい

ます。そういうことを御了解いただきたいと思っております。

○小林(千)委員 どうも、この間の質問の中で答弁がずれているような気がしてなりません。先ほど、戸籍法の改正でこのような市町村に質問しましたときは、プライバシーの問題もあるから変えたんだということをおっしゃっているが、今は、プライバシーの侵害ではないというふうにおっしゃっている。これは私、もう一度この自分の会議録を見直して、もう一度後で質問をさせていただきます。今の一連の答弁の中で矛盾するところはなかったかどうか、後でまた検証させていただきます。この婚外子差別については、国連のさまざまな機関も日本に対して勧告を出しているところがございます。

民主党の藤田一枝議員が、この件につきまして、先日、質問主意書を提出いたしました。例えば、国連の人権委員会、児童の権利に関する委員会、あるいは女子に対する差別の撤廃に関する委員会の中で、この婚外子差別については日本に対して勧告を行っております。

しかしながら、それに対して答弁書の中では、そのような勧告は「いずれも法的拘束力を有するものではない」というふうに切り捨てている。ところが、日本はこのさまざまな条約を批准しているんです。批准国としての責任はないんでしょうか、大臣。

○南野国務大臣 我が国は、女子差別撤廃条約の締約国であります。今、批准しているとおっしゃった、そのとおりであります。これらの条約の規定を遵守する義務を負うのは当然である。しかし、議員の御指摘の、嫡出でない子の相続分の問題につきましては、男女平等の理念にも反するものではありません。これは不合理な差別に

も当たります。そういう意味で、女子差別撤廃条約等の条約に違反するものではないと認識しております。

○小林(千)委員 確かに、非嫡出子、男の子だったから、女の子だったからで差別されているわけじゃないですよ。嫡出子か非嫡出子かで差別されているわけなんです。児童の権利に関する委員会でも、そういった観点から日本に対して勧告をしているわけでございます。

それに対して、日本は、批准国としての、締約国としての責任をどういうふうにお考えなんですか、大臣。

○南野国務大臣 締約国の責任というのは先ほど申し上げたとおりでございますので、条約の締約国として責任を果たしていないということではないということで、これは差別ではないということでございます。

条約委員会の最終見解に反しているとも言えません。それは、条約委員会の最終見解がもつものでもあれば、法的拘束力を有するものではないとしても、これに従うことも検討しなければならぬと思っております。嫡出でない子の相続分に対する最終見解ということが条約に対する理解を誤っていると考えておりますので、その最終見解を受けて民法改正をする必要もないというふうに思っております。

ですから、締約に違反してはいないということと同時に、民法改正をすることも必要かと問われ

たら、それをする必要はないということでございます。

○小林(千)委員 条約締約国だけれども、法的拘束力をその勧告は有しているものでないということとで切り捨ててるんであつたら、それは、今度共謀罪が出てくるのかも知れないですけども、何という条約でしたか、あの条約を日本が批准するために日本の国内の刑法を改正する必要はないんですよ。条約批准国としての責任というものをちゃんと果たすべきでしょう。

日本が批准をしている限り、このような勧告を

国連の委員会が出されている。そして、委員会のメンバーの中には、各国から入っておりますけれども、日本からも代表者としてその委員のメンバーに入っている。この間、さまざまな国連の勧告というものを、例の難民の問題にいたしまして日本は無視し続けているわけなんですけれども、世界の中で責任を果たす役割を持つ日本として、こういったところもきちんと対応する必要があるにあると思います。

この選択的夫婦別姓の問題に對しましては、子を持ちたいと思うカップルあるいは夫婦に對しても切実な問題でもございます。私たちも国会の中あるいは世論を通して活発な審議を引き続き行っていきたいと思っておりますので、法務省もこれからもしっかりと検討をしてください。よろしく願います。

○南野国務大臣 ちよつと訂正させていただきます。先ほど最高裁と言いましたけれども、高裁の判例でございます。

○小林(千)委員 以上です。終了します。

○塩崎委員長 午前十一時三十分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時三十分休憩

午前十一時三十分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。樽井良和君。

○樽井委員 民主党の樽井良和です。休憩を挟んだの委員会にわざわざまた駆けつけていただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは、死因究明プロジェクトというのをやっておりまして、司法解剖の件についてお伺いいたします。

日本では解剖率というのが極めて低い。欧米ですと、不明の死体というのは大体一〇%から五〇%解剖して調べるといことなんです。我が国の場合、これが四%ぐらいだ。そういった中

で、死因が不明の死体は解剖されずほとんど、変死体なのですが火葬されてしまっている。そんな中で、いろいろな殺人事件がやみに葬られている可能性というのが多々あるのではないかとというような話がありますので、この辺についてお伺いしたいのですが、変死体があった場合の死因究明の現状についてお伺いいたします。

○大林政府参考人 法律の建前からまず御説明したいと思いますが、司法検視がまずその前提となると思いますが、司法検視は、刑事訴訟法上、変死者または変死の疑いのある死体について行うこととされておりまして、個々の事案ごとに検察官がその要件に該当するか否かを具体的状況に即して判断し、司法検視の実施の要否を決しているものと承知しております。

○樽井委員 実際には警察の方が、ちよつと怪しいなということになりますと検視ということをする。検察官の代行で警察官が、五官によって、視覚とか聴覚、嗅覚、見た感じとかで、これは殺人の可能性があると、こういった亡くなり方をされたのだというのをまず見るといことなのですが、これがなかなか問題になっていると思いたす。実際には、内部を切り開いてみないとわからないということが多々あるというように報告を受けておりますし、何か死因不明ということで立ち会ったお医者さんが書く、警察から電話がかかってきて、ちよつとこれでは困るから何かもつともらしい結果を書いてくれとあって、それで大体心筋梗塞だということ、日本のちよつと不明の死体はやはり心筋梗塞が多い、そういうふうな報告も出ております。

警察の代行のときに、大体どのようなことで確かめて、実際の信憑性とかはどういったことになっているのでしょうか。その実情の方をお伺いしたいのですが。

○和田政府参考人 警察におきまして検視をする場合については、まず死体の状況でございます。これはいろいろな死体現象がございますので、死後硬直の状況であるとか、あるいは外傷の有無で

ありますとか、それに加えて死体の現存する場所、周囲の状況でございます。その状況に加えて、関係者からの、あるいは目撃者がいなかったかどうか等、それから亡くなった方について聞き得る範囲でその周囲の状況を見て、犯罪性があるのかないのかということをお判断しておるところでございます。

○樽井委員 実際に、バイク事故で亡くなったというところで報告を受けているケースとかもあるのですけれども、そういうのも何か、写真で見ると外傷が余りそれらしくなかったりとか、あるいはヘルメットが横にちゃんと脱いだ状態で置かれていたとか、そういった写真が残っている。そういった状況でありながらも、では殺人の、いじめの可能性があるのではないかとということになれば、もう死体はすぐ火葬されているので証拠がなくなっているというようにも実際に報告されておりますので、この辺、難しいと思いたすけれども、もうちよつときちんとした検査の方法がないものかどうかと思うわけです。

実際にCTスキャンとかMRIを使つて調べた場合、二十体に四体ぐらいの割合で、外で検視しただけの状況とは違う内容であることが発見された、あるいはわかつたというケースがあるのですが、このCTスキャン、MRI、こういった部分を使うということは、今のところ現状ではやらないのでしょうか。

○和田政府参考人 警察におきまして検視をする際に、CT検査なりあるいはMRIを使つて警察が検視をしたという例はございません。

○樽井委員 実際に、一つずつのケースですとまだ対応もできると思うのですが、今回ありましたように、例えばスマトラ沖で大量に地震の結果亡くなられたとか、新潟中越地震もありましたし、あるいは将来、ひよつとしたらテロ等が起つた場合、大量のそういった亡くなられた方を検査する上において、一人ずつ見ていくということでは対応ができませんかということなんです。そういう中で、CTスキャン、MRI、こう

いったものをどんどん入れていくことによって、迅速にそういったことを処理できるし、当然そうすべきだと思います。

また、正確さを期する部分でも新しい技術を入れていくのは大事です。日本の倫理の面で考えますと、身内でも亡くなったときに、そんなメスを突き立てられたり解剖されたりすることというのが、それほど望む国民性ではないといひますか、そういったことを望まないで、切つたり中をのぞいたりしないで検査できる、そういったシステムを国としてつくっていくべきではないかと思いたす。もつときちゃんと管理された、そういった法医学解剖センターみたいなところを設置するとか、そういったことにも力を入れていただいたし、そういったことを強く求めるのは、今回の地震とかで大量発生した死骸の身元確認とか、そういった面においても非常に効率が悪いということ、国の方で、あるいはいろいろな省庁から要望して、そういったCTスキャンとかMRI、こういったものを死体の検視に充てるようなシステムを取り込んでいただいたしたいと思います。

あと、薬物殺人というのが、外ではぱつと見たら余りわからないのです。これでノーチェックになる可能性があるということなんです。薬物殺人というのはどのようにして現状調べているのでしょうか。

○和田政府参考人 まず、死体の現象等から薬物が疑われる場合もございます。それから、実際に解剖に付した上で、臓器あるいは血液等の薬物検査によつて薬物が検出されたというケースもございまして、そういったことを端緒にして薬物による殺人事件ではないかということで捜査している場合もございまして。

○樽井委員 ところが、例えば石垣島で旅行中の妻が殺害されたトリカブト事件というのは、これは最初は見えられずに二件目で発見された。さらに有名なところではいいいますと、和歌山の毒物カレー事件、これは砒素で亡くなられたのですが、これも何件かのそういった殺人が行われた後初め

てわかったということなんです。だから、早くそれに気づけば、犯人逮捕、そういつたところにも結びつきますので、被害者がどんどん拡大されずに済むわけです。

実際に、薬物の件でスクリーニングしたり調べたりする部分で、民間の方で調べると大体二十万ぐらいかかるらしいのですが、ほとんどそういういた費用も組まれていない。二万円ぐらいでやられているということなんです。先ほどの件に戻りますが、実際に見分には立ち会った医師の謝礼と言っているのですね。余りにも予算が低過ぎるのではないかなと思うのですが、その辺の問題点についていかがお考えでしょうか。

○和田政府参考人 死体を検視する際の立ち会った医師の検察の謝金でありますとか、あと薬物等の検査の委託料につきまして、非常に安いのではないかなという御指摘がございました。これは日本法医学会の方からもそういった旨の要望も受けておりまして、現在、警察庁と日本法医学会とでそういった司法解剖等に関する問題について協議を進めておるところでございます。そういった協議の中でいろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

○樽井委員 死体検案に立ち会う医師の謝礼金というのは大体三千元というのは、これは決まっている額なんですか。それとも、各地方によつてばらばらとか、そのときの通例でこんなものだというようなことなんですか。

○和田政府参考人 国庫におきまして予算上の措置として、一件につきまして三千元という形で予算を組んでおるところでございます。

○樽井委員 その辺の予算につきましても、普通お医者さんが出かけてきて、見て、実際に三千元もらって帰るという、ちょっと餓鬼の使いじやあらへんというような世界で、謝礼というよりはもうちょっときちんとした給料として決められた額なりがあった方がいいんじゃないかな。例えば最低でも二万ぐらいは要るんじゃないかなという

ふうに普通考えるんですが、まあその辺はまた議論して、ちょっと三千元は少ないと思いますので、また検討していただけたらと思います。

それで、実際に、留置場の中で死亡した人を余り解剖しないというのも日本だけだ、そういったこともありまして、今、法務委員会で行刑改革の方もやっているものから、ちょっとあわせての質問になりますけれども、刑務所の医療が余りにも脆弱だ、実際に司法解剖の方も脆弱だということになりますと、例えばそういった刑務所で亡くなられた方、あるいは刑務所で病気になされた方を診るお医者さん、それとあわせて、怪しい変死体でありますとかそういったものを調べる付き添いのお医者さん、こういったものも同時にふやしていけないかと思うんですが、その辺の制度上の見解といたしますか、これはちょっと通告していませんけれども、大臣、どう思われますか。

○大林政府参考人 今のは矯正局の体制の問題なので、私の立場からちょっとお答えできるかどうかというところなんですけれども、ただ、今御指摘のありました、例えば刑務所で亡くなられた方がいるという場合は、これは原則として検事が検視を立ち会って見て、それが犯罪死の疑いがないかどうかということの確認する建前になっております。これは名古屋刑務所の事件を契機としていろいろ御指摘がありまして、検察庁においてもこのところをきちんとやらなきゃならぬという認識でおりますので、やはりそういう疑いを招かないようなシステムといえますか、そういう運用が必要だということふうに考えております。

○樽井委員 どちらにしても、同時に充実させるということも一つ考慮に入れていただきたいと思いますし、これは人手不足というのが非常に問題だと思えます。

これは実際に千葉県の法医学の教授が書いたものなんです、千葉県で六千体以上の変死体が発見されている、だけれども担当者が二人しかいない、こんな状況も書かれております。これは、例えば免許といいますが、普通のお医者さんでも検

視をしていいんですか。それとも、検視官の免許というものがあつて、それを取得するのは何か要るんじゃないかな。

○和田政府参考人 警察において検視を担当している者について、特にそういう免許とかというのはございません。一応、一次的には警察署の刑事課長、係長が、これらは一定の研修、教養を受けた者でございますし、二次的には警察本部に検視官ということで、これは警察大学校等において一定期間の教養とそれから法医学教室等で研修を受けた者でございます。

それから、立ち会うべき医師の方については、医師の方であれば、別にどなたということでも特に何か特定の資格とかいうものは必要ではないということでございます。

○樽井委員 例えば、引退された医師の方でありますとか、まだ医学習い始めの医師の方の方でありますとか、そういった方も人手不足の中ではどういうふうな位置づけでこれを見ることを許されるのかということも考えていいのかなと思つたりもします。

要するに、人手不足を解消するために、その地位の向上でありますとか、法医学解剖センターを設置するだとか、あるいは先ほど言いましたような、国としてのシステムとして刑務所医療との改善の連動で人員を募集していくだとか、こういったこともやっていかなければなかなか解消できない。余りにも少人数でこれをチェックする体制です。いまいちうまいこといっていないんじゃないかなというのが外から見た感じなんです、人手不足を解消するための認識があるのかないのか、そしてふやすような措置をとろうとしているのかどうか。現状でいいのか、もうちょっとふやそうというような展望があるのか、その辺お聞かせ願えますか。

○和田政府参考人 まず、死体の検視の場合の立ち会ひの医師の方については、大体各警察署で最低一名ないし二名の方を委嘱しております、特

にその方々で不足しているという状況はないと思えます。

それからあと解剖する場合の、いわゆる法医学を専門にされる先生、法医学の先生という方かそういう方についても、一応それぞれ大学の法医学教室においてやっておられる先生方で、格別今特に何か不足をして大変困っているという状況はまだ承知をいたしております。

○樽井委員 その大学の先生なんです、大学は独立法人化で金銭的な制度の維持が無理になってくるんじゃないかということがちょっと危惧されるんです。ヨーロッパでは大体大学というのは国立である。それで、アメリカの場合は検視庁というのが存在している。

こういう中で、日本の今後のそういった制度、例えば、このままやてしまつて二〇〇七年度ぐらいから大体一件二十万円で病院でいのように使われかねないんじゃないかというような疑念も持たれているんですが、その辺の見解なり所見なり、お伺いできますか。

○大林政府参考人 大学の位置づけの問題は私どもで申し上げられることではないんですけども、今警察から御説明ありましたように、検視とか司法解剖というのは、死体といえますかそういうものがあつて初めて動き出す。

それで、レベルの問題を向上させなきゃならぬという問題も一つはあろうかと思えますけれども、今私どもが承知している限りにおきましては、検視とか司法解剖というのは、発見後直ちに迅速適正に実施しなきゃならぬという前提がまずございます。そういうことで、統一体として機能するような制度的なものをつくるというのは、ちょっと今の現状として、解剖までのことを考えた場合には実効性という面でやや問題があるのではないかなというふうに考えます。

ただ、今御指摘のように、検視、司法解剖がやはり十分に機能するようにすべきだという御指摘はそのとおりでございます、私どもも検討でき

ることはやりたいというふうに考えております。

○**樽井委員** 先ほどから言っておりますように、日本と欧米と、その解剖率も違う、そして大学の今後の取り扱い方も多分変わってくるであろう。そういった中で一番違うのが、検視によって、事件性というものがある、これはちよつと怪しいかなと思つたもののみが日本では司法解剖される。アメリカとか欧米の場合ですと、解剖によつて事件性が出てくる。ああ、これは殺人だつたんだということが出てくる。それで、何か日本の制度の考え方が本末転倒なんじゃないかというようになことに思われるんですが、この辺についていかがでしょう。

○**大林政府参考人** 個々の事案でどうかということとはなかなか難しいと思いますし、その欧米の関係、私もちよつとよく承知しておりますので、パーセンテージがどうだという分析もできません。

ただ、一般論として申し上げれば、死因が不明で解剖に至るものと、それから、例えば交通事故なんかの場合に、外形から見てもその死因が明らかだという場合、解剖までしなくても死因は明らかだというケースもあるかと思ひます。ですから、確かに、おつしやられるような難しい事案については解剖しなきゃわからない事案もございましてけれども、解剖をしなくても犯罪として捜査していける場合もございまして、一概にパーセンテージでということはいかかなというふうな感じがいたしております。

○**樽井委員** 実際に、「死体は語る」というような本を昔読んだことがあるんですが、殺人であつたわけですが、例えば、最初はお母さんが泣きながら子供が死んでいるといつて通報してくる。それで、やけどの跡があるので、多分そういったことで亡くなつたんだらうということなんです。よく調べるといろいろ、首を絞めたりした跡が出てくる。殺した後にちよつと自分の犯罪を隠すためにお湯をかけたんだというふうな、そういった事件が何個かある。そういったこ

とがわかる検視官といひますが、その辺の教育現

例え、アメリカとかの小説でも、パトリシア・コーンウェルでしたかね、ドクター・スカーパータというの。あれも死体をずつと検視していく中で犯人を追ひ詰めていくという、あの文章はつくつたのか本当なのかわからないですけども、あれを見ていると、犯罪をかき分ける面ではかなり重要な役割をされているんだと思ふんです。大体、日本で検視官に当たられる方の教育とか、いかに専門的な、犯罪性に結びつけるような知識を持っているかとか、その現状なり、どうやってそれを学ぶのかとか、その辺の部分についてちよつと教えていただきたいんですが。

○**和田政府参考人** まず、警察官になりましたときに、一般的な形での死体の取り扱い、死体現象についての教養というのは、これは全警察官に行

その中で、また刑事警察の、いわゆる刑事になつた際に、その任用の際の教養の中でも死体の取り扱いについてさらに研修を加えると同時に、特に、警察の中で検視官という名称でこれを専門にしてやる者がおります。

これにつきましては、警察大学校におきまして、一定期間、大体五週間ないし六週間ぐらい入学教室における法医学の先生からのいろいろな解剖の実習、その場合のいろいろな所見等の教養を受けます。さらに加えて、そういう検視官になつた者について、それぞれの県でいろいろ実体験をいたします。そういうものについての体験交流と申しますか、年に一回ないしあるいはブロックレベルでそういった事例研究、事例発表を検視官同士でもしますし、それから各地区の法医学の先生とあわせてそういった知見の交流みたいな形での研修も行つておるところでございまして。

○**樽井委員** その検視結果、例えば写真、そういうものでありますとか、こういったケースではこういった殺人、あるいはこういった薬物による殺

人が多いんだというふうなこと、こういった情報交流も普通にやられているということなんです

実際にいろいろな勉強会とかやられているというふうなことで、それは、例えば捜査段階でどこかで情報をとつてきたりとか、ネットワーク上でそんなことはできているんですか。もう聞いている情報になつていられるんですか。その検視のデータはどこに保存されて、どういうふうな扱いになつていられるでしょう。

○**和田政府参考人** 検視のそういった特異な取り扱いの事例については、全国的な会議で研修会がございまして、そこで一応資料としてまとめて、それをまた各警察本部の方にフィードバックして、資料としては残っております。ですから、それぞれ検視官あるいは検視官候補生などがそれによつて勉強するということも可能です。

○**樽井委員** 雑誌の記事で恐縮なんです。かつて、検視して、これが被害者の臓器ですよということを持つてきたのが本人のと違つていたという例があつたということを聞いていたんですが、そういった部分のデータの管理、あるいは手術をいつて、どうなつたという管理とかも、それがどういふふうな管理してやつていられるのかというのは、その仕組みはどういふふうな感じになつていますか。

○**和田政府参考人** 検視の場合のそういうデータというものは警察にございまして、それから解剖した場合のいろいろな解剖所見等については、医師によつて鑑定書というものが作成をされますので、それについては、もちろん事件になつた場合については検察庁の方へ送致をしておくという形で、データとしては残るものだというふうな考えでおります。

○**樽井委員** 食事前に余り検視や死体の話ばかりして、ちよつと私もだんだんブルーになつてくるんですが。

ただ、今までいろいろなところから寄せられた話なりデータを見ておりますと、余りにもずさん

だつたりとか、予算的にも極端に少ないだろう。それと、捜査の中で実はいかにげんに扱われているんじゃないかという疑念が、いろいろな事例が多いものですから、この辺の部分をきちんとしたい。

そして、これからさらに、冒頭の方でも言ひましたように、大量に災害等で亡くなつた方とかの処理をする部分でも、身元確認あるいは死因の究明、こういった部分で最先端の技術をもちちよつと取り入れることを考えていつた方がいいんじゃないかというふうな提案も含めまして、きよう、こやつて質問をさせていただいたわけ

今後、こういった司法解剖、日本では欧米に比べてたから非常に地位が低いというふうな認識の専門家が、こいつたことにも割と重要視して取り組むことによつて、犯罪である事件を見逃さないで、またその犯人が次の犯行を起こす、特に毒物なんかはよく調べないとわからないので、次の犯行を起こすときの抑止力として十分機能するようシステムなり、見識を持つた方をどんどん増員するなりして役立たせていただきたいというふうなことを提言いたしまして、昼前に検視の話で失礼いたしました。時間が来ましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**塩崎委員長** 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

午後一時開議
○**塩崎委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房総括審議官片桐裕君、警察庁長官官房

審議官吉田英法君、法務省刑事局長大林宏君、法務省矯正局長横田孝君、法務省保護局長麻生光洋君、厚生労働省大臣官房審議官黒川達夫君、厚生労働省大臣官房審議官大槻勝啓君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会事務局長福本秀爾君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○塩崎委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局大谷刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○塩崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝榮君。

○平沢委員 自民党の平沢勝榮でございます。

本論に入る前に、法務大臣にお聞きしたいと思いますけれども、きのうの法務委員会、東京地検の特捜部長が、一部マスコミの方に私信という形で、いわば今のマスコミのあり方はおかしいという趣旨の手紙を書いたことにつきまして、いろいろ質問が出たわけですが、それについて、法務大臣は答弁の中で、特捜部長は人間としておかしいのかと思つてゐるというような答弁をされたということで、きょうの新聞にも報道されております。議事録を見たらそのとおりになつてゐるんですね。

私は、これは全然おかしくないと思うんですよ。というのは、特捜部長が言いたかったのは、要するに、私も長年捜査をやってきましたけれども、捜査に携わつてゐる者からしますと、マスコミ

ミ報道で、特に前打ち報道で捜査が妨害されたり、そしていろいろな形で邪魔されたりというケースは幾らでもあるんですよ。それで、悔しい思いをすることが幾らでもあるんです。だから、その辺の思いを特捜部長は一部の方に私信という形で言われたらどうかと私は思うんです。

確かにその表現を見ますと、ややどかなと思つてゐるところはありますよ、それは。しかし、これはマスコミの皆さん方の記者会見で言つたわけじゃないでしょう。私信で言つたわけですから、確かに表現の中に不適切なところがあつたとしても、私信のそういうところまで一々言つていたら、これは例えば、酒の席で言つたことまで一々、何だということにもなるわけで、問題は、特捜部長は何を言いたかつたか。

要するに、マスコミの中にもいろいろと、いわば捜査のあり方、捜査員の苦勞を忘れて、場合によつては捜査を妨害して、自分の手柄、あるいは特だねだけに走つて、そして捜査がどうなろうと、そんなことはもうお構いなしに報道してしまふ、そういうことがあるんじゃないかな、その辺を言いたかつたんじゃないかな。

にもかかわらず、大臣の、人間としておかしいかなというような形のコメントがあつて、それが報道されてしまつと、特捜部長の人格が否定されてしまふようなことになつてしまふんじゃないかな、これはちよつと、大臣の御発言としてはどうかと私は思うんですね、大臣、この御発言を撤回されるお気持ちはありませんか。

○南野国務大臣 先生おっしゃるやうに、先生の御意向、十分理解できますし、私も昨日の分については撤回させていただきたいというふうに思つてゐるところでございます。

昨日の法務委員会におきまして、辻議員の質問に対する私の答弁で、言葉が足りなかつた、そういうふうな意味で言葉が足りなかつたばかりに真意が伝わらなかつたということは、私にとつても大変残念なことであり、最後先生がお読みになられた文章という形で残つたということも、これは

私の本意ではないということをお願いしておきたい、そういう意味で訂正させていただきたい、撤回していただければ、それはなおうれしいというふうに思つております。

今回の文書の中で、マスコミとやぐざを比べていることが常識的に見ておかしいのではないかとのお尋ねがございました。私も常識的に一個人として考えてみました場合、マスコミとやぐざを比べること、これ自身はそれはおかしいことだ、なというふうに思いますが、そういう表現については適當を欠いてゐるということは、私もそういうことだつたんじゃないかなと思つております。そういう趣旨のことを述べたわけでございます。

さらにまた、井内部長の檢察官としての適性だとかその人格について、不適性であるとか、おかしいとか、そういうことを申し上げたわけではございません。そういうことを、きょう先生の御質問がありましたことを幸に思ひまして、答弁させていただきたい、心を明らかにしたいと思つております。

議員御指摘されました、捜査機関においては、本當に適正、迅速に捜査活動をしなければならぬ、これは井内部長もおっしゃつてゐることであり、これはまたさらに、秘密保持という問題点がありますので、マスコミが扇動するとせつかくの問題点も解決しないままに終わつてしまふ、残念なことが多かろうというふうに思い、報道とそこら辺、捜査ということのせめぎ合いが常に行われてゐるのが捜査の部分ではないかなと。それはもう、その御苦勞を大変ねぎらいたいと思つておりますし、感謝したいと思つております。

今回、特定の記者にお配りされたという、四社だつたでしょうか、そのことにつきましても、その文書につきましても、このような御苦勞の中で、捜査上の障害にならないようにということの一念がありましたし、仕事の熱心がそこにあらわれてゐるというふうにも思います。そういうような時点で報道は避けてもらいたいというふうなこと、この趣旨でお書きになられた私信であるという

ふうにもお伺ひいたしております。

そうはいましても、やはり世間一般の常識から見てみますと、表現をされたことの中には適當を欠いた部分があつたものというふうな考へております。

以上のことでコメントさせていただきたいと思ひます。

○平沢委員 今の大臣の御答弁、よくわかりましたけれども、確かに表現はどうかと思つたところはあるけれども、今大臣もおっしゃられたやうに、これは私信ですよ、私信だということ。そして、特捜部長はいろいろな仕事を一生懸命やつてゐる過程の中で、やはりマスコミ報道で捜査にいろいろな支障が出たという思いをされたんだと思ひます。

私自身も、警察にいたときに、随分マスコミ報道で捜査が、いわばいろいろな形で支障を來したことが何度もあつたんですよ。ですから、マスコミ報道は大事ですよ、これは。しかし、あくまでも捜査に支障のない範囲内での報道でなければならぬんだけれども、必ずしもそうはいかないところが今の日本のマスコミなんだから、マスコミにも反省すべき点が多々あるわけですから、その辺は大臣もよく酌んでもらいたいなと。表現の適切かどうかという問題はありますけれども、それはそんなに目くじら立てるほどの問題かなという感じが私はしますので、そこは大臣、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、本論に入ります。

監獄法の改正でございますけれども、九十七年ぶりの改正でございます。細かいことは時間が余りありませんので避けさせていただきます。過去三度ほど改正しようというところでやつたわけですが、代用監獄の問題等もありまして、衆議院の解散で廃案になつてきたといういきさつがありました。その過程で、今度、名古屋刑務所の問題もありまして、受刑者の人権等に最大限配慮した形の、今回、こういう形の監獄法の改正がなされたわけでございます。これは法務当局の御努力を

多したいと思います。

行刑改革会議では、「国民に理解され、支えられる刑務所」ということを言っているわけでございます。そして今、こういった行刑施設は、国際的に理解されるような行刑施設でなければならぬ、国際的な基準に合ったものでなければならぬ、ということも言われているわけですが、今、今回のこの法改正について大臣としてはどう御所見をお持ちか、総論的にちよつとお答えいただけますでしょうか。

○南野國務大臣 今回の法改正、本當に待ちに待った法改正と言われても過言ではない形のものであろうかと思いますが、一連の名古屋刑務所の事案から出発したものかなというふうにも思っております。

関係職員につきましては、また手続が継続しているところではありますが、いずれにいたしましても、職員による被收容者に対する違法な実力行使、これは絶対にあってはならないことは申し上げるまでもございません。この法案におきましても、刑事施設の規律、秩序を維持するために、職員に、隔離、制止等の措置、戒具の使用及び保護室への收容などの措置をとる権限を認めているところではありますが、他方で、こうした措置が適切にとられますように、またその要件と限界を明らかにしているところでもあり、その適正な運用が行われるよう努めてまいりたいというふうに考えており、この法案を御審議いただきたいと思っております。

○平沢委員 今回の法案につきまして、日弁連の方から、国際的な人権基準に照らしてまだ疑問の点が多々あるという意見書が出ていますけれども、私自身は必ずしもそうは思わないんです。

私も、外国の刑務所というのは随分見てきました。それで、法務省の関係者初め、裁判官あるいは弁護士の方も随分外国の刑務所を案内させていただきました。それで、皆さん方みんなびっくりされるのは、警察の施設も刑務所も、そういった

行刑施設は日本の方がすぐれていると皆さん驚かれるんですよ。確かに、文書とか規約とか何かでは日本はいろいろ言われるかもしれませんが、でも、では、外国の刑務所の実態を見ていただきたい、実際に外国の警察の留置場を見ていただきたい。

法務省に聞きたいんですけれども、外国の刑務所ではよく暴動なんか起こっているんでしょう。あれはなぜ起こっているかわかるでしょう。要するに、待遇が余りにも悪いからですよ。では、日本の刑務所で暴動なんか起こったということ、が今までありますか。

それから、ちなみに、ついでに聞きたいんですけれども、警察も来ていますけれども、警察の留置場を外国の留置場と比較してください、あるいは外国の刑務所と。言葉じゃないですよ、規約じゃないですよ、実態ですよ。それを比較してください。どちらがそういう面では人権に配慮したのになっているか。この辺、では、まず法務省からちよつと答えてください。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。外国の刑務所で暴動とか大規模な脱走とか、そういうことがあるということは時折ニュースなどでも接しております、承知しています。詳しいことはわかりませんが、そういうことがあることは承知しております。

それから、日本の場合でございますけれども、これもちよつと今詳細お答えすることはできませんけれども、終戦後のまだ混乱期と言える時代には、よく耳にする外国のような大規模なものではございませんけれども、刑務所内で暴動といえますか、そういう混乱があったケースがあったと聞いておりますけれども、それは昭和三十年代くらいまでのことでございます、その後は全くございません。

それから、我が国の行刑が国際的な行刑理念、基準から大きくおくれをとっているという御意見もありますけれども、我が国の行刑は、受刑者の安全で秩序ある共同生活と適切な処遇環境

を確保するために、施設の規律及び秩序を適正に維持しつつ、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るという基本的な理念に基づいて行われてきておりまして、この理念は、この規律及び秩序の維持の必要性を認めつつ、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを規定している被拘禁者処遇最低基準規則、これは一九五五年、国連犯罪防止会議によって採択されたものですけれども、これにも合致しております、国際的な行刑理念にかなうものでございます。行刑改革会議提言におきましてもこのことをお認めになっておりまして、我が国の行刑の基本的理念は今後の行刑運営においても維持されるべきであるというふうにおっしゃっています。

○平沢委員 では、警察庁。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

外国のいわゆる留置場といえますが、ジェールといいますが、そういうものに関する資料を手元に持っておりますけれども、ただ言えますことは、今委員おっしゃられた国際的な基準に照らし、我が国の留置場の施設、そしてまた運用は、これに十分マッチした、合致したものであるというふうに考えておりまして、人権には十分配慮したものとされているというふうに考えております。

○平沢委員 法務省にお聞きしたいんですけれども、刑務所を出ていった方がもう一回戻ってくる再入率は、三年間で三二・九%、五年間で四六・九%、極めて高いわけですね。ですから、これは五年間で約半数がまた戻ってくる。ということ、これは、まだ犯罪を犯している人はもつといるかもしれない、捕まらなだけで、ですから、刑務所から出ていった人に対して必ずしもいわば矯正機能が十分に施されていない、したがって、また戻ってくる。

私は、もう外国の刑務所も随分見てきましたけれども、こんなところ二度と入るのは御免だなどというところがあるんですけれども、日本の刑務所は、まあ結局入ってきたもそれほど、そんな

嫌なところではないと。それで、事実、つい先日にもまた刑務所に入りたいということで犯罪を犯した人がいます。

警察白書を見ますと、警察白書に何て書いてあるかというと、中国人の犯罪者です。日本の刑は軽くて、窃盗でもせいぜい数年なので我慢できるとか、日本の刑務所はきれいで、テレビも見られ、中国での生活より楽だ、だから犯罪を犯すということが警察の白書に堂々と書いてあるんですよ。警察庁、犯罪者の取り調べの中でこんな発言は本當にあつたんですか、中国人犯罪者から。

○片桐政府参考人 都道府県警察の捜査の過程で中国人等の被疑者が警察捜査でありますとか留置場または刑務所等について述べていることとして私どもに報告のあつたものを警察白書に掲載しているわけですが、その中で、今委員がおっしゃられたのでございますけれども、若干重複しますが、例えば、日本の警察はけん銃を撃たないので犯罪を犯しても危険が少ないとか、また、日本の警察は絶対に殴らないので怖くない、否認をしていれば強制退去だけで済むとか、また、日本の刑務所や留置場はきれいだし、看守も人権を尊重してくれる、中国での普通の生活よりも楽だとか、また、日本は刑が軽くて、窃盗でもせいぜい数年なので我慢できるといったような言動があつたというふうに承知しております。

○平沢委員 では、法務省の方はどうですか。（発言する者あり）黙っていなさい。うるさい。ちよつと委員長、黙らせろ、あの人。

○塩崎委員長 静粛に願います。

○横田政府参考人 中国の刑務所の状況につきましては、私も必ずしもそうつまびらかにしておりませんので一概に申し上げられませんが、いづれにいたしましても、委員がおっしゃいましたような再入率というものがございまして、これは事実でございます。

私も、もう外国の刑務所も随分見てきましたけれども、こんなところ二度と入るのは御免だなどというところがあるんですけれども、日本の刑務所は、まあ結局入ってきたもそれほど、そんな

るにはいろいろな観点から社会全体として取り組むべき問題であろうかとは思っておりますけれども、しかし、今申し上げたような再入率がこれくらいだというふうに決まってるわけではございません。

今後とも、私も、受刑者に対して厳正に刑を執行しつつ、犯罪の責任を自覚させ、改善更生の意欲を喚起するための矯正処遇を充実させることに努めてまいります。

○平沢委員 人権人権と言っている人もいいんですけれども、人権も大事ですけども、同時に刑務官の人権も大事で、それから警察の看守の方の人権も大事なんです。

法務省にお聞きしたいんですけども、刑務官に対する暴行あるいは看守への暴行というの結構あるみたいなんです。刑務官への暴行、例えば資料を見させていただきますと、受刑者から暴行、脅迫を受けた刑務官というのは四三％とか、こういう統計数字が出ています、刑務官にとってもこれはまさに本当に大変な仕事だな、危険と背中合わせの仕事だなという感じがするんです。

「懲罰に関する日英比較」という資料を見させていただけますと、同じ収容人数でありながら、日本の懲罰件数が英国に比べて極端に低いんですよ。ですから、恐らく日本の場合はある程度の、要するに規律違反というのは黙認しているんじゃないかな、だから日英で数字を比較しますとこんなに日本の数字が低く出ているんじゃないかなと思いますけれども、これは法務省、どうですか。

○横田政府参考人 その前に、職員に対する傷害及び暴行事犯によって懲罰を科した件数から申し上げますと、平成十二年に五百二十四件でありましたのが、連年増加しておりまして、平成十六年には一・六倍の八百二十八件に上っているということで、刑務官が大変厳しい勤務環境にあるというところを申し上げることができると思います。

そこで、今委員おっしゃった日英比較でございすけれども、これにつきましては、確かにこの

数字を見ますと、イギリスが大変多いということになります。ただ、今私、英国の懲罰の規則といえますか、どういふものについてどうされるかというのはいくらも存じ上げませんので、この数字の比較だけで申し上げていいのかわかりませんけれども、日本はある意味では大変、厳正、適正な規律が保たれたことも一つあるのかなという感じもしないでもございませぬ。

いずれにいたしまして、この点につきまして、さらにちよつと研究した上で、またお答えできればしたいと思います。

○平沢委員 時間があれですので終わらせていただきますけれども、外国との比較は、聞いてみないと法務省も警察も必ずしも十分実態調査をしていないようございすけれども、この辺の実態調査をぜひこれから進めていただきたいな、これは要望として申し上げます。

それともう一つは、中国人が日本で捕まる、そのときの処遇。あわせて、日本人が外国で捕まるわけでしょう、外国の刑務所に入れられる、そのときの処遇というのはどうなるかということもぜひ調べていただきたいな。これはまた次回質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

最後に、法務大臣に一言だけ質問させていただきますけれども、菊池寛に「若杉裁判長」という短編小説がありますけれども、お読みになられたことがありますか。一言だけで。

○南野国務大臣 いいえ、ございませぬ。

○平沢委員 読んだことないですか。

○南野国務大臣 はい、ございませぬ。

○平沢委員 「若杉裁判長」というのは、岡村さんという弁護士の方、要するに御自分の奥さんが殺されちゃったという被害に遭われた方にも読むように言われていたんですけれども、若杉裁判長という方は、要するに敬けんなクリスチャンで、自分が裁判長のときに、犯罪者に非常に同情して寛大な判決を下していった。ところが、自分が犯罪の被害者になる、それで、奥さ

んそれから三人の子供さんが大変な精神的なショックを受けると、それからがらつと考え方が変わるというのが、この菊池寛の「若杉裁判長」という短編小説なんです。

これは、法務大臣、ぜひ読んでください。要するに、人権、人権も大事ですよ。しかし、私たちは当事者のことも考えなきゃならない。そのことをぜひ法務大臣にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○塩崎委員長 次に、松島みどり君。

○松島委員 質問させていただきます。今回、明治四十一年、一九〇八年以来九十七年ぶりの法改正で、これでやつと監獄法という恐ろしい名前の法律がなくなることを、私はほつとする、安堵する思いでおります。

今回の法改正で私が最も評価しておりますのは、従来希望者にだけ行っておりました刑務所の中での教育というものを義務化する点でございす。

国民が刑務所に求めているものは、犯人が二度と犯罪を犯さない真人間になって出てくること、それが大事だと思います。そして、そのためには、懲役として単純作業をやらせるだけでは無意味でございす。殺人や傷害など人の身体を傷つけた犯罪、放火もこれに含めていいかもしれませんけれども、こういった犯罪に対する問題、そしてまた性犯罪、性犯罪の場合は大人に対する犯罪と小児性愛と言われる子供たちに対する犯罪はまた性格が違います。そして、窃盗や万引きなどの、あるいは詐欺や横領などの財産犯、あるいは交通犯罪といった犯罪ごとにこの教育というものの対策も立てるべきだと思います。これについて、今、法改正の中に新しく教育ということが書き込まれるわけですが、各分野の新しい教育について、法務省はこれから自信を持って進めると言えますでしょうか。

そしてまた、犯罪の種類ごとにこういうふうな教育をするのであれば、刑務所を分けて、覚せい剤だけというのかなり今まで意図してやってい

るようですけども、ここは覚せい剤だけとか、あるいは性犯罪を犯した人だけだとか、そういう刑務所ごとに集中的に配置して入れることによって効率的に教育を進めていくということはお考えかどうか、伺いたいと思います。

○横田政府参考人 お答えいたします。

刑務所におきましては、これまで、罪名または犯罪に至る原因となった性格や行動傾向その他の円滑な社会復帰の障害となり得る要因に着目いたしまして、同じ類型に属する者を小集団として編成して行う指導として、覚せい剤の乱用防止、暴力団の離脱指導、それから窃盗防止指導、被害者の視点を取り入れた教育などの処遇類型別指導というものをやっておりました。

しかし、これらの指導は法律での根拠が明確でなかったことから、受刑者に対して受講を強力に働きかけることが困難な状況にありまして、また、指導プログラムにつきましても、各施設が試行錯誤の上で実施しているものでございまして、統一的、標準的なものが存在していないので、十分とは言いがたいものであります。

そこで、この法案におきましては、受刑者全般に對し、その者にふさわしい教育処遇を受けることを義務づけることとしておりまして、これにより、受刑者の真の改善更生を図るための処遇をより積極的に実施していきたいと考えています。

委員御指摘のように、新法案のもとで効果的、効率的に改善指導を実施するために、この特定のプログラムに基づく指導を受講させるべき受刑者につきまして、これは特定のプログラムをこれからつくっていくものとしていくわけですが、もういったものにつきましても、例えば今委員おっしゃいましたように、そのプログラムを実施する刑務所に集めて指導する方策も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、今申し上げました矯正プログラムですけれども、これにつきましては、ちよつと申し上げましたように、いわゆる専門家といひますか、そういった方の御意見を聞きながら、これから類型

的にまたいろいろ新しいプログラムをつくっていききたいと考えているところでございます。それを実施していくということでございます。

○松島委員 今、これはせっかく法律を改正するわけですが、これから取り組まなきゃいけない課題というのは、教育というプログラムを考えるだけでも本当に大変なことだと思います。しっかりと心してやっていただきたいと思っています。大臣に伺いたいと思います。

これは刑務所の入り口と出口の問題に関するのですが、先ほど平沢委員からも人権とは何かという話がございました。私は、人権というのはまず被害者の立場、そしてまた犯罪が起らないこと、すべての人たちが犯罪に巻き込まれずに日本の治安がきちっと守られること、これが人権にとって大事なことであって、犯罪者の人権などというのは二の次、三の次だと思っております。

その前提で申し上げますと、他人を死傷させたり犯罪を行ったりした凶悪犯罪者については、心を入れかえたというふうに刑務所ではないですか法務省が判断してからでなければ世の中に出してはいけない、私はそういう思いを持っている人間でございます。

今の法律体系では、バランス論で法定刑が決まっています、裁判官がいろいろなバランスで、あるいは過去の判例に基づいて懲役何年とか執行猶予とかを出す。必ずしもその年数刑務所にいたからといってその人が次に罪を犯さないかどうかなんてわからない、そういう状況でも出してしまわなければならない。

私、先ほど申し上げました、この前の委員会でも申し上げましたが、例えば子供に対する性犯罪を犯した者、こういう人たちは比較的気がよい人が多くて、刑務所の中では逆らったりしない、優等生で早いこと出たりする。これはやはり、さつき申しました教育をしっかりとやるということ、教育できちっと治っているかどうかという判断。例えば、私も全然素人ですからわかりませんが、まさか児童ポルノを見せるわけにいきませ

んから、小学生の女の子たちがブルで水着姿で遊んでいる映像が何かを見せて、変な反応を示さないかどうかなどというのを発見器みたいな形のイメージで点検して、これは真つ当になったと思ったら出す。そうでなければ、裁判官が言った何年が来たって、出されたら世の中は困るんです、もう一度犯罪を犯されると困るんですということを一つ考えております。

そしてもう一つ、この性犯罪に関しましては、法務省のプロジェクトじゃなくて大臣の率直な考えで私の意見に対して御意見を伺いたいんです。

例えば、懲役何年というんじゃないで、私もよくわかりませんが、男の人が性的意欲をなくす、これも個人差があるんじゃないでしょうか、例えば五十五歳か六十歳か七十歳か知りませんが、これも、その年齢に達するまで……（発言する者あり）いや、知らないから知らないと言った。失礼も何も、わからないですから、私、その年齢に達するまで例えば刑務所に入れておくとか。そういう犯罪を犯した人ですよ、三回も五回も十回もそういう犯罪を犯して……（発言する者あり）失礼って、犯罪でどれだけ女が傷つくと思ってるんですか、子供であれ大人であれ。被害者の立場に立つて考えたことがあるんですか、あなたは。私はそう思っております。そういう人たちが出てこないようにする。

あるいは、出ていいんです、ほかのことはまともに生活を行ってもいいんです。（発言する者あり）いや、知らないから言っているんです。例えば、そのほかの生活は自由に行ってもいいけれども、やはり方は、これも研究の上ですけれども、去勢手術を行うとか、あるいは刑務所から出するならば、刑務所にいる間じやだめです、出した後、薬物治療、例えば男性ホルモンを抑える治療を必ず定期的に受けに來い、でなければ外へ出さないとか、そういうことまですべきではないかと。私は、心身を傷つけられた少女たちのことを考えると、ついでこの間、名古屋でも、住民基本台帳を見て、母子家庭で母さんが働きに出ている、

それをけなげに守っている子供たちのところをねらって、小学生から中学生の女の子のところをねらって何度も犯行に及んだような男がいたわけですね。そういうことを考えますと、これぐらいのことを考える法律というのに根本的に切りかえるべきだ、法律家だけに任せておくとか今までの延長線上のことしかないから、そういうふうにお考えにならないでしょうか。御意見を伺いたいと思います。

○南野国務大臣 本日に、先生がおっしゃったように、犯罪というものは再犯を防ぎたい、そういう思いの前に、犯罪を犯さないように社会環境を整っていかばいいのかなという思いもござい

でも、犯罪に対して我々はどうするかという点で、今、刑務所の方では、矯正行政という観点の中で、本当にその人を教育することによって、矯正することによってリボンして社会に返してできるかな、そのことの役割をするのが我々の刑務所のあり方であろうというふうに思っているところでございます。今先生のお話をお聞きしまして、本当に世間の方々はいろいろ大きな幅でこの問題をお考えいただいている、その大きな幅の中で我々がどうできるようにできるかということもあらうかなと思っております。

先生が今幾つかお話しになりました、満期後も出所させない、あるいは出所後も治療を義務づけるなどということの制度につきましては、このような御意見があるということも承知いたしておりますけれども、刑事責任を果たし終わったという対しては、その対象者または期間という問題もござい

準もなかなか持ち合わせにくいのかな、過度の制約とならないか、いろいろな問題があり、慎重に検討すべきものと思っております。

また、累犯者に対して、先ほど男性のことをお話しになりましたが、去勢手術を行うなどということについては、これ同様に種々の問題に

絡んでくるというふうに思っております。また、性的能力が衰える年齢まで刑務所におれということについても、これも大変いろいろな観点から問題があるのでないかなと考えております。

いずれにしても、性犯罪者の再犯防止のための施策、これは委員御指摘のとおり大変重要な課題でございます。先般、緊急にとり得る対策をお示したところでございますので、当面はこれらを着実に実施してまいりたいと思っております。

○松島委員 今、生まれ変わらせる、再生させるというお話がございました。それで、次の質問に移りたいと思います。

刑務所から出た人たちが、せっかく心を入れかえてまじめにやろうと思っても、なかなか職を得られない、そのために、例えば万引きや窃盗、無銭飲食などを再犯して刑務所に戻ってくる、そういうケースがいろいろあると思います。こういう軽微な犯罪を防ぐのも非常に重要なことではないかと思

そうした中で、厚生労働省に伺いたいと思

厚生労働省には、六十歳から六十四歳までの高齢者や障害者など、就職困難な人を新しく雇入れた事業主に助成制度があります。これは、近いところで見ると、例えば平成十五年度は五百七十九億円の予算に対して二百四十七億円しか使われていない、毎年半分ぐらい残しているんですけれども、このことは置いておきまして、こういったこととか、あるいは雇用者に占める障害者の割合が一・八%を超えている事業所は一人当たり月二万七千円の助成がなされている、あるいは障害者をたくさん雇っていますと税制上のいろいろな優遇措置がござい

こういった制度を障害者や高齢者だけでなく、就職困難者という観点から、厚生労働省の政策の中で、元受刑者でまじめに心を入れかえて働こうと思っている人たちにに対して、こういう助成金や、そういう人を雇う会社、事業所については税

制上の優遇措置を設ける、そういうお考えをぜひとっていただきたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

○大槻政府参考人 お答え申し上げます。

刑務所の出所者などの方々の生活の安定を図ることは極めて重要であると考えております。特に、就職をして自立を目指すという方々につきましては、厚生労働省といった機関と連携をいたしまして、少年院及び更生保護機関といった機関と連携をいたしまして、こういった機関から情報提供があった場合には、きめ細かな職業紹介、就職の実現に取り組んでおるところでございます。

こうした、御指摘の刑務所の出所者などを雇い入れた事業主に対しての経済的な支援、助成金制度あるいは税制優遇措置といったものの活用あるいは創設という御意見でございますけれども、その点につきましては、刑務所の出所者などを考えますと、やはり個々人によりまして就職が困難な事情というものはさまざまあるかと考えております。そういった意味で、一律に雇い入れ助成等の対象とするということでこの解決ができるのかどうかという点で検討を要する点があるのではないかと思います。

また、雇い入れ助成等の運用に当たりまして、支給対象となる事業主に対しましては、やはり求職者が刑務所の出所者であるといったことの情報を提供していく必要が生じるわけでございまして、そういった意味で刑務所出所者のプライバシーの保護の観点からも慎重に検討する必要もあるのではないかと。

こういったことから、難しい面があると考えておりますけれども、御指摘の点も留意しつつ、今後、関係機関等連携をいたしまして、多角的な面から研究課題としていきたいと考えております。

○松島委員 善意に頼っているだけではなかなか解決しない面があると思います。ぜひ、これは私どもも政治の問題として解決に向けて頑張りたいと思っております。

これに類することでございますけれども、この

三月末まで、平成十六年度まで、厚生労働省には緊急地域雇用開発事業というのがございました。これは、自治体がつくり出した事業に交付金を出した、そういうようなわけでございましてけれども、同じ形で、国が事業を創出してこういった試みができないか。

例えば、よく言われることですが、山間部に山林の労働者が不足しているなどの問題が起きている。その植林作業など、これは地球温暖化の対策にもなりますし、そういった事業を国が予算を獲得して、役所の壁を取っ払ってそういう事業をつくり出して、その中で次の職場を何とか見つけていくということができないか。これは大臣が副大臣か、お答えいただければと思う次第でございます。

○滝副大臣 今委員の御提案は、大変すばらしい提案のように思います。

日本でも、実は、明治二十一年ぐらいから更生保護事業ということが刑務所を中心にして展開されて、民間組織として、いわば半官半民でしようか、そういう格好で更生事業が発足したわけでございます。一時は工場を持つ、あるいは農園も持つ、そういう格好で日本ではやってきた経験があるのでございますけれども、その後、雇用の機会が増大してきたこともあって、更生保護事業ということがについてもやや縮小していた経緯がございます。

したがって、日本もまたさらに一段と雇用の機会が縮小してくる、こういうような状況にかんがみますと、やはりそろそろ明治の原点に返ってそういうようなことができればいいというのは率直な感じでございます。

○松島委員 ぜひ、大臣、副大臣とともに我々も、これはどの党の方でも御一緒に取り組んでいきたい、考えていきたいという、いわゆる更生というのを実現させるためにもやっていきたいというテーマですので、よろしくお願いいたします。

今、刑務所の過剰収容問題が大変になっており

ます。私どもも、この法務委員会からの視察で一年前に府中刑務所へ行きました。

今、刑務所だけ見ますと、定員に対して一八%も入って、刑務官の仕事というか全体の刑務所の職員一人当たりの受刑者の持ち人数というか担当人数が四・三人で、欧米に比べてずっと多い。ヨーロッパは少ないんですけども、アメリカは三・二人、それに対して一・五倍日本の場合は刑務所の職員が抱えておられる。これは刑務所の職員すべて含めてですから、いわゆる最先端の看守というか刑務官というか、そういう方はもともとと、五十人も何十人も一手に引き受けている、そういう大変な思いをされているわけでございます。

府中刑務所を見させていた、だいたとき思いましたのは、独居房という名前、全然名前じゃなくて二人入っている、六人部屋に八人、九人入っている。それは、普通の人でもいらしてけんかになりすね。夜中、トイレに行くときに、足をけ散らかしていったとかなんとかいってけんかになる。それもさばかなきゃいけない。そういった大変な日常生活を送っているのが刑務官の方々だと思っております。(発言する者あり)独居房に二人と言いました。六人部屋に八人と言いました。

○塩崎委員長 質問を続けてください。

○松島委員 刑務所はほかの施設との決定的違いがあります。ほかの施設、例えば老人ホームですとか、病院ですとか、保育園ですとか、いっぱいだから待つてくれと。待機児童という言葉はあるけれども、受刑者の前の待機何とかはない。とにかく押し込んでしまいうまい。あるいは、この人たちは都合が悪いからもう出ていってくれとほかの施設だったら言えるけれども、それが言えない、それが非常に大変なところじゃないかと私も思っております。

この視点というのを、私はちよつと言葉にして教えられたのが、もと刑務所に心理技官としてお勤めで、今大学の先生をやっている浜井浩一さんという方が法学セミナーに「刑務所の風景」という

非常にわかりやすい記事を連載されています。これでこの視点を私は得ました。そしてまた、書物という点でいいますと、元衆議院議員の山本譲司さんの「獄窓記」、これは読んで非常に感動したんですが、看守の助手役として、例えば高齢者や精神障害者の下の世話までして、そういうことをされてこられた。

それから、もう一つ、私が読んだ本の中には、辻仁成さんという作家が、芥川賞を受賞した作品ですけれども「海峡の光」という、これは、函館の刑務所に勤める刑務官のところに、小学校時代の優等生の同級生が、優等生だったのに自分をいじめ尽くした同級生がやってくる、周りにも相手に気づかれないようにしていろいろなことを観察している刑務官が出てくる。その中で非常に印象的なのは、語弊があつては申しわけないんですが、刑務所に入っている人たちは、つまり元受刑者で今は外へ出てナイトバブの呼び込みをやっている男がこう言うわけです。おれらはしばらくお勤めしたらあそこから出られるけれども、おやっさんたちは、おやっさんというのは刑務官ですね、おやっさんたちは大変ですよ、大変ですよ、一生あそこから出られないんですからと。

つまり、ある一つの社会の中に、特殊なあそこというニュアンスの堀の中の一つの閉鎖的なところで働いていく方々たちの大変さというのが、さつき申しました浜井さんのあれにも、山本さんのを読んでも出てくるわけですね。その中から刑務官という仕事を本当に、府中刑務所でも、例えば一番のときでも何かあつたら飛び出していかなきゃいけないといつて、職員住宅に隣にあつたり、本当に大変な思いで仕事をされている。いろいろな公務員の職種がある中でも、非常に厳しい職種ではないかと思っております。

その中で、やはりこの過剰収容というのを減らすのが何よりも、まず取っかかりとしては、何か外部とお手紙をどれだけやりとりするとか、いろいろ細かいことを法律は決めていますけれども、とにかく詰め込み主義がなくなる限り、どう

しようもないんじゃないかと。その中で、今法務省が模索しておられるというか、今度歩み出されたPFIというのは、私は非常に意味のあることじゃないかと思っております。

これについて伺いたいんですけども、PFI、刑務所で画期的な試みだと思えます。幸い、第一号の山口県的美祿では入札にも企業連合が三つ参加したぐらいです。それ以外にも刑務所を誘致している自治体が全国で、いろいろな形の刑務所でしょうけれども、六十ぐらいある。ぜひ、財産犯とか交通犯罪、あるいは殺人罪といつても、殺人罪の中には、家庭内暴力に悩んでとか、妻の介護疲れでとかいう本心に同情する殺人の名の方もいる。そういった、ほかの周囲に脅威を与えない、恐怖感を与えない、こういった人たちは、このPFIの仕組みで結構つくっていったらいいと思うんですが、これからどんなおつもりでいらっしゃるかということ。

そして、私自身も税制改正の中で努力しましたけれども、まだ道半ばでございましたこのPFIで、こういった場合には国に成りかわってやるので、ライバルの民間事業者はいないわけですから、民間のライバルはいないわけだから、固定資産税や不動産取得税もやはりただにしてもらうべきだと思っておりますし、来年も、次の税制改正も頑張ろうと思っておりますけれども、これは今後進めていくテーマだと思っておりますが、大臣、展望はいかがででしょうか。

○南野国務大臣 本日に、先生おっしゃるよう、いろいろな民間の活力をお願いしながらということでございます。

一番のポイントは、やはり刑務所の過剰収容、この一八％に対してどのようにしていくのか。従来からの施設の整備拡充に加えて、今先生おっしゃっていただいたPFI手法を活用することといたしており、施設の整備や受刑者の処遇の一部につきましても構造改革特区制度を活用するなどいたしまして、幅広く民間委託を行おうということでございます。

もつとも、初めて民間委託を行うということでございますので、運営に支障を生じるおそれが少ない収容者に限定すべきであると考えられておりますし、山口県美祿市に整備を進めている第一号のPFI事業では男女の初犯受刑者合計千名を収容することといたしております。また、先般、事業予定地として島根県那賀郡旭町を選定した第二号のPFI事業でございますが、男子の初犯受刑者等二千名を収容することと検討いたしております。

今後のPFI手法の活用につきましては、第一号、第二号の運用状況を見詰めながら検討してまいりたいと思っておりますが、今、全国の方々から、地域の活性化というようなことについても望まれているところでございます。それについては病院との連携ということも大切なことでありますので、いろいろと運用には心得ていくと思っております。

○松島委員 今、最後に言われました病院との連携というのは、恐らく地域で好感を持たれることの一つは、病院過疎の地で病院ができるということだと思います。厚生労働の分野にも非常に詳しくいらつしやうた南野大臣でございますから、ぜひこれは進めていっていただきたいと思う次第でございます。

それから次に、外国人受刑者の扱いの問題について伺いたいと思っております。

過剰収容の中の一つの問題としては、外国人受刑者が非常にふえている、このことがあろうと思っております。私、府中刑務所を見たときに思った感想としましては、例えば、イラン人は宗教上の理由で豚肉なしのメニューをわざわざつくるですとか、あるいはパン食したかったら希望をとるとか、逆差別であるんじゃないかと。日本人ですと、御飯がいいか、パンがいいか、そばがいいかなんてだれも聞いてくれないのに、何でかという思いが非常にいたしました。

それとともに、十六年末、昨年末の来日外国人受刑者、つまり外国からやってきた人の受刑者について

は三千六百三十二人で、これは全体の五％近くになっております。このうち、中国人が断トツのトップ、四六％で千六百八十六人です。先ほど平沢委員から話もありましたが、中国人の犯罪者のために日本国民の税金が使われていることに對して、一般の日本国民からは非常に反発が強いものがございます。欧州評議会の国際受刑者移送条約に加盟しているアメリカやヨーロッパ諸国の受刑者は日本から本国に移送できますが、中国との間でも早く結んでほしいということ。中国人の受刑者を本国に速やかに帰すようにすべきだと思っております。

そして、その際、早く結んでいただきたいということについて、もう一つ、本人の希望なんか聞いている場合じゃありません。本人に、日本で刑務所暮らしをしたかったか、中国で刑務所暮らしをしたかったかなんて聞いて同意を求めるといって、わざわざ日本へ来て犯罪を犯してまで、そんなぜいたくなことを言わせるべきでなくて、日本がその方が適切だと思えばさっさと帰すように、そういう法律にしようというように要望したいんですが、いかがでしょうか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、外国人受刑者の食事の点などでございますけれども、外国人の受刑者に対しては、その宗教上の戒律及び習慣に配慮いたしまして、例えばイスラム教徒の受刑者に対しては、豚肉を使わない食事を給与するなどしております。また、その食習慣の違いに配慮して、外国人を多く収容する一部の施設では外国人受刑者にパンを給与する場合もございます。

一般に、外国人受刑者は言語、宗教等に起因した受刑生活上の困難がありますので、一九八五年に我が国も参加した犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国際連合会議において採択された外国人被拘禁者の処遇に関する勧告におきましても、外国人受刑者の宗教上の戒律及び習慣は尊重されなければならぬとされております。また、その趣旨を踏まえ、外国人受刑者の受刑生活上の

困難を緩和し、円滑に収容生活を送らせるために宗教等に配慮した処遇を実施しております。

宗教が生活の重要な部分となっている者に対しまして宗教上の戒律等に配慮しない処遇を行うことにより生じることが予測される問題を考慮いたしますとするならば、施設の管理運営上の観点から、宗教等に一定の配慮をした処遇が必要になつてくると思っております。それから、食事など、受刑者の生活の中で重要なものにつきまして、同様に施設の管理運営上の観点から、可能な範囲で習慣の違いに一定の配慮をした処遇が必要と考えております。

それから、移送の問題でありますけれども、中国と受刑者移送条約を結ぶに当たりましては本人の意思にかかわらず移送を行うことができるようにすべきであるとのことでございますが、我が国が加入している欧州評議会の受刑者移送条約では、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進をその目的としておりますことから、受刑者自身が受刑者移送に同意していることを要件としております。

他方、御指摘のとおり、一般に国際受刑者移送は、受刑者本人の同意が必要不可欠とまでは言えず、今後、我が国が他国と受刑者移送条約を締結する場合には、以上を踏まえ、受刑者本人の同意を要件とすべきかを総合的に検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、私どもといたしましても、できるだけ早く中国との間で受刑者移送条約を結びたいと考えておりまして、その締結につきましても、外務省を通じて、現在中国側に打診しているところでございます。

○松島委員 今おっしゃったように、欧州評議会の条約は本人の同意ということになっているわけですから、これは中国ですから別建てで、日中でつくるときにはきちっとやっていたいただきたいと思っております。

最後に大臣に、今後御一緒に考えていたいただきたいことだけ、一つだけ申し上げさせていただきます

いと思っております。

刑務所の中に今、六十歳以上の人の割合が、昨年末で一・六%になっております。急激にふえています。先ほど申し上げました、例えば山本さんの「獄窓記」の中にも出てきますが、高齢者や、もちろん認知症などの高齢によるものも含めて、精神障害者という人が随分多く刑務所に入っている。

最初に私が申ししたのは、二度と犯罪を犯さないような人になって出てきてほしいということなんですけれども、しかしながら、この人たちは刑務所で刑を科すということが適しているのか。例えば認知症などだと、自分が悪いことをして刑務所で服役されているという意識もなかったら、その意味もない。そしてまた、その後、刑期満了して出ていく先というのが、更生という、高齢者で働けない、体の都合で働けない人たちの場合は、それも余り考えられない。そうしたときは刑務所という形が適しているのか。

しかしながら一方で、といって、老人ホームというのはみんな入りたいのになかなか入れない、競争率が高いのに、刑務所に入れるべき人を老人ホームに入れるのも、これもずるいことになってしまふ。今後一体どうしていくべきなのかということ、私自身も解決がつかない問題なんですけれども、質疑時間が終了いたしましたし、また大臣、そしてまた法務省だけじゃない、きょうは厚生労働省の方にも来ていただきましたが、ともに全体として考えていくテーマだと思っております。

今後、この新しい法律がその趣旨にのっとって、先ほど私申しましたように、教育がきちっとされることを中心として、これから一層取り組んでいただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。

論客の平沢先生、松島先生の後で大変やりづらいわけでございますけれども、少し質問をさせて

いただきたいと思います。

今回の法律によりまして、いわゆる刑事施設について、受刑者の権利義務あるいは職員の権限の明確化であるとか、社会復帰に向けた処遇の充実、不服申し立て制度の整備等をなされているということにつきましても大変評価をするわけでございますけれども、しかし、一方で、これは逆ではないかと。つまり、この法案が施行されますと、受刑者、刑が確定している人の処遇について相当、少なくとも現行の法制度よりも充実された制度のもとで運用がなされる。しかし、有罪か無罪かわからない未決拘禁者については、若干改正はされることになっておりますが、基本的には古い法律である監獄法がそのまま適用される。いわば、逆転現象が起こる。

そういうことについて滝副大臣に、ちよつとくどいようですけれども、どちらを先に法制度をすべきかということを考えれば、これは明らかに未決拘禁者ではないかというふうに私は思いますし、世間の常識もそうではないかと思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○滝副大臣 今、委員の方から、監獄法の改正につきまして、現行監獄法でも対象にいたしております未決拘禁者の問題の方がその他のいわゆる刑務所の改革の問題よりも先行すべきじゃないかという御指摘だと思えます。

これは、まさしくそのとおりだというふうにも思います。実は、未決拘禁者の問題が重さとして軽いから後へ送ったというわけでは決してございませんで、むしろ逆の面があるわけですね。この扱いについてはいろいろな面で大きな山を抱えている、そういうこともあって、従来から監獄法の改正がなかなか実現してこなかったという経緯もありますように、この問題は大変各方面から考えなきゃなりませんし、また、この未決拘禁者の施設については、ある意味では、新しい技術も背景にしてこの問題を解決した方がいいという問題もございいます。

さようなことで、この問題は大きな山でありますから、まずそれから手がけるというのは委員御指摘のとおりでございますけれども、余りにも山が大きいということもございまして、そしてまた、ただいま申しましたように、新しい技術を駆使したことを導入することによって、今まで懸案とされてきたものを解決する道もあるんじゃないだろうか、こういうようなことも含めまして、今回この問題を少なくとも一年間ぐらい先延ばししまして、その上で解決を図っていく。そして、今の刑務所の問題も、近々の問題がたくさんございいますから、この問題から手がけていこう、こういうことでもございまして、決して拘禁者施設の方が軽いから後回しにするとかという問題ではなくて、むしろおっしゃるようなことを考えながらも先送りをさせていただく、こういうことでござい

ます。

○谷委員 やや抽象的に副大臣は言われたわけですが、いわゆる代用監獄の問題が未決拘禁者の扱いについては一番ネックであろうかと思えます。ただ、私個人といたしましては、代用監獄の問題をいけば理由として、法務省、警察庁それから日弁連も含めて、三者がずっとそのままにしておいたという責任はやはりあるのではないかとこのように思っています。

今副大臣言われました、一年ぐらいをめどということですが、では、具体的に、これからどういうふうにするの三者が協議を進め、いつの国会をめどに、これから未決拘禁者の処遇を改善するため法案を提出すべく進めていこうとされているのか、富田政務官にお尋ねしたいと思います。

○富田大臣政務官 今、先生の方から、代用監獄制度の問題で三者がこれまできちんとしてこなかったのはだめだというふうな御指摘がございまして、警察庁及び日本弁護士連合会との三者で今後法案の提出を目指して最大限努力してまいる所存でございます。

○谷委員 私は、代用監獄について、日本弁護士

連合会も言い分があるといいますが、筋論としてはわからないわけでもないんですが、しかし、この問題は現実的な着地点というのを考えていかなければ、理想論だけを言っても前に進まないというふうに思います。それは私の意見でございますので、今後とも、鋭意関係者の皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

さて、もう一度もとの問題に戻りますので、受刑者の処遇は、今回、この法律によって大きく変わりますか、少なくとも法制度の上では大きく変わる。では、そうでない未決拘禁者はどうなるのかという問題であります。

それは、具体的に言うとう、留置場などの処遇については相変わらず今の監獄法をもとに処遇をされる。それで一方、刑が確定した人は非常に、態度がよければ、一人で外泊も認められるとか面会も相当自由にできるとか、パソコンも持ち込み可ということになるんですか、そういうこともあるかもわかりませんが、留置場などの処遇は具体的に今までもどう変わるのかということについて、警察庁の方にお尋ねしたいと思います。

○片桐政府参考人 今回の法案提出の経緯につきましては、ただいま法務省から御説明があったとおりでございます。今回の法案におきましては、まず受刑者の処遇にかかわる法整備を急ぐ必要があるという観点から、これを今回先行させたということでございます。

そして、今回の法案では、受刑者の処遇については、従来の監獄法の規定と比べますと、例えば収容開始時に必要事項の告知を行うとか、また健康診断や診療等の医療面での配慮を行うとか、また戒具の使用要件の明確化を図るとか、また不服申し立て制度を設けるとか、そしてまた刑事施設視察委員会の設置をするとかといったような、受刑者の権利保護にかかわる規定が整備されたところでございます。

しかし、他方で、では、未決拘禁者を収容する警察留置場はどうなっているかということでございますけれども、従来から、現行監獄法等の規定

によるほかに、国家公安委員会規則でございますが、被疑者留置規則とか、また通達等によって、未決拘禁者の処遇については各種の施策を講じてまいりましたところでございます。

例えば、収容開始時の告知に関しては、日課時間の告知を行う、また遵守事項の告知を行うとか、物品の貸与、また自費で購入できる物品についての教示を行うとかといったような告知を行っております。また、医療に関しましては、疾病の際の治療ほか、月二回の定期健康診断を行うとか、また戒具の使用につきましても、要件、手続をきっちり決めまして、必要な監視体制をとるとか、また苦情については、看守勤務員のほかに署長とか警察本部長に対する申し出ができるほか、また警察法第七十九条に基づいて都道府県公安委員会に対してこれも行うことができる、そしてこれはいずれも誠実に処理をすることとしてい

るとか、また刑事施設視察委員会にかわるものとして都道府県公安委員会が、留置業務を含めてすべての警察業務全般について市民の目から管理監督を行うとかといったような施策を講じているところでございまして、新法と比べて、現在の運用が遜色のない運用であるというふうに私どもは考えております。

警察としましては、これまでも未決拘禁者の処遇の適正化のためにこのような可能な限りの施策を講じてまいりましたところでございますけれども、今後ともさらに必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

○谷委員 それでは、こういう理解でよろしいんでしょうか。警察としては、今回新法が制定されて相当法制度の上では改善されるけれども、既に現時点で遜色ないぐらいそういう点について配慮をしていて、新たに、来年の法改正に先立って、今回の法改正に合わせてとるべき、あるいは改善すべきものは特にないという理解でよろしいんでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。私ども、現在の段階では、受刑者に比べて、厳

密に詰めたわけではございませんけれども、おおむね新法の基準に合ったような、法制度は別にしまして運用はなされていると思っておりますけれども、ただ、今後、代用監獄制度につきましては法務省そしてまた日弁連とも協議してまいりますので、その中で、さらにやるべきことがあるかどうかについてまた協議してまいりたいと考えております。

○谷委員 わかりました。留置場の方も、どちらかというところ、我々はそちらの方の可能性の方がより高いわけでございますので、きちんとしていたければというふうに思います。

それでは、不服申し立て制度についてお尋ねしたいと思います。

今回、質問するというところで少し調べておりますが、情願という言葉初めて知ったわけでございまして、現在、監獄法によって情願という制度がある。最近非常にふえているということでございますけれども、なぜふえているのか、どういうふうになされているのかということが一つふにそれを分析しているのかということが一つ

と、では、それはどういうふうな処理されているんでしょうかというのが二つ目と、それから、統計で見ると相当数出ているんですけれども、例えば平成十六年、大臣情願六千三百六十三件、それで、括弧七件というのが、採択件数わずか七件、何でこんなに低いのかと素朴に思うんですが、お答え願います。

○横田政府参考人 お答えいたします。まず、委員おっしゃいますように、法務大臣に対する情願の申し立て件数は近年著しく増加しております。平成十三年には二千九百四十二件でありましたものが、平成十六年には七千五百件に至っております。なぜこれがふえたのかということ、これは必ずしも一概に述べることが大変困難であると思えますけれども、一つには、近年の過剰収容に伴いまして生活環境が悪化しているというところもまた考えられるのではないかなというふうには思っております。

その処理でございますけれども、これは大臣に

対する情願でございますので、最終的には大臣の御裁決をいただくということになっております。採択のことを今おっしゃいます、少ないのではないかと、件数でいえば、それは情願の件数に比較いたしますと少ないということは御指摘のとおりでございます。

その理由がどういふことかということもまた一概になかなかわかりにくいんですけれども、一つには、やはり各施設におきまして違法不当と言われるような取り扱いがあった場合には、情願の申し立てを待つまでもなく是正の措置を講じているということもありませんし、また、施設の処置に違法不当がない場合でありまして、より適切な事務処理または被収容者処遇を実施するという観点から、改善措置を講ずるべきと認めた場合には情願の処理において施設に指導するなどして、より適切な施設運営を図っているということもまたあるかと思えます。

それから、もう一つは、この情願の中にも、これは情願というのは本来、現在の監獄法では「在監者監獄ノ処置ニ対シ不服アルトキハ」ということで、監獄の処置に不服あるものについて情願を行うんですけれども、現実問題としましては、必ずしも監獄の処置に対する一種の不服申し立て、情願というものでないものを情願という形でなされてきておりまして、統計的にいいますと全体的に言うと八割から九割近くが、言ってみれば監獄の処置についてのものではないというものが大変多うございまして、どうしても、監獄の処置に対する、本来の情願に対する裁決の中になつてきますと、やはり採択が件数としてはそう多くないということになるかと思えます。

○谷委員 ありがとうございます。

職員勤務条件についてお尋ねしたいと思

先ほど松島先生も質問されていましたが、職員の待遇というよりも、自衛隊であるとか、あるいは警察、消防、刑務官、そういう仕事に従事する方は、やはり一定数きちんとした人員配置で、健

康管理も毎日、日々を、いわば余裕を持ったそういう勤務条件でない、いざというときに本当に役に立たないというふうな思いです。私も兵庫県で防災局長をしていまして、局長になつてからは、とにかく体を壊してはいけない、酒も余り飲み過ぎてはいけない、いつ電話が、いつ地震があるかわからないわけですから。

ですから、そういう意味で、どうもいろいろお聞きしてみたり、あるいは諸外国のそういう一人頭の人数などを考えると、相当ハードだ。あるいは年休取得も、どうもほかの国家公務員と比べて何か極端に低いように思うのですが、どういう認識をされているのかということ、今後どう取り組むのかということについてお尋ねしたいと思います。

○横田政府参考人 委員御指摘ございましたように、被収容者数が増加しております、それに伴いまして、職員の負担も増大しております。平成十五年度を見ますと、例えば四週八休制が確保できずに、週休日も満足に与えることができていない施設が、七十四庁中六十四庁ございまして、それから年次休暇取得日数につきましても年々減少しております、保安業務に従事する職員の平均は、平成十一年度には五・九日だったものが、平成十五年度には三・九日となつて減つております。国家公務員全体の平均はおよそ十一日程でございますので、それに比較いたしますと、刑務官の負担の重さは顕著なものがあるというふうな考えております。

こういう状況のもとで、関係各方面の御理解をいただきまして、平成十七年度予算におきましては、五百三十四人の増員が認められたことでございます。そして、これらの職員の有効活用により、過剰収容に伴う職員負担の軽減を図ることができると考えております。

しかしながら、最近の犯罪情勢等からいたしますと、収容人員の増加傾向はなお継続するものと予想され、これに伴いまして、刑務所等の収容状態は依然として厳しい状態が続くことが推測さ

れ、これによつて刑務官の負担もまた厳しい状態が続くであろうと考えられますので、今後とも所要の措置が講じられますように努力を続けてまいりたいと思います。

○谷委員 今年度、そういう現状にかんがみて、数百人の増員をしていたらいいということですが、しかし、警察に比べれば違ったところだと思います。調べたところ、この十年で、全国の都道府県警察は二万四千九百人ふえているのです。八・九%ふえている。埼玉県警だけで二千九十一人ふえている。平成七年から平成十六年です。千葉県も一千六百人。神奈川県も一千六百人ぐらいいふえている。それに比べれば、まだまだやはり充実する必要があるのかなというふうに思います。

それからもう一つ、もう時間がなくなりましたので質問をいたしません。処遇の面で、やはり専門職員が非常に少ないように思います。心理学を専攻している職員がわずか百名ということ聞きまして、びっくりしました。今、例えば一つの児童相談所でも、心理学、教育学、社会学を専攻した児童福祉士と言われる人が、大きいところであれば数十人はいます。全国でわずかに百人というの、もつともつとそれも充実しないと、きちんとした社会復帰のためのプログラムの実効性は確保できないのではないかと思いますので、その辺もよろしく願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、早川忠孝君。

○早川委員 自由民主党の早川忠孝でございます。刑事施設及び受刑者の処遇等に関する本法律案でありますけれども、これは明治四十一年に制定された監獄法を一新するというもので、私としては、国際的な行刑の理念に沿う立派な法律であるというふうに評価しております。私自身、弁護士会で昭和五十二年当時から監獄法の改正問題に携わっておりまして、この法務委員会での質疑の機会をちょうだいしたことを本当に感謝しております。

監獄法の改正の問題、三つの基本理念があったわけでありまして。近代化、法律化、国際化というふうに言われます。この法案の中では、刑事施設視察委員会の設置あるいは受刑者の外部交通権の拡大、あるいはこれまでの規律偏重の姿勢が一定程度是正されたこと、さらには受刑者の医療水準の確保等の措置が行われている。

ただ、これに対して、現在の最大の課題であります過剰収容問題については対処ができていない。あるいは受刑者についての単独室の原則を今回の監獄法改正の中では採用していないといったような批判も出されているところであります。

行刑改革会議の方では、「現下の過剰収容状態においては、受刑者の処遇に当たる刑務官等の人的体制や、受刑者を収容する施設等の物的体制が限界に達している」という認識を持っており、「深刻な過剰収容状態は処遇環境の悪化を招き、受刑者のために適切な処遇を行う上でも支障を生じかねないことから、その改善のため、物的体制の整備を求める」。あるいは「職員数の絶対的不足による執務環境の悪化を解消すべく人的体制の整備、充実を求める」、このような提言をされていたところであります。

そこで法務大臣にまずお伺いをさせていただきます。

大臣はこれまで刑事施設を視察されて、これまでの行刑運営の実情についてどのような点に問題があると感じておられたのか、今回の新法の制定で行刑運営の現場がどのように変わると思われているか、そういったことについて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

（委員長退席、田村憲一委員長代理着席）

○南野国務大臣 私は昨年の九月に就任させていただきました。以来、五方所の刑務所等を視察させていただきました。いずれにおきましても、厳しい過剰収容状態の中でございまして、受刑者に少しでも効果のある教育を実施しようとしている職員がまた印象的に残っております。

喫緊の課題といたしまして考えておりますこと

は、やはり過剰収容状態をどのように緩和するかということであろうと思ひます。その緩和の解消はもちろんでございませうけれども、また国民が安心して暮らせる安全な社会を再生するには、受刑者がその犯した罪を十分に自覚した上で、改善更生していこうという意欲を持っていたくことが大切であります。そのためには、必要な指導を実施することでありまして。

そういう意味では、環境と同時に、そういった矯正ということへの心を入れるということでもあらうかと思ひますが、そうした観点から法案は、受刑者に作業のほか改善指導及び教科指導を受けることを法律上義務づける。今までは義務づけられておりませんでしたので、これからは義務づけられていこうとするなど、受刑者の改善更生の意欲をもちろんできるだけ喚起させていただき、社会生活に適応する能力というものを育成する、そういった処遇を考えていこうということでございます。

刑事施設におきましても、受刑者の改善更生及び社会復帰を図るための処遇をより積極的に実施することとなると考えているところでございます。

今後とも、この法案の求める行刑運営を実現するために、最大限の努力をまいりたいと思ひます。ふに思っております。刑務所を視察させていただいたこと、この審議に役立っております。いさますようにということをお願いいたします。

○早川委員 ありがとうございます。

これまでの委員から、余り具体的な法案の自身に触れていなかった点があると思ひますので、今回の法案の一つの目玉となつております受刑者処遇の具体的な改善の点についてお伺いをさせていただきます。

この法案では、一部の受刑者に外部通動作業、外出または外泊を認めることとしております。その要件として、仮釈放を許すことのできる期間を経過したという要件が付されているわけでありまして、具体的なにはどのような受刑者にこういった外部通動作業あるいは外出または外泊を認めるということを想定されているのか、お伺いを

したいと思ひます。

○横田政府参考人 お答えいたします。

この法案におきまして、仮釈放を許すために必要な期間を経過したことを要件といたしましたのは、外部通動作業等がその現実の態様において一時的にせよ実質的に受刑者を拘禁から解くものである以上、それが自由刑の執行の範囲内にあるものとして許容され、一般国民感情の承認を得るために必要な条件と考えるからでございます。

さらに、実務上の観点から申し上げても、外部通動作業等の対象者としての適格性の判断には、単に科学的な診断技法による人格調査のみならず、相当な期間の行動観察、処遇状況の検討を要すると考えるからでございます。

法案におきましては、外部通動作業等が許されるためには、さらに、開放施設において処遇を受けていることなどの要件が必要であるとしておりますが、これは、対象者は自律心と責任感が信頼するに足りる者に限定しなければならぬと考えるからでございます。具体的には、市原刑務所のような開放施設で処遇を受けている者や、これに準じた処遇を受けている者に限定して許すことになると思ひます。

なお、このような受刑者であれば常に外部通動作業や外出、外泊が許されるというものではございませんで、円滑な社会復帰を図るため必要がある場合に許可することができるといふものでございます。

○早川委員 これは外部通動作業あるいは外出または外泊を認めるということでありましてけれども、その間には受刑者というのは刑事施設や保護関係機関等の監督を全く離れることになる、そういうふうな思ひます。そういうことをして本当に大丈夫なのか、国民がそれを受け入れるかどうかということについてお伺いしたいと思ひます。

あわせて、もしいろいろな不安感があるということになると、刑事施設の長は外部通動作業等を認めることをかえつてためらうことになつて結

果的には、制度はあつても使われないということになるのではないだろうか、あるいは、受け入れの作業所があれば全く意味がないことになるのではないかと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

おっしゃいますように、外部通勤作業、外出、外泊には刑事施設の職員は同行しません。更生保護機関の職員等による監督も予定されておりません。しかし、外部通勤作業の対象となる受刑者は、先ほども申し上げましたように、自律心と責任感が信頼するに足り、現にその自律的行動に期待した処遇を受けている者に限定されます。その上、外部通勤作業を許すに当たりましては、受刑者が遵守すべき事項が定められまして、これに違反した場合には懲罰を科することができるとしておりますほか、刑事施設の長による適正な指導等を行うことも考えられるところでございまして、対象となった受刑者がその間に不適切な行動に及ぶおそれは極めて少ないものと考えています。

一方で、この処遇方法は、受刑者に自律心と責任感に基づく自主的な行動規制を行わせることにより円滑な社会復帰を図る制度でございまして、刑事施設内における作業につくことによつては取得できない技能などを取得させたり、一般社会の中で正しい人間関係を築く方法を学ばせる効果もあり、また外出、外泊は家族関係の維持、修復を図り、釈放後の生活のための準備をすることなどができる点におきましても、受刑者の円滑な社会復帰に有効なものと考えております。

刑事施設の長におきましては、このような制度の意義を十分に踏まえ、個々の事案ごとに、自律的な行動が期待できる受刑者について、その必要性及び相当性を判断して、適切に外部通勤作業等を実施することになるものでございますので、許される例がないなどということにはならないと考えているところでありますけれども、いずれにいたしましても、制度の意義を踏まえ、その適正な

運用には十分意を用いてまいりたいと考えております。

○早川委員 ありがとうございます。

行刑改革会議の提言ではこういう文言があるんですね。職員配置などの問題を解決した上で、これは受刑者について「最低一日一時間の運動時間を確保するように努めるべき」と。ところが、今回の法案にはこういった点についての言及がないわけでありまして、行刑改革会議の提言をそのまま法案化するということになれば、何らかの形で法案に明記すべきではないかと思われますけれども、いかがでしょうか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

適切な運動の機会の付与は受刑者の健康の保持のために必要でありまして、現行法が「健康ヲ保持ツニ必要ナル運動ヲ為サシム」と規定しているのとどまっておりますのに對しまして、法案、三十四条でございすけれども、これにおきましては、「受刑者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならぬ」といたしまして、平日には原則として毎日、できる限り戸外で運動の機会を保障する旨の規定を設けたところでございます。

しかしながら、現下の収容状況や運動のためのスペース及び職員配置の状況を前提といたしますと、大多数の刑事施設において、一日一時間の運動の機会を確保することは現実問題として不可能でありまして、このような不可能なことを法文に規定することは適当ではないと考えております。

もとより、提言の趣旨に沿って、できる限り運動の機会を拡充するよう努力すべきことは当然でございまして、現在、一部の施設におきましては、運動時間の延長というものを試行的に実施している施設もございすので、そういった施設の試行状況等も参考にしながら、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○早川委員 ありがとうございます。
いずれにしても、過剰収容問題あるいは刑務官

の勤務条件の改善等の問題が依然として残つてくるんだということだと私は理解をしております。

今回、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案が上程されたことによつて、刑務所等が抱えている問題が国民的な議論の対象になってきたということは大変な成果であつたと私は思つておりますので、今後とも引き続き検討をしていきたいというふうに思つております。

さて、これは警察庁にお伺いをしたのでありますけれども、今回の改正というのはあくまでも刑が確定した受刑者の処遇に関する改正だと思ひます。そしてまた、受刑者というのは本来は刑務所において処遇されるべきと考えますけれども、この法案の第三編補則の第四章に警察留置場に関する規定がございす。なぜこういう規定が置かれることになったのかということ、あわせまして、これは刑務所等では防声具は使用しないというところになつてくるのかかわらず、警察の留置場においては防声具を使用するという制度になつてくるのはなぜなのでしょう。その辺の理由をお伺いしたいと思います。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

まず、法案の第三編補則第四章に関するお尋ねでございすけれども、まず、今回の法案策定の考え方から申し上げますと、従来、意見の相違のございしました代用監獄制度を初めとした未決拘禁者の処遇部分につきましては、引き続き協議、検討を行うということにいたしまして、まず行刑部分の改革を急ぐために、受刑者の処遇を中心とした法整備を図ることとしたということでありました。

具体的に申し上げますと、まず一つには、未決拘禁者に関する規定、また代用監獄に関する規定、この中には受刑者を収容することができるとする部分を含んでおりますけれども、この部分は当面手を加えずに、内容を変えないままにそのまま残そうということにいたしてまいります。これについては、また日弁連、法務省と引き続き協議をしていくということにいたしております。

二つ目には、今回は受刑者にかかわる法整備を中心に行いますが、これに伴つて、未決拘禁者を収容する部分を含めて、刑事施設一般に関する総則規定が第一編に置かれております。そういった中身になつてくるわけでございますが、その結果、刑事施設一般に関する第一編の総則規定と第二編の受刑者に関する規定が、原則的には代用刑事施設たる警察留置場にも適用されるということになるわけでございますけれども、他方で、警察留置場と刑事施設とは、組織系統であるとか施設の規模、内容等が異なつておりますので、所要の読みかえ規定でありますとか、また適用除外規定を置く必要があるということでございます。こういった意味で第三編第四章の規定を置いたものでございまして、受刑者の権利保護であるとか、また看守勤務員の権限の明確化等のためには、ぜひとも必要な規定であるというふうに考えております。

次に、防声具に関するお尋ねでございますけれども、現在の監獄法及びその施行規則によりまして、戒具として防声具の使用が認められてるところでございす。が、本法案につきましては、刑事施設の受刑者に対する防声具の使用が規定されてはおりません。これは、刑事施設においては防音効果の高い保護室の整備が進んでおりまして、したがつて、この防声具を使用する必要がなくなつたこと等によるものであると承知いたしております。

これに對しまして、警察留置場におきましては、こういった保護室に相当する施設、我々はこれを保安室と呼んでおりますけれども、この保安室の整備がまだ十分ではございません。他方で、被留置者が大声を上げて、他の留置人に迷惑を及ぼすなど留置場内の平穏を害し、また秩序を乱す事案もおりますことから、留置場においては引き続き防声具を使用することが必要であるというふうに考えているものであります。ただ、その使用は、他に方法がないときに限つて認めるといふことにいたしてございまして、したがつて、保安室の

整備された留置場におきましてはこれを使用することはないということでございます。

(田村(憲)委員長代理退席、吉野委員長代理着席)

○早川委員 私、基本的に受刑者の処遇というのは、その収容施設が刑務所であろうと、あるいは警察の留置場であろうと、全く均一でなければならぬ、これが大原則だと考えております。その意味で、留置場において現実に受刑者に対して防声具を使用することがないように、さまざまな検討をしていただかなければならないだろう。

これはあらかじめ質問しておりませんでしたが、刑が確定した受刑者で、警察の留置場において処遇を要する対象者、あるいは、その期間とは大体どの程度のことを考えていたらよろしいでしょうか。

○片桐政府参考人 現在、代用監獄である警察留置場に収容している受刑者の数は、これは延べなのでございますけれども、六千六百八日、延べで年間六千六百八日ということでございます。

○早川委員 本来的には刑務所の方に移監をするという大原則だと思っておりますので、極めて短期間においての処遇であり、しかも刑が確定をしているということですから、捜査段階での被疑者、被告人というのとまた大分、現実には対応が違ってくるんだらうなというふうに思っております。

防声具の使用で死亡事故も発生したということもありますので、くれぐれもそういう事故が再発をすることがないように、関係の機関においては対処をしていただくことを要請し、あわせて、法務省におかれては、引き続き刑務所等の施設の改善あるいは刑務官に対する処遇の改善に努めていただくよう要請をして、質問を終わります。ありがとうございます。

○吉野委員長代理 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。本日は、引き続きまして監獄法の改正について質問をさせていただきます。

最近の我が国は、治安状況の悪化が大きな社会

問題となっておりまして、かつては、治安のよさは世界でも誇っていたわけでありましたが、最近では、もう多くの方々、国民が心配しているような、身近に凶悪事件が相次いで発生しているような状況でございます。

このような状況の中で、国民が安心して暮らせる安全な社会を再生していくためには、さまざまな観点から対策を講じなければならないと思っておりますけれども、その一つとして、やはりこの監獄法の改正に焦点が当たっておりますところの、刑務所における受刑者の処遇を充実させることによつて、一人でも多くの受刑者を改善更生させて、健全な社会人として社会に復帰させる、このことが何よりも大切ではないかと私は考えます。

その意味でも、約百年ぶりでしょうか、明治四十一年にできた監獄法が改正されて、受刑者の処遇を中心とした法案が今国会にこのように提出されて審議されるということは、非常に意義あることと、画期的な、重要なことであると評価しております。

幾つか質問をしたいと思っておりますが、まずは、先ほどからも多くの皆さんが御指摘されているように、過剰収容の状態が刑務所は続いているということでございます。その一方で、刑の執行を受けて刑務所を出た者のうちで、半分近くの者は五年以内に再び刑務所に戻ってしまうという現実もあるわけでございます。出所した人が再び犯罪を犯してしまう原因というのはいろいろあるかと思っておりますけれども、その一つとしては、刑務所において受刑者に対する指導がきちんと行われているかどうか、その仕組みをきちんとつくる、それが必要であると考えます。

そこで、まず最初に、基本的な問題でございますが、この法案の大きな目的として考えられる受刑者に対する処遇の充実について、大臣、どのような基本的な考えでこの法案を立案されたのか、お伺いいたします。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。監獄法は、先生今おっしゃったとおり、約百年

前に施行されて以来、実質的な改正がなされることなく今日に至っております。被収容者の権利義務や職員の権限が明確に規定されていないということのほか、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の実現、そういう行刑の理念に基づく処遇方法が定められていないというようなことで、極めて不十分なものであるということで、それが第一でございます。

そのため、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しながら適切な処遇を行うために必要な事項等を定める法案を提出しようとするものでございます。

先生御指摘のとおり、治安に対する国民の関心が高まっております。国民が安心して暮らせる安全な社会、それを再生することが求められております。今日であります。受刑者の改善更生及び社会復帰を図りながら再犯を防止するための処遇を充実させるということは極めて重要なことであり、矯正行政を十分に果たしていくことによつて再びリボーンして社会に貢献できる方になっていただきたいという願いがございます。

○江田委員 今大臣申されましたように、これまでも、権利義務関係も、また職員の権限というののも不明確であったと。私も、今回の監獄法の改正、質問するに当たりまして勉強する中で、すればするほど、これはなぜ早く、本日に改正に至らなかったのかというように思いがするくらい、また国民の目線からしても、早くこれは改正するべきところではなかったのかなという思いがいたします。

次の質問でございますけれども、この法案では、これまでの法律では必ずしも十分にいうことができなかった教育的な指導を充実させるということで、そこに力点が置かれているわけでありまして、すけれども、その前提として、これまでどのような指導を行ってきた、どのような問題が起こっていたのか。特に、受刑者の中でも数が多いとされている薬物事犯の受刑者、それから暴力団受刑者に対する指導の実情について説明をして

いただきたいと思います。

あわせてでございますが、この薬物事犯の受刑者に対する指導として、今般研究を重ねて処遇プログラムができ上がったということでございますけれども、その具体的な内容についても御説明をお願いしたいと思います。

○横田政府参考人 お答えいたします。

受刑者に対しては、一般的な生活指導のほか、覚せい剤乱用防止教育、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育などの処遇類型別指導を行ってきたところでございますが、これらの指導は、法律上の根拠も明確ではないことから、受刑者に対して受講を強制的に働きかけることが困難な状況にあり、また、指導プログラムにつきましても、各施設が試行錯誤の上に実施しているもので、十分とは言いがたい面がございました。

覚せい剤乱用防止教育につきましては、平成十六年四月現在、七十庁で実施されておまして、具体的内容は施設ごとに異なるものの、一コマ一時間の指導を週一回から月一回の頻度で実施し、専門家の講話や討議、課題作文等を通じて、薬害や覚せい剤の依存症を理解させるなどの指導を行っているものでございます。

薬物依存者の教育処遇につきましては、昨年、当局において外部の有識者の方々とともに研究会を開催し、この研究会の結果を踏まえ、グループワークによる指導を充実させることや、ダルクなどの自助グループと連携することなどを内容とする標準的プログラムを作成しているところでございまして、さらにその内容を充実させるように努めてまいりたいと思っております。

また、暴力団受刑者に対する離脱指導でございますが、平成十六年四月現在、三十二の庁で実施されております。警察機関等の協力を得ながら、講話や討議等を通じて離脱の意思を固めさせることに努めているところでございます。これまでは、離脱の意思を持ち、離脱指導を受けることを希望する者に対してこれを実施していたにとどまっていたものでございますが、今後は、離脱の

意思を持たない者に対しても、個別の必要性に応じ、暴力団の反社会性を認識させる等の指導を行いつつ、離脱を強く働きかけてまいりたいと思います。

なお、最後に委員の方から、薬物依存者に対する教育プログラムができていますので、その内容というお尋ねがございましたが、先ほど申し上げましたように、現在策定しているところでございまして、でき上がりましたら、お尋ねがございましたら、またお答え申し上げます。

○江田委員 受刑者の中で更生が一番難しいとなつてきているのが、やはり薬物事犯であり、暴力団受刑者、この関係だと思われま。

今般の改正で、今おっしゃられましたように、例えば暴力団関係なんかも、これまで離脱希望者だけであつたんでしょうけれども、希望のない者も指導をしていくというふうになるということが確認できました。また、研究会ができた薬物事犯の処遇プログラムについても非常に私関心がございまして、やはり、薬物からの離脱とか、これは非常に難しいところがあると専門家からも聞いておりますので、ぜひ処遇プログラムを早急に、この法案が通る予定でございまして、進めていただきたいと思います。

もう一つ質問ですが、この法案には、改善指導の内容として、受刑者に対して、先ほどから大臣が何度もおっしゃっておられますけれども、犯罪の責任を自覚させるという観点が盛り込まれているわけがございまして、この点が非常に大事なことだと思つていますが、これまで、やはり被害者という観点が取り残されていた。被害者が受けたそういう被害感情を、それをどう受刑者が受けて、それを更生に役立てるのかというところがなかなか進んでいなかったと思つてます。

受刑者が本当の意味で改善更生をするというためには、やはり被害者の状況を理解させて、そして犯罪の責任を自覚させるということがまず必要であるかと思いますが、大臣、受刑者に対する指導に当たりましては、このような点を十分に踏まえていくべきと考えられますけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

○南野国務大臣 本日に先生がおっしゃるとおりだというふうな思つております。受刑者が真に改善更生するためには、被害者の悲しみ、また苦しみを、それを理解し、みずから犯した罪の重大性というものを反省するべきだ、また、それを認識して心を変えるというようなことが一番のポイントであろうかと思つてます。そのような責任を自覚することともに、被害者に対する償いの気持ちを持つということが必要であると考えております。

そのような観点に立ちまして、刑務所におきましては、近年、被害者の視点を取り入れた教育を実施しているところでございます。今回の法改正によりまして、受刑者に対します改善指導がこれまで義務づけられるということに伴いまして、指導の充実により一層努力してまいりたいと思つております。

○江田委員 大臣から今総論が述べられましたので、具体的にはどのような指導になつているか、もっと細かいことがございまして、よろしく願ひします。

○横田政府参考人 お答えいたします。

刑務所におきましては、受刑者が、みずからが犯した犯罪による被害の実態や被害者の心情等を認識した上で、その責任を実感し、被害者や遺族への謝罪など誠意を持つて対応する気持ちを涵養するための教育が必要でありまして、現在、処遇類型別指導の一類型として、講義や集団討議のほか、ビデオ教材や録音教材、被害者の方の手記等を利用した、被害者の視点を取り入れた教育というものを実施しているところでございまして、最近におきましては、犯罪被害者や支援団体の方々による講演等により、被害者の心の傷、苦しみや悲しみを受刑者に伝える取り組みも開始しております。

矯正局におきましては、このような観点から、教育の充実を図るために、昨年、被害者支援団体

を含めた外部有識者をメンバーとする研究会を開催したところでございまして、現在、研究会でいただいた御意見を踏まえ、標準的なプログラムを作成するなどしているところでございます。

今後とも、このような方策を通じて、より多くの受刑者に被害者の生の声を聞かせる機会を設けるなど、この教育の充実を努めてまいりたいと考えております。

○江田委員 この被害者の視点を取り入れた指導というのが今回の改正でも非常に重要かと思つたので、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に、性犯罪者の処遇について幾つかお尋ねをしたいと思つています。

奈良市で起きた少女誘拐殺害事件によりまして、いわゆる小児性愛者の問題がクローズアップされたわけがございまして、インターネットやテレビでも異常な小児性愛をおおるようなもののはらんしているような状況でありまして、極めて深刻な問題であると受けとめております。

子供は自分の身を守るという能力は低いわけでありまして、また社会全体として、だからこそ子供を守る必要でありますし、性犯罪を受けた子供とその心理状況、心身に与えられる影響というのも指摘されているわけがございまして、一方、奈良市で起きた少女誘拐殺害事件を契機に再犯の問題が注目されたわけがございまして、新潟の少女監禁事件も再犯であったわけがございまして、また、奈良市の少女誘拐殺害事件もそうであった。

警察庁から公表されているデータでございましてけれども、最近、新たな調査結果がまとまつたというところで、三月の四日に公表されているんだと思つていますが、そのデータを見ますと、結果として、子供を対象とした性犯罪が四百六十六人いるという中で、同じ子供対象の性犯罪を犯した者が七十四人、これは一五・九％に相当するんですが、これはほかの犯罪と比べて高くはないという数字だということを説明されます。しかし、過去

何らかの犯罪経歴を持つ者がその中に百九十三人いて、その百九十三人を分析すると、過去、子供対象の性犯罪経歴を持つ者が七十四人いる。これは四割近く、すなわち、過去に何らかの犯罪経歴がある者のうちで、同じ子供対象の性犯罪を犯す者が四割近くいるということを示しているわけがございまして、すなわち、過去に同様の事件を犯した者によつて子供対象の性犯罪を引き起こしているということが非常に明らかになつてきたと思つてます。

そういうような意味でも、子供に対する性犯罪を犯した受刑者に対しては、刑務所において専門的な教育、指導を行う必要があると思われまが、子供に対する性犯罪など性犯罪を犯した受刑者に対しては、これまでどのような指導が行われてきたのか、また今後これに対してどのような取り組みでいくつもりか、その点をお伺ひいたします。

○横田政府参考人 お答えいたします。

子供に対する事犯を含めた性犯罪を犯した受刑者に対しては、現在、一部の行刑施設におきまして性犯罪防止に関する処遇類型別指導を実施しておりますが、希望する者を対象としていることもございまして、この指導を受ける受刑者は少なく、また、統一的、標準的なプログラムが存在していないなど、十分とはいえない面がございまして、このため、この法案におきましては、受刑者に必要な改善指導等を受けることを義務づけ、性犯罪を犯した受刑者に対しても必要な改善指導を受けるよう、強力に働きかけることが可能となるようにしているところでございます。

また、性犯罪防止のための指導を内容的に充実させるため、精神医学、心理学等の専門家の協力を得て、科学的、体系的なプログラムを策定することとしておりまして、現在、専門家の人選等の準備を具体的に進めているところでございまして、できるだけ早い時期にこれを立ち上げて、いプログラムをつくりたいというふうな考えております。

先般、法務大臣が発表されました再犯防止のための緊急的対策の中でも、性犯罪者仮出獄者等に対し、その者にふさわしい教育処遇を受けることをし、遵守事項として定め、これを守るように指導するということが挙げられておりました。私も社会内での処遇を充実させるべきだと思ひますけれども、今後、性犯罪者に対する社会内処遇を充実させるための具体的な方策についてお尋ねしたいと思ひます。

保護観察所では、現に数多くの保護観察事件等を取り扱っておりまして、また、昨今の急激な犯罪情勢の悪化を反映した中では、個々の事案の内容は複雑化、またさらに困難化したしております。その処遇上、特別な配慮を要する事案も増加してきているのでございまして、保護観察官の負

○委員長退席、田村(憲)委員長代理着席
○江田委員 私も、この更生保護施設の存在というか意義というのは非常に大きいと思うのであります。仮出獄して二三％は行きどころがないというところを引き受けてやっておられる。しかし、そこに先ほど言ったような現状がございます。大

一方で、刑務所は深刻な過剰状態が続いているというのは、先ほどからの指摘もございいます。収容率は一二〇%にも達しようとしている状況だと思ひます。その割に刑務官はふえない。日本は一人当たりの受刑者数が先進国で断然多いわけでございまして、一人で七、八十人の受刑者を担当する刑務官もいるわけであります。昨年中にとれた有給休暇は三日以内という刑務官は六割、その半

数は一日も休めなかった。

こういうような環境が、受刑者、刑務官双方のストレスを増して、刑務所内の緊張を高めているような状況ではないかと私は想定いたします。先ほどから申されているような効果的なプログラムを用いた更生教育もその人間が実施するわけでございますから、このような状況の中では行き届かないということも心配されます。

刑務官をめぐるこれら諸問題を解決するには小手先の対応では無理であると指摘する専門家もおります。現実を踏まえまして、行刑のあり方全体を改めなければならぬと思いますけれども、刑務所は治安の最後のとりでと言われますけれども、これらの課題、問題に今回の法改正は総合的に対応しておりますでしょうか、大臣に最後お伺いをいたします。

○南野国務大臣 先生御指摘のとおり、常態的な過剰収容によって受刑者の処遇環境というのは大変厳しいものとなっております。その処遇に当たります職員負担も年々増加いたしております。先生が先ほどおっしゃったとおりの事実も発生しているわけでございます。

受刑者の人権を保障しながら適切な処遇を行うことによりまして、真の意味での改善更生また社会復帰を図るということは、安心して暮らせる安全な社会を再生するという点にも重要なことでございます。そのためには、過剰収容状態の緩和、解消による処遇環境の改善または整備を含めまして、抜本的な行刑改革を進めることが必要である、先生の御指摘のとおりであると思っております。

この法案は行刑改革を進める上で極めて重要なものでございまして、これによりまして法的枠組みにおきまして受刑者処遇を充実させることができるようにとのこととなりますが、今後とも必要となる人的または物的体制の充実に努めていきますとともに、効果的な処遇プログラムの策定など、受刑者処遇の内容の充実にも努めてまいりたいという所存でございます。

また、今回は法改正を行わないこととしたしました未決拘禁者等の処遇に関する部分につきましても、関係機関との協議を進め、できる限り早期に法改正を実現したいということも念願いたしました。

以上です。

○江田委員 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○田村(憲)委員長代理 次に、伴野豊君。

○伴野委員 民主党の伴野豊でございます。

本日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案ということで、大臣に一時間ばかりおつき合いたいという、質問させていただきたいと思っております。

重い法案です、これ。私もかれこれ、これで委員にしていたら五年近くになろうとしているんですが、いろいろな法案、自分なりにチェックをし、見てきたつもりでございます。

私のポリシーとして、いろいろな課題や指摘はするものの、最終的には提案をしていく形で質問をしていきたいと思っております。政権準備党でもございますし、批判だけの批判をしていて

もしようがない。今回もそういう視点ですと勉強させてもらいました。自問自答することが多くて、当然人権という、被害者の人権、加害者の人権、国民世論、さまざまな思いをしていく中で本

当に堂々めぐりいたしまして、こうしたら解決できるんだというようなことがなかなか自分の中でもアイデアフラッシュでできなくて、場合によっては、自問自答していく中で哲学的なことまで考えて

みたり。私も人の子でございまして、前にも申し上げたかも知れませんが、九歳の女の子を持つ親でござ

います。できるだけこのことを真剣にしたいと思います。か集中して考えるために、自分の娘が、先ほど松島先生からいろいろ性犯罪の話があり、性犯罪に遭ったら何を考えるだろうというようなことを考えていくんですが、やはり想像の域を超えないんです。そういう事象に現実に遭っていない。

それから、私自身も刑務所のことを考える。入ったことはないんですけどね。視察はさせてもらいました。視察をしたときですら、ここから刑務所ですと云われたときに、これが刑務所の空気なのかという表現に、ここから刑務所なのかという思いをしたら、今までは知らない世界だったんですね。

ある面、これは先進国の方に直接聞いたわけじゃないんですが、ほかの先進国に比べて、どうも日本は、そういう暗の部分というか、見せやいけない、あるいは考えない方がいいんだ、表現が悪いかもしれないが、臭い物にふたをするぐらいの、多少そういうところがなかったのかと。

今回も、これは一九〇八年以来の監獄法の改正です。そういつた非常に重い法案を今、目の前にされて、大臣も多分私と同じような思いをされているところが多分あるんじゃないか。失

礼ですけども、大臣も多分収監されたことはないと思いますし、お身内の中にそういう御不幸があつたかどうかはわかりませんが、そういう、いろいろ考えていきたけれども、実際経験したこと

がない中で、想像の中でいろいろな物を考えないといけないジレンマとともに、しかしやっていくことはすごく重い話。

先般、予算委員会の中でも、私は都市計画をやってきた、その中で、いい道路をつくりましょ

う、いい道路をつくりましょ、いい町をつくりましょとやってきたとしても、正直言つて、私の都市計画の中に、今まで刑務所をどう配置するかというのは余りなかったです。私も、刑務所

というのは余りかかわりたくないというか、その計画がどうなっているのかというのは、はつきり申し上げて、この法案を目の当たりにするまで、ここまで真剣に考えたことはなかったです、正直申し上げて。

それだけ重たい法案を目の当たりにして、一方で、考え方をしまして、もうこれ以上先送りできない。ここできっちり歯どめをかけておかねばと、あなたたちがいた時代にこういう法案をき

ちつと審議したのに、もうその後なかなか改善されていないんじゃないかと言われたくない。だから、想像をしながらも、できるだけいい法律にしたいなと思つて読み込んだつもりなんですけれども、私は今、そういう思いで、複雑な思いとともに、自分の決意も相当強く持つております。

大臣、今、この法案に対して、どんな思いで臨まれて、どんな決意を持つていらっしゃるか。ある面、刑務所にまつわるこの周辺のことをきっちりやるかどうかというのは、国のレベルとい

いますか、文化度、品格、成熟度もあらわしているんだらうと思うんですね。どんな思いで臨まれて

いるのか、お答えいただければ。

○南野国務大臣 私の感想を申し上げます。先生が今るお話しになられたことを、本当に心の中に入れたら聞かせていただきました。

刑務所を視察させていただいてる間に、個室、これはある研修、アジ研の方々は、その中に入つて研修をするというようにも聞いております。私も、そういう体験も持たないけない、視察をさせていただいただけでありますが、

その中で心というものをどのように見ていくかということも痛切に感じて、視察から帰ってきたところでございます。

私が、国民が安心して暮らせる安全な社会を再生するという喫緊の課題を実現するというためにも、行刑改革を遂げて、受刑者の真の改善更生を図るための処遇を充実させることがぜひとも必要であるというふうに考えております。こうした処遇を実現するにはこの法案が必要不可欠であると考えておるくらい熱を入れているつもりではございますが、現在、刑事施設は過剰収容等の問題を抱えておりますけれども、国民に理解され、支えられる施設を目指し、不転転の決意で、本法案の成立を初めとする改革に取り組んでまいりたいと思います。

官民一体となったPFIということについても、我々検討をし、今第二号目の成立をも認めていこうとしているところでございます。

○伴野委員 大臣も重い法案だということを、言わずもがなで、その思いは一緒なんだろうと思います。

それで、今回の趣旨説明をされたときの提案理由説明というのを改めて読んでみました。二行目、三行目、四行目が私はどうも、最初はすると読んでしまったんですが、あえてちょっと読み直させてもらいます。

「現行の監獄法は、明治四十一年に制定されて以来、実質的な改正がされることなく今日に至っているため、被収容者の権利義務関係や職員の権限が明確ではなく、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなっております。」というこの三行。

最初、さらっと読んでしまったんですが、ある面、すごく大胆な文章。行政の方が多分草案を考えられて、大臣もごらんになったと思うんですが、役所の方というのは、往々にして先輩がやってこられたことを余り否定されない。非常に不十分だと思つていても、現状ではいいんだと言いつつも、改善する点があるから法改正するんだという文章をたくさん見てきた人間とすると、これは結構大胆に、相当たまたまついていたものを噴き出

したのかなという思いもしないでもなく、まあ、認めるべきところを認めた上でということなのかというふうにも読めないわけでもないですが。

すごく皮肉っぽくすると、この百年、法治国家でありながら、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていない中で我が国はやってきてしまったことをお認めになっているのかなと思うと、非常に非常に潔いと言いつつも、ちょっとええと、今いろいろおっしゃっていますけれども、ある面、怖い部分があったのかなという気がしてなりません。

それで、なぜ今日まで見直しができなかったのか、いろいろな理由があるんだと思います。やり方の順番もあるかと思うんですが、できるところからやっていくということなのかもしれませんけれども、今までなかなか前へ進まなかった一つのキーワードに代用監獄というのが、多分大臣も御存じだと思いますが、というか、絶対御存じだと思ひますけれども、そういうことを考えると、いわゆる裁判が確定する前のところから本当は入っていないかきやいけないのかなという気もしいでもないんですが、このあたりのところも含めて、なぜ今日まで極めて不十分なものとなつていたのか、大臣、お答えいただけますか。

○南野国務大臣 いろいろな御意見があらうかと思いますが、今、法務省挙げてこの法案に取り組んでおります。しかも、今までのいろいろな経緯がございまして、経緯はともかく、このような状態で放置されてきたことは不幸なことであつたと言わざるを得ませんし、何としても、喫緊の課題でございまして、この行刑改革をなし遂げるために、法案の早い成立というものを目指して全力で取り組まなければならないと考えております。

監獄法につきましては、御指摘のとおり、長年にわたつて実質的な改正がなされてきませんでしたが、被収容者の処遇の種々の問題が生じております。法務省といたしましては、監獄法の全面的な改

正が必要であると考え、昭和五十七年から三度にわたつて刑事施設法案を国会に提出してまいりましたけれども、いわゆる代用監獄の制度に関する意見の隔たりがあつたことなどから、成立を見ずに今日に至りました。その現状を御報告するのとさせていただきますと思います。

○伴野委員 登場人物がどうあれ、どういうアクターがどういう動きをされるにしろ、トリガーを引かれるのは法務省だと思ひますし、プロデューサーといひますか、最終的な責任者は法務省だと思ひますので、やつとの思いでこぎつけられたという思いがあるのかもしませんが、いろいろな登場人物の戦いの跡というのが今回も第四百四十六条、警察留置場の云々という規定の中に残っているのかなという心配もしつつ、未決の部分、いわゆる被勾留者の方、被疑者と言われる方のところですね、このあたりの扱いというか対応、早く御検討いただけるようお願いを申し上げます。

さて、少し法案の中身に入つていきたいと思ひます。

この後は、大臣に細かく通告していないこともあろうかと思ひますが、政府参考人の方とやりとりをしている中で、方向性とか御感想とか、そういう大臣としてお答えいただきたいことは幾つか振らさせていただきますので、そのときにお答えいただきたいと思ひます。

それで、いろいろな思いがあつて、確かに、見直しをしたいという部分も幾つかあつて今日まで至つた。そうした中で、この後河村代議士がお触れになるかもしれないんですが、名古屋の事件、さらには、昨今のもう本場に許しがたい、とんでもない事件。

国民の目線で見ますと、刑務所なり、あるいは刑務所の中で何が行われているかということに、少なくとも私の地元でいろいろ聞いてみますと、特にお子さんを持っているお母様方が関心を持たれたのは、やはり、出獄されてすぐの方がもう本場にとんでもない事件を起こされて、我が子もど

うなつちやうかもしれないという、はつきり申し上げて自分の周辺に危険が迫つてきた。このときに、刑務所では何が行われているのか、どういふところなんだろうかと、そこへ至るまではどういふ過程を踏む、あるいはその中でどういふ教育が行われ、そこから出ていってからどういふ処置が行われているか、今物すごく御関心が高いです。

そういう中で、私は、百年前の刑務所というものの果たしてもらうべき機能と、これからの、二十一世紀型の刑務所というのですか、機能は随分変わつてくるだろうし、変わらなければいけないんだと思ひます。

そもその、ハード的な箱物をつくれればいいというのではなくて、ソフトといひますかコンテンツといひますか、刑務所でどういふ機能を持たせるかといふところをきつちり整理した上で、法整備もした上で、できることならできるだけ早く、最終的に、刑を科すところ、もつと言ふならば、もつと残酷な言い方をすれば、刑を科した者は自由を奪つてそこに閉じこめておけばいいんだというような発想があつたとすれば、それから早く脱却して、最終目的はやはり犯罪を起こさせないような機能の一つの通過点にとらえるべき。全体としては社会で犯罪を少なくしていかなければいけないと思ひますが、そのある部分を刑務所が担うんだ、すべてそれは連続であり、段差があつてもいけないし、できるだけ滑らかになるべきだと思ひます。そういう観点でいろいろお聞かせいただきたいと思ひます。

また、ある方は治安の最後のとりでだと言ふ方もいらつしやいます。

前、裁判官を御経験になつた方とたまたまお話ししたときに、裁判官の方ですら、自分がかかわつた事件の判決が終わればそれで事足りるというか、その後この人はどうなつたかといふことは、正直言つて余り関心を持たなかつた、持つてもいられなかつた、しかし、これからは、自分が判決を下した人がどういふ刑を終えて、どういふふうに変更していつてくれたかなといふところまで思

いをめぐらしていかないと解決にならないのか、ということをおっしゃっていましたが、私は、それはシステムの中にそういうことも取り入れてもいいんじゃないのかなと思うんですね。そうしたい思いの中で、今の私の意見に対して、大臣、いかがでしょうか。

○南野国務大臣 先生と同感でございます。やはり、先ほど申しました、刑務所の中では、刑を犯した人たちが、次の社会に向かって罪人にならないようにというこの教育を受け、そして、その問題を自分が消化した上でリボンしていくというところの人生の通過点といえ、それでもあります。社会に向かってさらに誕生するということの通過点であるというふうに思っております。

○伴野委員 先ほど来、大臣はリボンという、ぜひそうあってもらいたいですね。そういう機能を高めていかないと、やはり被害者の方も当然です。被害者の方が一番不幸ですが、確かに犯罪自体を嗜好的にやるというものもあるそうでございます。犯罪心理の中に、そういう方は別として、性善説に立つならば、犯罪をする人も不幸な人ですよ。そういった観点に、やはり少しでも幸せの入り口にだれかがかわって連れていってあげることが、国家の成熟度というのか、国のレベルを高めていくことになるんじゃないかな、ぜひそんな思いで一緒に頑張らせていただければと思うんです。

そういった刑務所のありようをお話しさせていただきました。中で、やはり処遇が今現状はどうなっているか、これをどう改善していけばいいのか。

与党の先生方の御質問の中にもたくさん出てきました。過剰収容の対策という課題は、これは本当に喫緊の課題で、ほっておけない。これも予算委員会あるいは前の所信のときに質問させていただいたかもしれませんが、確かに、道路や鉄道を敷くのと違って、ふえていくことを喜びにする施設じゃありませんから、なかなか五カ年計画とか十カ年計画というのはつくれない、なかなか

つくりにくいなと思います。それから、多分、国民的な見方とすれば、そこにお金をかけてくれるなら、何も悪いことをしていないこちらの部分にお金をつけてくれという議論もないわけじゃない。

だけれども、先ほども言った、必要な重要なインフラである、ここがなければ皆さん方が築いてきた幸せあるいは治安も大きく崩れてしまうかもしれない、そのための投資が必要なんだ、特にこの刑務所周辺の投資が必要なんだという観点ができる。とすれば、ある一定の考え方を整理して、どこまで投資していいんだ、そういうことができれば、私、その考え方のひとつとして、余りセンセーショナルになるとつくることが目的にされても困ってしまいますので、常識的な今の傾向をとらえた上で、ここからはきちっとしていかなければ、国としての根幹が揺るぎかねない。

先ほどおっしゃっていた、治安がこれ以上悪くならないためには、これぐらいの投資は許されるんだという考え方の中で、そろそろ定量的な計画を、私は、財務省が何と言おうと、オープンにしてもいいんじゃないか。少なくとも、法務省の中である程度の定量的な計画をつくっているならば、もし超党派でこれぐらいやるべきだと思ったら、それはそれで超党派で臨めばいいじゃないですか。我々、政権準備党なんです。いつでもその心得はあると思います。むだな投資はだめですが、必要な投資はやらなければいけない。そんな中で、今、定量計画というのはいきなりなされていくのでしょうか、いかがでしょうか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

先生がおっしゃっている定量的な計画というのは、受刑者に対する職員の比率、あるいは被収容者に対しての適切、適正な職員の数という意味での定量的なという御趣意であるのか、ちよつとあれですけれども、いずれにいたしましても、なかなか、事柄の性質上、定量的な計画というのは、率直に申し上げてこれは難しいというのが結論で

ございます。

それに、行刑と申しますのは、先ほど大臣もお答えし、先生もおっしゃっておりますように、刑の執行、そしてそれを通じて受刑者の改善更生、社会復帰を図るということでございますけれども、それにつきましてはまたいろいろな手段、方法があると思いますし、それにはどのようなプログラムを組んでどのようなことを行っていくかによってまた大分動いてくることでございます。

私も今申し上げられることは、御指摘のように、過剰収容が大変厳しいでございますけれども、そしてまた、それが解決しなければ、緩和、解消されなければ、私どもが目指している行刑改革、この新しい法律に基づく新しい行刑というものが、これは大変困難であるということは御指摘のとおりで、私どもこれは何とかしたいと思っておりますが、そういった過剰収容への対策を進めるとともに、職員の過剰な負担を軽減しまして、受刑者の改善更生、それから円滑な社会復帰を図るための処遇を充実させるためにさまざまな努力を重ねたいし、そのための人的、物的な充実を図るために精いっぱい努力したいということ以上はなかなか、ちよつと申し上げにくいことだと思いますので、お許しいただきたいと思っております。

○伴野委員 もうちよつと前向きなお話ができるかと思つたのですが、定量的な計画がないと言われてしまうと、こちらも少しは言い返さないと、計画を専門にしている人間でございますので、それは場当たり的と言われてもしょうがなくならないと、言われては。

本当はないはずはないと思うのですよ。そんな、毎年、では場当たりに、ここをつくりましょう、こうしましようとかやっていると、うちのような小さな政治事務所でも、来年のことをどうしようとか、五年後はどうしようとか、スタッフがふえたらどうしようとか、これだけいろいろな面があつてどうやっていこう、だれだつて考えるのですよ。逆に言えば、リーダーがいれば考えるのですよ。

では、今の局長さんの御答弁だと、局長さんにリーダーシップがないのかという極論を言わなければいけなくなる。そんなことはないわけで、あると思うし、思っていられれば、それはもう前広にやつて、どこかの行政法人じゃないですけれども、つくつたら空っぽだったと。要するに、住宅がそれは困りますよ、つくつたけれども空っぽは。つくつたけれども空っぽだったというのは、刑務所だつたら望ましいのですよ、犯罪を犯した人が少なければ。

だから、難しさはわかります。難しさはわかりますが、与党の方も、政権準備党の私どもも、だれが見たつて今の過剰収容は改善していかないとわなければいけないといったときに、計画がないというのは、もうちよつとやはり、そつちの方がきついと思えますよ、それは。

だから、先ほどどういふ指摘かわからないとおっしゃっていましたが、例えば、一人当たり、いわゆる行刑施設の職員さんが何人の受刑者に対応しているかというようなことを一つの目標とするならば、今の四人というものを、少なくとも三・一人のアメリカレベルに十年後にはしたいとか、いやいや、もつと加速して、イギリスまではいかなければいけないんだとか、いやいや、日本はそういうところは手厚くやるんだ、スウェーデンを目指せというのでもいいと思うのですが、そういう目標がなければ、計画というのはなかなか難しい。逆に、目標がないのに計画を立てるといふのは、計画論からいって不可能なんです。

そういうのがあつた上で、さらには収容規模とか、ほかのインフラをどうするんだ。最終的には、刑務所というのは何だということに立ち返つて、刑務所でどういう機能を持たせるかによって、いろいろなプログラムをつくるなら、どれだけのにお金が必要、どれだけの人材が要つて、どうするんだというようなことは計画していかないと、少なくとも今は望まれる状態ではないので、ぜひその計画を持って、いい計画であれば一

緒に応援していく、政権準備党ですから、早く一緒に計画をつくりましょう。

ちよつと気になるアンケートのことを次にお聞きしたいと思います。

平成十五年十月二十日、刑務官さんに対するアンケートをしていらっしゃると思いますが、その中で、刑務所の問題点に、先ほど挙げた過剰収容の問題が指摘されており、次に指摘されているので多いのが、「刑務所の組織」という指摘が五六％あるんですね。

これは会社にとると、会社の組織が悪いと社員が言っているのと、やはりこれは早く改善しなければと多分経営者は思うんですね。あるいは、どこに問題点があると社員は訴えているんだというのを経営者なら考えると思うのですよ。刑務所の組織に問題があるということはどう御認識されて、今後どう改善されていくことか。

実際、現場で刑務官の方が丸腰でやっていらっしゃるということには、正直言つて、素人であることを暴露するようであれですが、丸腰でやっていることには本当に頭が下がります。これは敬意を払うしかないと思つています。

そうした中で、組織にも問題があると言っているんだから、手をこまねいておつては困るわけですね。身を危険にさらしてでも、体を張つてでも、受刑者のリボーンに向かって頑張っている刑務官さんが、刑務所の組織に問題があると半分以上の方が言っている。これに対して、どこに問題点があると御認識されて、今後どういう解決をされていくか、お答えいただけますでしょうか。

○横田政府参考人 委員の御指摘は、行刑改革会議が行つた行刑の実情に関する調査、刑務官に対するアンケートのことであるというふうに思いますが、近年、行刑施設におきましては、被収容者の急増に伴い、刑務官の業務量が増加し、常態的に休日出勤等を命じざるを得ない、そういう施設があるほか、年次休暇取得日数についても年々減少するなど、刑務官の負担の増大が顕著で

あります。そのような職場環境といえますか、職務環境、そういったものに対するいろいろな、さまざまな思いというものがこのアンケート結果にあらわれているのではないかとこのように思われます。

そのために、各行刑施設におきましては、常日ごろから職務研究会や個別相談等の機会を活用いたしまして、可能な限り、刑務官の職務上の悩みや相談を上司が徹するように努めているところであり、また、さらに平成十五年六月に矯正局に窓口を設置いたしまして、刑務官が矯正局の参事官に直接相談、提言できる体制を整備いたしましたほか、平成十六年三月、昨年三月からは、こうした窓口を矯正管区等にも拡大したところでございます。

そうしたことによつて、厳しい職場環境の中で厳しい勤務をしている刑務官たちがそういった悩みを率直に打ち明けて、そしてその中で、できるだけいい環境をつくつて、風通しのいい職場をつくらうということでも私も努力しておりますし、これからもうまたそれを続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○伴野委員 先般、刑務所の中を視察させていただきましたときに、正確な人数はわかりませんが、百人を超える受刑者の方を一人の方が監視しながら作業をされていたという光景に出くわしましたけれども、刑を受ける必要のない百人の一人を一つの行動をさせるだけでも大変な世の中なのに、刑を受けている人を、一定のルールの中とはいえども、活動を整然とさせていくという仕事は、これは相当ストレスがたまると思うのです。

休暇がないというのは政治家も一緒ですが、それと、いろいろな人間を相手にするという意味では政治家も一緒なのかなと思いますが、やはりまたちよつと違った、想像を絶する状況もあるのかと思つたので、できるだけ職場におけるストレスを解消できるような刑務官さんの処遇にしたい、これは要望しておきたいと思つています。

それで、計画をしていく上で、先ほど私はこれは一つの投資であると申し上げました。そうすると、どこまで国のお金をつぎ込んでいいのか。これは野方図ではないけれど、やはりここには理念が必要、哲学が必要だと思うのです。

現在、受刑者一人当たり、日本は二百六十三万円、国のお金を使っている。ちなみに、イギリスは六百四十万円、スウェーデンは八百七十八万円、スウェーデンはざつと三倍から四倍。イギリスは倍以上ですかね。お金を使えば済むというものではないと思つたし、国民的な感情も考え上げなきゃいけない。要するに、罪を何も犯していない人にどれだけ国が補償しているかということ、これも多分バランスを見ながらやらざるを得ないんだと思つた。

被害者支援基本法ができました。しかしながら、残念ながら、見舞金程度なのかな、被害者支援基本法も。

それから、アメリカが、九・一一のときに亡くなられたときはたしか、私の記憶違いかもしれませんが、お一人当たり一億近く出したんじゃないかな。これは記憶違いだったら申しわけありません。とにかく破格の、これは命の値段というのかもしませんが、テロに対して防げなかった国の一つの補償ということからすると、一つの基準として、国民の目線から見ると、生活保護をされている方が今幾ら支給されているかというの、一つの数字的な目安だと思ふんです。さらには、交通事故で亡くなると保険がどれくらい出るか。

それから、命の値段、まあ、命に値段がつかれるものではない、これは当たり前なんです、地球より重い。ですが、こういった投資的な観点から考えると、やはりそこはどうしてもどこか押さえないといけない。

おもしろいことに、私も知らなかったんですが、ある保険会社のホームページを見ても、自分の命の値段というのが出てくるんですよ。これはあくまでも保険上ですけど、ちなみに、私の条件を入れてみますと、正確に

言いますと私の年齢で私の家族を持つて一般サラリーマンの値段、これをやると、大体一億でした。これはいろいろな差があると思うんです。

ちなみに、大臣も、ホームページで、それをやられて、御自身の命の値段を一回ちよつと見てみると……(南野国務大臣「安いでしょ」と呼ぶ)いやいや、そんなことないですよ、高いですよ。すごく高いと思つた。これ以上申し上げません。

一つの命の計算をしていく上で、いわゆるファミリーになつていくのが年収、年齢、ここまでは私も何となくわかつたんですね。あと、残された遺族というのもファミリーになつていて、これが全部掛け算できているんですね。

特に、最後の、残された遺族の数が掛け算になつてくるというのは、これはお父さん、例えば私がどこかで理不尽な殺人に遭つたとします。そうすると、お父さんが持つて帰つてくる年収なり、あるいは持つてくる幸せと言つたらいいんですかね、そうすると、私のところは二人、子供が一人、妻がいるんですね。二人が享受できたのを拒絶させたということで、多分、掛ける二になるのかなと私は解釈しているんです。

けさも女房に電話しまして、大体我々は一億円ぐらいだよ。娘はありがたいことに、お父さん、お金よりもお父さんが元気に帰つてきてくれるのがいいんだよ。少なくとも女房はきょうの午前中の時点では、あなたが帰ってくる方がいいと言つてくれたんですが、これは今後保証はありません。

ちよつと余談になつてしまいましたが、国として、国民的な観点から見たときに、殺人が起きちゃうか起きなかつたかというので比較してどこまで投資していいんだという考え方ができるとすれば、今何を申し上げたいかといいますと、この方一人亡くせば、殺人で亡くせば、一億でしかないんですよ、実際のところ。最低でも一億という言い方をしたいんじゃないかと思つた。保険でやるのは最低ライン。本当ならそこにいろ

いろいろな思いが加わって、そんな一億円どころじゃない。

だから、人を一人殺されることを防げるんだっ
たらこの一億は投資していいと言えるのか、いや
いや、やはりその半分ぐらいの五千万は投資して
もいいんだ、こういう考え方でやっていいって
いいんじゃないかな、こういう論法で少し財務省を
つついていいんじゃないかなと思うんですね。

そのためにも、今回の法改正によってどれだけ
新しい犯罪を抑えられたのかというのをできるだ
け定量的にとらえて、これだけ新しい犯罪を抑え
られたんだよ、これが起こっていったとするなら
ば、国として本当は、殺人が例えば五百件減った
とすると、五百億以上の、国なり国民に受益を与
えたんだよ、だから、その半分の二百五十、ある
いは四割の二百億は投資していいんだよという論
法は、僕は使っていないんだと思うんですね。

このあたりはどうでしょう。この考え方は、ど
ちらにお答えいただきたいでしょうか、お答えいた
ける方いいです。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○横田政府参考人 大変難しい御質問で、先生
のおっしゃるお考えというのは、聞いていてなるほ
どという、お考えそのものは大変よくわかりまし
た。

ただ、私も、行政の立場からしても、なか
なかそういう発想でこれまでも考えてきてはあり
ませんで、もっと、ある意味での積み上げ方式的
な物の考え方で組んできたということでごさいま
すので、ただいまの先生のお考え方を、大変いい
勉強をさせていただいたということでお答えした
と思います。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○伴野委員 今の考え方というのは、一言で言う
とリスク分析、いわゆるリスクを抑えるための投
資であるならばこまでは許される。確かに人の
命の値段をつけちゃうというのは非常に不届きな
んですが、しかしリスク分析をする上では必要な
考え方ですので、大臣、ぜひちょっとそんなこと

も勉強していただいて、今度財務省にかけ合っ
ただけませんか。そのあたりはお答え
いただけませんか。

○南野国務大臣 本日に、先生の計算の仕方とい
うのは、これは頭のマッサージで大変おもしろい
と思います。人の価値というものをどういうふう
に考えます。人の価値とどういうふうな形でか
つていくか。それによって、我々が今
検討しているのは、矯正行政の中で、その人が再
犯を犯さないというところで、どれだけその価値
を見出し、いこうかというふうなもので、それ
に今急いでいるわけで、今までなかった類型別
の行政をしつかりとやっていこうというところに
我々の意気込みがあると解釈していただいていい
と思います。その効果があらわれるのはもう
少し先なんです。

だから、今先生がおっしゃったように、一億で
どれくらいかけていくかということとは、どれくら
いかけるかということによって、次の犯罪防止の
一億が生まれてくるかどうかというのが今にか
かっていると思いますので、そういう意味で、こ
の法案、また矯正行政について頑張っていこうと
思っているところです。

○伴野委員 今のリスク分析の話をしますと、多
分、論法で論法を返そうという方からすると、な
かなか相関がはかれないじゃないか、効果分析が
できないじゃないかとおっしゃるんですが、だか
らといって、考えなくていいということではない
んですね。やっている以上はやはり何らかの効果
があるわけで、それをどう効果測定する方法があ
るかというの、ここは英知を皆さんで出し
合っているわけで、そこに何らかの確からしさが
見えてくるならばこまでは投資していいという
のがやはりリスク分析のまず第一歩でございま
す。

それは、ただだつて交通事故に遭わなきゃいい
はずなんです。あるいは、殺人に遭いたくない
と思うんです。だけれども、世の中、起きてしま
っている以上は、それは何らかの考え方でリス
クを回避する方法を、どうそれを投資につなげて

いくか、ぜひ考えていただければと思います。
次に行かせていただきたいと思ひます。

たくさん質問したかったんですが、なかなか進
めませんが、これもちよつと提案なんですけれど
も、今、いろいろ分類をされていますよね、処遇
をしていく上での分類。ここにいる、Aとか
BとかJとかWとかYとかMとかPとかFとか、
先ほども外国人の取り扱いについていろいろ御意
見があったかと思うんですが、この分類職員の方
というのは、多分今は分類までは心理職の方がか
かわつていらつして、その後の処遇をどうす
るかというところには、アドバイザーなり多少の
かわりはしているでしょうが、一対一でついでい
ないように私は伺っているんです。

もしそうだとすれば、先ほど申し上げた、判断
した人が、そこで終わりじゃなくて、どうなつて
いくのかというのをずっと追跡していただいて、
できることなら、はつきり言つて心理職の人が日
ごろの生活の中にももつとかかわつていただい
て、カウンセリングもどんどん一緒にやつてもら
うことも必要なのかなと思うんですね。そうした
中で、きちつとそれを記録に残して、データに残
していただきたい。

後ほどもプログラムの話に入れば、その情
報集積の仕方について議論をしたいと思ひます
が、まずこの段階では、その分類職員さんが処
遇の方へもつと積極的に参加してもらいたいし、
させるべきではないかと思ひますが、そのあたり
はいかがですか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

分類を担当している職員というのは、主として
心理関係の人が多いわけですが、主として
おっしゃるように、そういった専門の方を、これ
からは処遇の中にもどんどん入ってもらおうとい
うふうには考えております。それで、十七年度の
予算案におきましても、カウンセリングを行える
ようなそういう方、六人の増員、それから、二十
四力庁に、民間委託でございますけれども、そう
いった専門の方も入ってもらおうということで、今

後、よりよい充実した処遇を行う上では、いろ
んなことを取り入れていきたいというふうな考
えをしております。

○伴野委員 ぜひ、その方向性でお願いしたい
と思ひます。

今、分類のお話が出ましたので、ちよつとわ
き道へそれるかもしれないんですが、厚生労働省
の方、お越しいただいていますね。では、ちよつ
とお聞きしたいんですが、最近気になる新聞記
事を目にしました。いわゆる心神喪失者医療観
察法がこの七月からスタートするわけですが、
どうも施設の方が追いついていないという記
事が載つておりました。

これは、もしこのとおりだとすると、宙に浮
いやう人が出てきて、これは半分ブラックジョ
ークなんです。宙に浮いやうぐらいたつたら、
精神鑑定のとときに責任を問えるとしちやえとい
うようなことをおっしゃる人もいらつして。荒
っぽいことにならないために、どんな現状でど
んな課題を今抱えているのか、ぜひ前広にお答
えいただければと。よろしく願ひします。

○塩田政府参考人 心神喪失者等医療観察法は、
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人
に對しまして、適切な医療を行うことなどによつ
てその人の社会復帰を促進することを目的とする
法律でございます。現在、厚生労働省、関係の方
々の協力を得ながら、その施行に向けて努力を
しているところでございます。

この医療観察法の施行に当たりましては、裁
判所による入院決定を受けた方々を入院させる指
定入院医療機関の整備が大変重要になるわけで
あります。国公立などの公的な医療機関におい
て、今後三年間で段階的に、全国でおおむね二
十四カ所、約七百床を確保することが必要であ
ると思ひます。

このため、厚生労働省として、これまで、ま
ず国立関係の病院でありますけれども、八カ所
を候補として、地域住民の方々に對しまして、全
国で延べ九十回を超える説明会を行つてきたところ

ありまして、十七年度中に三力所の整備の見通しが立っておりまけれども、その他の箇所については、いまだ住民の方々の十分な理解を得られていない状況にございます。

次に、都道府県関係の病院でありますけれども、関係の都道府県に對しまして、副大臣ほか幹部が直接訪問いたしまして、整備を強く要請してきたところでありますけれども、現在のところ、一、二の都道府県を除きまして、整備に積極的ではない状況にございます。

現時点におきましては、指定入院医療機関を計画数確保することが非常に厳しい状況にあるというところは事実でございます。しかしながら、厚生労働省といたしましては、医療観察法の対象となる人の社会復帰のためにも、また、質の高い精神医療を提供するこの法律の趣旨からしまして、精神保健福祉の一層の向上を図る、あるいは底上げを図るといふ観点からも、この医療観察法をしつかりと施行することが必要不可欠であると考えているところでございます。

厚生労働省といたしましては、今後とも、質の高い精神医療を提供する機関であります指定入院医療機関の整備に省を挙げて最大限の努力を行うこととしていくところでございます。加えまして、どうしたらこういう質の高い精神医療を提供できる指定入院医療機関の確保を進められるか、これから関係省庁あるいは都道府県はもとより、国会の先生方の御意見やお知恵をいただきまして、幅広くいろいろな御意見をお聞きしながら検討しまして、医療観察法が所期の目的を達成できるよう、確実な施行に向けて省を挙げて精いっぱい努力したいと考えているところでございます。

○伴野委員 この手のお話はNIMBYと言ったと思うんですね。住民の方もある程度、社会としてはこういう機能を持ったものが必要だと思いつつも、自分のかかわるエリアには来てほしくないという、この手のものの一つであるんだと思うんです。

先ほどリスク分析の話もしましたが、や

はりまず住民の理解を根気よくやっていただいで、その上で、これも、今は厚生労働省の方が答えていたかもしれませんが、法務省さんとも連携を十分にとつていただいで、ぜひ、先ほど申し上げた必要不可欠な施設、機能だと思いたいで、前へ進めていただくためにはどうしたらいいかということと一緒に考えさせていただいて、間違つても非常に荒っぽい処理の仕方にならないことをお願い申し上げて、この質問はこのぐらいにしておきたいと思いたいます。

次に、処遇改善あるいは刑務所の機能を持たせる上で、今回、更生プログラムといふのは、教育プログラムの充実といふのは一つの柱に來ていると思うんですが、先ほども、松島議員初め、性犯罪のお話、私も、これも何度も言っちゃいますけれども、娘が被害に遭つたら、多分冷静さを失うと思うんですね。想像しても、先ほど申し上げたように、多分想像の域を出ていないんだと思うんですが、その苦しみといふのは、ある方は、これは心の殺人だと言ふ方もいらつしやるし、人格の殺人だと言ふ方もいらつしやる。確かに難しい領域なんです、イギリスでは、認知行動療法とか、あるいは各国でもさまざまな研究をされて、何とかしようとしていらつしやる。その部分は、残念ながら少し日本はおくれているんじゃないかな。

それで、今度、矯正プログラムづくりというところで、性犯罪処遇委員会というのできて、十人程度の専門家でおやりになる。これは十人じゃなくてもいいんじゃないですか。もつとみんなに聞いて、どうしたらいいんだと。

正直言つて、私は男性ですが、確かに性欲もそれなりに持っています、いわゆる犯罪と言われその手のビデオ等を見ると、逆に性欲をなくす感覚も持っている人間なんです。理性的な多くの男性といふのは、やはりいろいろなものを理性でコントロールできているんだと思いたいますし、また、性犯罪の専門家のお話を聞くと、そのこと自体が嗜好につながっていると、本人もとめたけ

れどもとめられない、案外本人も悩んでいることもあるというふうなことも伺っています。そうした中で、非常に難しい領域のものを、私は法務省さんだけで抱える必要はないと思うんですよ。文部科学省の協力や精神医学、すべての領域の英知を集結して、もつと言ふならば、外国にいろいろ調査に行つた方がいいじゃないですか。その中で一つでも効果があるものなら、私はやる価値があるんじゃないかと思いたいます。

今、性犯罪の更生プログラムについてお話ししましたが、そのあたりの御意見あるいはお考え、方向性、いかがでしょうか。

○横田政府参考人 今委員もおっしゃいましたように、私も、性犯罪に対する教育プログラムを策定するための研究会といふのが検討会といふんですが、そういうものをつくる予定でございます。

十人じゃなくて、もつと大勢でいいじゃないかといふことなんです、今私も考えております。十人前後といふのは、そういう研究会といふのが検討会といふんですが、そういうグループの専門家の方々をそのくらいの数でお願いしようとしているわけでございます。そこだけでやろうといふことじゃなくて、恐らく、今後どういった研究をしていこうか、手法をどうしようかといふことは、そういう先生方の御意見を伺いながらやっていくことになるので、恐らくまたさまざまなそれ以外の方の御意見を伺うこともあつてしようし、もしかしたら海外のいろいろな研究といふところもやはり入ってくるのかもしれない。

そういうことで、私も、とにかく最初から一生懸命勉強する、そういう心構えで、大変難しい問題といふことは十分認識しておりますけれども、その中で精いっぱいやっていきたいと思いたっております。

○伴野委員 どうしても、今までの発想ですと、どこかに専門家の方を集めて議論したくといふのも一つの手段なんです、これは提案型という

も取り入れていただいで、例えば、その手の研究をしたいとおっしゃっている方百人に提案をしていただいで、ある程度、これはいけそうかなと思われるもの、これも判断がいろいろあるところでございます。研究しなくても、一人の研究者に、仮に一億つづける、研究してください、三年でそれなりのアウトプットを出してください。

そうすると、確かにそれは百億円かかりますけれども、それで一つの本当の矯正プログラムが、あるいはきつかけでもいいです、できるなら、私は、さっきのリスク分析じゃないですが、安い買い物だと思いたいます。それで苦しんでいらつしやる方が今後減つてくれるならば、それは安いものだと思いたいます。

ぜひそういうこともお考えいただいで、研究費という形でやはりインセンティブをつけたいと、なかなかこの領域といふのはお医者さん、正直言つて、お医者さんにとつての、大変失礼な言い方かもしれませんが、NIMBYになつていないかな、ノット・イン・マイ・バック・ヤードになつていないんじゃないかな、そんなふうにも思いたいます。インセンティブが働く方法をぜひ工夫をしていただいで、そうすれば私は英知が集まつてくると思いたいます。

今どき研究費一億円もらえらるといふたら、かなりの研究者が集まる。それは、別に日本人がやりたくないといふたら世界から集めてもいいじゃないですか。それぐらいの感覚で取り組んでいただけると、百年來の法改正に匹敵する成果が出てくるんじゃないかな、私はそんなふうにも思いたいます。

時間がなくなつてまいりました。いろいろ本日は聞きたかつたんですが、もう最後の質問になつてしまつたかと思いたいますが、いろいろ、不服申し立て制度も今回の法改正で変わるようでございます。今の現状でも請願の方法といふのはいろいろございます。これも数がウナギ登りになつていくんです。最新のデータを見せていただいても、統計的に残っているもので、法務大臣あての請願が七千五百件。私のところも法務の委員だとい

ことである方からいろいろなお手紙をもらいますけれども、この数には到底及びません。

大臣、実際今までお目通しになったことはあるのか、あるいはその中で見られた感想、今どんなふうにお持ちになつていらつしやるのか、その中で幾つか改善をされたケースが今まであつたのになかつたのか、お答えいただけますか。

○南野国務大臣 情願という問題につきまして、野沢前大臣から引き継ぎを受けてまして、進達された情願書を私自身でも読ませていただいております。その所感につきましてのお尋ねですが、まず件数が多い、七千を超えるというようなことでございますが、その件数だけじゃなく内容にもさまざまなものがございます。

情願につきましては、被收容者の声が直接私にも届くという意味では意義がある制度であるかと思ひますが、一方、件数の急増などに伴ひまして、すべてを速やかに処理するというのは、これはちよつと時間がかかり、多少難しくなつております。しかし、これは適正に、迅速な処理を確保するために、新しい方法を見つけていかなければならないというふうにも思つております。

そういう意味では、このたびの不服申し立て制度というように形に転換するようになつてと思ひますが、先生お尋ねの情願の申し立てについて感じたことといふと、先ほど松島議員もおつしやつておられました、刑務所の中で、外国人の方は食物を選んで、パンとか御飯とか食べられるのに、自分はどうして御飯だけなのか、そういうのも情願でやつてまいりますし、また、下着を二着もらつてゐるんですけれども、それを交代ですればいいんですけれども、それが破れるまで着てゐるとなかなか来ないとかいうような、そういうような話も出されております。

そのほか、いろいろございますが、調査すべきは調査をしていき、A、B、Cというようランクに分けながら整理をさせていただいてるところでございます。多くは受刑者の生活に対する不

満というようなものも見せていただいております。

○伴野委員 私のところに来る手紙からも大体推測しますと、本当にいろいろな御意見があるんだと思ひますね。中には本当にびんと反応して対応してもらわなきゃいけないところから、正直言つて手紙の趣旨がよくわからないものが多分あると思ひます。

ですから、仕組みを新たにづくつていただいたので、仕組みというのはやはり機能しなければ何の意味もありませんので、確かにこの一万通に近いようなものが来れば、大臣で、短期間に、九十日なりで見るといつたつて無理だと思ひますので、副大臣や政務官の方も手分けして見ていただいて、びんとこなきゃいけない情報に対してはやはりびんときていただいで対応していただける、そういった仕組みあるいは機能もぜひくり上げていただければ、そんなふうには思ひます。

時間がやつてまいりましたので、本当はもつといろいろお聞きしたかったんですが、また別の機会もあろうかと思ひますので、本日の質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

まず一つ、ちよつと確認しておきたいのは、今回のこの法律、監獄法改正というのはちよつと古いですが、矯正施設等の改革に関する法律ですが、それをやる前提として、こちらにも自民党の方もよくお見えになるけれども、二年、三年ほど前からありました名古屋の刑務所の話が一番最初のまぐら言葉で使われていますが、これをきっかけとしてということで行刑改革会議があつて、それから今回のこの法律の改正につながつた、そういう御理解でええですな。

○南野国務大臣 先生のおつしやるような形だといふふうにおつしやると思ひますが、きつた改正、鋭意やつていきたいと思ひますが、きつたけは、おつしやるのとおり名古屋のそれがスタート

であろふかなといふふうにおつしやると思ひます。(河村(た)委員)それと言わないうで、ちゃんとやつてくだされい」と呼ぶ)名古屋の刑務所における事件でございます。

○河村(た)委員 事件と言わずに事案と言ふようにしておるんですよ。これ、ちよつと訂正してくだされい。

○南野国務大臣 では、事件が不適切であるならば、事案といふふうにおつし上げます。

○河村(た)委員 いやいや、意外なことをおつしやいますけれども。

そうしまして、それに関してこの中間報告を出されたわけですよ。これが平成十五年三月三十一日。裁判は裁判でございますので、こちらの方を今、これは委員会に出されたやつですから。こういうことで、立法事実という言葉がありますよね、立法事実。それはどういうことですかね、まず一般論として。

ちよつとお答えは、私はいじめるつもりはありませんので、もしいかぬかつたらこちらの偉い様にかつていただければ結構でございます。立法事実というのはどういうことですか、一般的に。

○横田政府参考人 一つの法律を新しくつくるといふんですか、あるいは改正する場合もそうですけれども、つくるための理由となる事実のことです。

○河村(た)委員 今言われたように、一つの法律をつくる前提となる重要な事実だと。立法事実、こういうことがあつたからこういう法案ができた、そういうことですね、平たいことを言え

○横田政府参考人 そういうことです。

○河村(た)委員 こういう事実があつた、だからこういう法制度をつくるのが必要だと。そういうことですよ、もし立法事実が違つていた場合は、法律のつくり方とか、そういうものも全く違つたふうになる可能性はありますね、これは一般論として。

○横田政府参考人 大体、先生がどういふことを

おつしやりたいかといふのはわかるんですけれども、恐らく、必ずしもそうとも言い切れないんじゃないかという感じがいたします。

○河村(た)委員 そんなむちゃくちゃな話はないじゃないですか。それは、こういう社会的背景があるからこういう法律をつくるんだということ。その理由といふのは大きいですよ、それは。

○横田政府参考人 立法事実といつてもいろいろあると思ひますので、立法事実としてもいろいろあると思ひますけれども、私、推測して申し上げてよろしいでしょうか。

恐らく、委員がおつしやつてゐるのは、いわゆる名古屋刑務所事案が立法事実であるということだから、その事実が動いた場合はどうなのかといふことであらうといふふうにおつしやつてゐるけれども、今度の法案は、名古屋刑務所の事案そのもののゆゑに制定しようといふものではございませんで、私はそういう認識でおりますし、私はどうか、法務省としてはそういうことでござい

○河村(た)委員 いやいや、これはまたちよつと、これでは初めからもう終わりですね、これ。これははつきりいろいろな書類に、常に、名古屋刑務所の事案を契機として。(発言する者あり)契機ですよ。契機ですよ、それは。そんなことは当たり前だ。これは皆さん、委員会の人、怒らにやいかぬですよ、これによつて審議してきたんだから、これが事実であるという審議を。(発言する者あり)それはそうですよ。そのことを事実として、この中間報告があるじゃないですか。

ここに書いてありますよ。「はじめに」を読みましようか。行刑運営の実情に関する中間報告、平成十五年三月三十一日。「はじめに」と、一ページ目ですよ、これ。「当委員会は、一連の名古屋刑務所事件により刑務官の逮捕が相次いだことなどを受け、森山法務大臣の指示に基づき、平成十五年二月十三日、省を挙げて、これらの事件の原因の徹底解明など国民の不信を払拭するための必要の調査を行い、行刑運営の在り方全体を徹底して

見直し、抜本的な再発防止策の検討・策定を目的として設置された。こうなっていますよね。これに基づいて策定された。この一つのあり方が今回のこの法律でしょう。

○横田政府参考人 お答えいたします。

これまで、いろいろな機会にいわれる監獄法改正については御説明申し上げてまいりましたけれども、もともとこの法律といえますのは、既に昭和五十五年以来三度にわたって、法務省、政府は監獄法の改正案ということで、改正法案、いわゆる刑事施設法案ということで提出してまいりまして、結局、今度の法案も、大きく言えばその流れに乗っているわけです。

つまり、明治四十一年に制定された法律そのものもはや時代にそぐわなくなってきた、十分に機能しなくなってきたということがあるので、これについて改正しようということで始まったもので、いわゆる先生がおっしゃっている名古屋刑務所の事案といえますのは、また、行刑改革会議というものがつくられて、そして行刑のあり方というものを根本から見直す、それによって、やはり監獄法の改正は必要だというふうになったことがあって、今回また、このような形で法案を提出させていただいたということでありまして、名古屋刑務所事案がきっかけになったことは否定いたしませんけれども、それゆえに本法案を提出するに至ったというものでは決してございません。

○河村(た)委員 それは、ずっとかつてからの懸案事項でしたからね。これは当たり前なんですけれども、きっかけになったということははっきり言っていたさきだったので、それで結構だと思います。

それで、もう一つ、今配ったやつ、これはちよつと、園田先生も見えますけれども、全党一致で決議したやつですね。矯正施設運営に関する決議、平成十五年七月十八日衆議院法務委員会決議。これは全党、全員一致だったと思いますけれども。

ここで、「名古屋刑務所三事案を中心とする」行刑運営の実情に関する中間報告。今言いましたやつですね、平成十五年三月三十一日付ですか。「は、当委員会の審議に照らしても、事実の存否を含め、不正確且つ不十分であるものといわざるを得ない。」こうあって、ちよつと飛びまして、「この際、政府は、「再調査の上、速やかに当委員会に報告すべきである。」と。これは報告されたですかな。

○横田政府参考人 お答えいたします。

この決議に対することとして、まず、端的に、しかも明確な形といえますか、形取っておりまうのは、平成十五年七月二十八日に、「行刑運営をめぐる問題点の整理(国会審議における指摘を踏まえて)」と題する行刑運営に関する調査検討委員会の報告がございますが、速やかに当委員会に報告すべきであることに對しては、これをもつてお答えをしたというふうな理解をいたしております。

○河村(た)委員 いやいや、これはまたちよつと意外です。事実の存否を含めて、ほとんど同じことが書いてあるんですけれども、これは。

こういう状況で今のこの法律が審議をされておるんですけれども、少なくともその一番のきっかけとなったと言われている名古屋刑務所の三つの事案が、本当にそのことが、はっきり言いますと、あれは刑務官の資質にと書いてありますから、資質にということですね、これ。そうであったのか、それとも、ほかの違う原因であったのか。あれはああいう故意犯であったのか、単なる事故であったのか。これは大きいんですよ。事故なら事故で次の、僕は、刑務官も刑務官ですけれども、受刑者を守るためにも、事故なら事故ということをはっきりさせないと、再発防止につながりませんから。

そこでちよつとお伺いしたいのは、これは大臣、今ちよつと森山さんが見えにありませんのであれですけれども、この間、森山大臣が「法務大臣の八八〇日」という本を出されて、その中の

百四十七ページの辺に、私のことを書いていた。いておるのは非常にありがたいことでございますけれども、それはいいんですけれども、ここに書いてある中に、河村さんが、名古屋刑務所の話を追及されてきたけれども、「四月下旬頃から一転して、「起訴された刑務官は無実だ、それなのに無実の罪を負わされている」として、「森山さんにも辞めるなどと言って悪かった、法務省は、刑務官の無実を明らかにするために名古屋刑務所事件をもつとよく調査しなければならぬ」と、法務委員会の場で言われるようになりました。」ということ、森山さんが書いていた。いておるのは、このこと自体は非常にありがたいことでございまして、その三行目ぐらい後に、要するに、「行政上の調査を行うに当たっても、裁判に不当な影響を与えないように十分配慮しなければなりません。」こういうふうに出ておるんですね、大臣。

これ、どうですか。行政上の調査、ありますかね。これは前にも聞いたことあるんですよ、今まで、大臣の中で、野沢さんにも。裁判は裁判でやっていきますけれども、これは、大臣は別個に、名古屋刑務所の話、あなたの部下ですから、部下ですよ。部下が本当にこういう罪を犯したかどうか、別個に調査する義務があるのかどうなのか、ちよつと答えてください。

○南野国務大臣 先生今お尋ねの名古屋事案でございまして、法務省では、行刑行政を所管する立場から、これまでも可能な限り行政上の調査を行い、国会に對し二回にわたりまして行政上の調査結果を御報告いたしまして、その後も、勾留中の被告人を含めた関係者から事情聴取などを行ったところでありまして、これまでに国会に御報告した内容を覆すに足る事実は把握しておりません。

一連の名古屋刑務所の事案につきましては、現在、名古屋地方裁判所に公判が係属しているものと承知しておりますが、今後とも、公判の推移を見守りつつ、必要に応じて調査等を実施してまいりたいと思っております。

○河村(た)委員 何ですか。今までのを覆すだけの心証を得ていないんですか、あなた、今言われましたけれども。調査はされているわけね。されている。(南野国務大臣「調査結果は報告してまいりました」と呼ぶ)はいはい。

例えば放水事案なんというのは御存じですか。放水、水をかけている。あれの水圧は〇・六キロというふう書いてあるんですよ。これは質問通告したんですけれども、〇・六キロというのはどのぐらいの水圧だか御存じですか。きのう質問通告しましたよ、私。悪いけれども、これは中間報告にも書いてありますよ。裁判のことは言いませんけれども、中間報告にも書いてありますよ、〇・六キロの水圧であったと。どんな水圧ですか、〇・六キロというのは。

○南野国務大臣 ちよつと実験する時間がございませんでしたので、どのスピード、どの強さが〇・六キロなのかというのは、ちよつと試していません。申しわけありません。

○河村(た)委員 いや、だから、そんな書いたやつをばっばん、あなたの部下なんだよ、刑務官。それを、事実を覆すだけの心証を得ていないんですよ。水をかけて人が死んだというんでしょう。水圧〇・六キロがどのぐらいのことか確認しないの、あなた、上司なのに。それで、口先だけで、悪いけれども、ここで、刑務官のことも大事にしてやってくれて、そう言うわけ。ちよつとおかしいんじゃないかと思えますよ、これは、幾ら何でも。

横田さんが手を挙げてみえるから。どんな水圧ですか、〇・六キロというのは。

○横田政府参考人 私もそういうことにちよつと疎いので、〇・六キロというのがどの程度か申し上げられませんが、一センチ当たりだつたでしょうか、当たりに六キロの力が加わるというふうに理解しておりました。ちよつと、間違っていたら申しわけありません。

○河村(た)委員 私は別に物理や化学の授業をやっておるんじゃないで、〇・六キロというのは

は、きのう言ったでしょう、質問通告してありますよ、東京都の水道の水圧は何キロかというのを。

○滝副大臣 私のかつての専門分野でございますから申し上げますと、消防の放水の水圧が一平方センチメートル当たり三キロでございます。東京都の水道の本管の水圧が、恐らく〇・六キロだと思います。

○河村(た)委員 そんなむちゃくちゃ勝手なことを言ってもらっちゃ困りますよ。ちゃんと調べたの言ってくさいよ。調べたでしょう、東京都の水道を。それじゃ、ここから水を出してはかなくてくださる、その便所の水でいいから。どんなもんですか。言ったでしょう、水道局に電話してと。

○横田政府参考人 東京都下の水道の水圧についてということで委員からきのお話がございます。したので、きのうはちよつとも向こうの都の方が連絡がつかなかったのだけになりましたけれども、急遽電話で確認した範囲ですので、とりあえずの結論ということになります、このようなお答えがございました。

給水本管から各戸の、家ですね、配管分岐点、本管から枝に分かれている、その……(河村(た)委員「蛇口から出るところでいいよ」と呼ぶ)いや、お答えでいたしたのは、それしか受けていませんので。それについて、都下全体の平均値といった統計はないと思うが、二十三特別区内であれば、最低でも〇・二メガパスカル、一平方センチメートル当たり二キログラムは、二十三区内のほぼ九割のエリアで確保されているということ、これは電話回答でございます。蛇口のところについては、これは恐らく、蛇口の位置とか、それによって随分異なると思いますので、わかりません。

○河村(た)委員 今言う話は二キロです、二キロ。蛇口はもうちよつと低いです、蛇口は。一・二とか、いろいろアローアンスがあるんですよ、当然のことながら。

○六です、大臣、刑務官がかけた水が。東京都の水道は二です。死ぬと思いますか、それで。あなたの部下ですよ、部下。

○南野国務大臣 今、刑事公判中でございますので、ちよつと差し控えていた、だきたいと思えます。

○河村(た)委員 ちよつと悪いけれども、国土交通省、来ているでしょう。ちよつと国土交通省に。国土交通省来ていますけれども、例えば鉄道事故なんかがあるんですよ、これは一方、裁判もやるんですよ。だけれども、一方、事故調というのがあるんですよ、国土交通省に。これは当然だよ。有罪、無罪、これは別ですけども、再発防止があると思うんですよ。この事故調の目的というのは何ですか。

○福本政府参考人 お答えいたします。

航空・鉄道事故調査委員会は、航空事故及び鉄道事故の原因を究明するための調査を適確に行わせるとともに、これらの事故の兆候につきまして必要な調査を行い、もって航空事故及び鉄道事故の防止に寄与することを目的として設置されておるところでございます。

したがって、当委員会の行う事故等調査は、航空事故及び鉄道事故等の原因を究明し、これらの再発防止に寄与することとを目的として行うものでございます。

○河村(た)委員 もう一回。そうすると、裁判が同時に係属することになることがあり得ますよね、当然これは。それとの関係はどうなるんですか。無関係に調査するわけでしょう、淡々と。

○福本政府参考人 お答えいたします。

今申し上げましたように、私どもの調査はあくまでも事故原因の究明と再発防止ということでございますので、司法当局が行われます犯罪捜査等々とは一線を画すものでございます。(河村(た)委員「別個に淡々とやるわけですね、これは」と呼ぶ)そういうことでございませう。

○塩崎委員長 指名を受けてから御発言をしてください。

○河村(た)委員 大臣、わかりましたか。そういうことなんです。裁判とは関係ないんです、これは。あなた、それと、処分していますよ、刑務官を、休職処分に。起訴と休職は違いますからね。これは間違いないですよ。これは確認してください。処分しました。前任者ですけれども、今、それと、刑務官ばかりじゃないですから。今、裁判にかかっている人もたくさんいますから。

○横田政府参考人 いわゆる名古屋事案といいますが、刑事事件になっていきますから事件でございますけれども、その被告につきましては、起訴に伴いまして起訴休職処分に付されております。

○河村(た)委員 別個ですよ。別個の処分ですよ。何遍も言いますけれども、それは別個の処分なんです。それと、そればかり言うんだったら、起訴されていない人を処分しておるでしょう、たくさん、放水でも車手錠でも。あるじゃないですか。だから、別個にちゃんと行政処分しておるじゃないですか。

○横田政府参考人 それぞれ何について処分をしたかということが人によって違いますので、一概にそれはお答えできるものではないと思います。

○河村(た)委員 大臣、今の話を聞いておられて、あなたの部下が裁判にかかっておるうが、しかし、事故の原因を究明するというのは、今の国土交通省でわかつたでしょう。なぜこういうことが起きたのか、これを究明しないと受刑者を守ることにならないんですよ。また起こることがあり得るじゃないですか。交通事故、たつてそうですよ。運転手だけじゃなくて、例えば車両の整備不良だった、車輪がどこか構造的に壊れておったかと。それはあなたの仕事じゃないですか。

ところで、今、水圧の話をしたでしょう、東京都の水道、二キロ。いろいろアローアンスが、一・二とか、そのぐらいなんです、その蛇口で出る水は。刑務官がかけた水は〇・六ですよ、

言っておきますけれども。これは争えない事実なんです。あなたのこの中間報告にも書いてあるんですよ、〇・六と。余り裁判のことを言いたくないけれども、検察庁もそう言っているんですよ、〇・六だと。

先がたあなたは、自分の心証を覆すほどに至らなかった。なぜそんなことを言うんですか、あなたの部下だったら。こゝまで言ったら調べようと思わないですか、あなた。

○横田政府参考人 おっしゃる通りに、中間報告におきましても、法務省も初めから〇・六キロということ報告しているとおりでございます。そのこと自体は問題なくて、要するに、今委員がおっしゃっているのは、まさに例のホース事件の死因が何かということについてでありまして、その死因が何かということがまさにその刑事裁判の一番の論点でありまして、そのこと自体、やはりそれは裁判によって確定すべき事実であるというふうに考えております。

○河村(た)委員 ちよつとこれ、やはりやめましょうか。(発言する者あり)そうじゃありませんよ。

では、これも聞きましょう。裁判における事実の確定と行政における事実の確定は質が違わないですか。これは大臣より専門家に聞きましょう。裁判においては、疑わしきは被告人の利益にしよう。だから、一定の事実が、真偽があいまいになればもうそれでいいんですよ、裁判というのは。そうですよ。絶対的な事実が確定しなくてもいいんですよ。

だけれども、行政の方はしつかりしてもらわないと、保護房内で死んだ、なぜなんだ、これをはっきりしてもらわないと再発するじゃないですか。(発言する者あり)いや、ルールは別ですよ。(発言する者あり)いや、そうですよ。だから、事実が何であつたかが大きいんです。何を言っておるんですか。

だから、それは本場の事故であつたのか、ほかの原因だったのか。刑務官が本場に放水をして陵

唐をしたのか、それとも、中にプラスチックのものが入っていて、保護房というのはそういう自殺とか自傷からも守らにやいかぬのですよ、けれども、注意義務を怠つてそういうものを入れてしまつていたのが原因だったのか。それをしっかりとしないと、後のいろいろな日本の仕組みをつくるのはできないじゃないですか。私は、別に何もあつたかどうかと言つておるのじゃないですよ、政党がどうのこうのと言つて、これは。

私は、日本の国の治安を守る一番ベースのこの活動をしておる人を、きちっとまじめにやつておる人は大事にしてあげようと言つておるのですよ。こんなことを、真実を追求しないといつたら、何なんですかと言いたいよ、自民党にも、私は、あなたたちは与党自民党だといつて偉そうなことを言つておるでしょう。それなら国の一番下のそういうベアシックなところを、事実をはつきりさせようじゃないか。(発言する者あり)いや、違いますよ。同じように並行してやるんだよ。

では、聞きましよう。それは根本的に間違つていますよ、悪いけど、その考え方は、園田さん、両方並行してやるんです。

○塩崎委員長 河村たかし君、政府に対して質問しているんじゃないんですか。よろしいですか。(河村(た)委員)これは、本当にやらないと、こんなためですと「呼ぶ」まだ発言は続いているんですか、続いているの、どっちなの。(河村(た)委員)じゃ、ようございますと「呼ぶ」答弁に移つていいですか。(河村(た)委員)はい。いいです(と「呼ぶ」)

○横田政府参考人 行政上の調査とそれから捜査とは、これは別のものございまして、私もやはり、行政運営をしていく上で必要なこと、テーマがございまして、それに必要な限りにおいて調査をするということで、刑事捜査における事実の確定の度合いと、それから行政調査における事実の確定の度合いが高いか低いかわかることは、これは比較の問題にはならないというふうに思っています。

それ、それぞれ調査目的、捜査目的が違う。それぞれ別個のものであつて、範囲もまた異なつてくる、対象もまた異なつてくるというものでございまして。委員は、まさに今おっしゃつておるの、いわゆるホース事件における死因の確定が行政上も必要だというふうにおっしゃつておるんですけれども、私も、現時点におきましては、矯正行政を運営していく上で、死因そのものの確定がなければ行政の運営ができないとか支障を来すとか、あるいは今後の矯正の運営に資するものを得られないとかというふうには考えていないということでございます。

○河村(た)委員 やはり、ちよつとこれでやめますよ。なぜかという、原因が特定できないのに、原因をはつきりさせないのに、これは今後の行政運営に関係ない。何がどうして死んだかわからないのに、プラスチック片である場合と刑務官の暴行である場合と、全然違うじゃないですか。(発言する者あり)当然そうじゃないですか。そういう固いものが入つておるんだつたら、すぐそういう自傷行為に使えるものをチェックすべきだし……(発言する者あり)当然そうじゃないですか、こんなもの。当たり前です。では、なぜあなたは暴行を断定したんですか、これで。これは行刑改革会議中間報告ですよ。この九月のところを読みましようか。

「十二月事件」、九ページ。これは、悪いですけども、委員会に報告されたやつですからね。これは間違いなくこちらの話ですよ。「懲らしめの目的で、必要がないのに、受刑者」の肛門部を目掛け、消防用ホースを用いて多量に放水する暴行を加え」と。これはなぜ断定したんですか。何なんですか。

○塩崎委員長 質問は終わつたんですか。

○河村(た)委員 はい。何なんですか、これは。何でこんなことを言うんですか。

○大林政府参考人 この件に関しましては、私が官房長のときにタッチしていることでございまして。あのときにも答弁申し上げたとおり、最初の

段階におきましては、主として検察からの資料に基づいて、原因がどうなつておるかということについてお知らせするという意味でつくつたものでございまして。

その後、委員を初め法務委員会いろいろな御指摘がありまして、表現等において十分ではないかということもありまして、二番目といひますか、次の報告書ができたものでございまして。

○河村(た)委員 今のは、それはどなたに聞いてどう言われましたか。根拠は何だつたんですかね、こう断定した根拠は。

○大林政府参考人 今申し上げたとおり、一番最初の中間報告は、主として検察の捜査の結果を前提としてつくられたものでございまして。その後、委員を初め、いろいろ表現において断定的なものはいかがかとかいう御意見がございました。そういうものをもとにして、第二版目の修正を加えたものでございまして。

○河村(た)委員 捜査のといつて、矯正局は何をやつていたのですか、矯正局は。

○横田政府参考人 これは、行刑運営に関する調査検討委員会において調査をしたその結果が中間報告になつておるわけですが、もとより矯正局は、この調査検討委員会のメンバーとして必要な調査、行政調査を行いました。

それから、先ほど私が申し上げたことについてちよつと一点付加させていた。だいたひですが、死因そのものは、現時点において私どもは、行政運営上、確定しなければならぬというふうには思つていないということですが、それは、もう一つは、これまた、これを申し上げるとまた委員から反論が出来ますけれども、現に、死因そのものがやはり裁判の一番の争点になつておるわけですので、現時点においてそれについて行政調査を及ぼすことは、これは裁判に不当な影響を及ぼすおそれがあるわけですので、これはできないというところで、この裁判の推移を見守りながら、なお行政運営上の点について調査しなきゃならぬ点があるという点があれば、これにつきましてはやはり

り行うという趣旨でございます。

それから、委員からは、これまでの国会の審議におきまして、あのホース事件の死因はプラスチック片で本人が、自傷行為なんだという御主張がございました。仮にそのようなことが事実であるとすれば、これは行政といたしましては、矯正の立場といたしましては、そのような保護房内における安全確保について十分な点があつたかにかつたかということ、あるいは保護房の中において使用すべきものはどのようなものであるべきかといったようなことが、これは行政上問題になるわけですので、その点については調査いたしました。その結果、これまで報告したことを覆すに足りる事実は出なかつたということで、これについてはこれまでも御答弁を申し上げたことがあることでございます。

以上でございます。

○河村(た)委員 何か悪いけれども、ちよつとむちゃくちゃで、僕のビデオを見ましたね、私がある刑務官と話をしているのを。彼は、保護房内で、当日、割れたプラスチックを見たと言つておるじゃないですか。彼に聞きまして、電話でもして、本当か。

○横田政府参考人 お答えいたします。

まず、河村委員が今おっしゃいました、委員が刑務官と話をしている、あるいは刑務官に事情を聞いている場面を録画したビデオというのは、一昨日、私、拝見いたしました。今委員がおっしゃつたような部分があつたことも事実でございます。

先ほど来申し上げましたとおり、私もそういったしましては、現に公判中のことでございまして、その公判の推移を見ながら、必要があれば必要な調査を行うということでございまして。

○河村(た)委員 そうなつてくると、悪いけれども、本当に全然違うんですよ、これ。きつかけにすぎないかどうか知りませんが、二年前にこれをやつて、調べましたら、このホースの問題だけでも、質問しているのは三十二回ですよ。予

算委員会も入れています。刑務官が暴行したと言っている、それが責任だ。それで、こちらは刑務官の資質に問題がある。

問題があるのは管理者じゃなかったのか、実は。それをまずはっきりさせなきゃ、そんなことをあいまにルールを変えて、通じるわけないじゃないですか、そんなこと。そんなひいて、むごい話が世の中のどこにあるんですか、一体。これは委員会が怒らなければだめですよ、本当に。

それじゃ、矯正局、ホースのことで三人起訴されていますけれども、一人の方は僕は余り、ちよっとお会いできないけれども、三月三十一日にこの中間報告を出されるまで、ヒアリングをしましたか、状況を。

○横田政府参考人 申しわけございません、ちよっと最後の部分が聞き取れなかったんですが、ヒアリングしましたか、何々をとっしやったんです。

○河村(た)委員 ホースの話で、今、当然矯正局も必要な調査をされていると言いましたので、それは当然ですよ。当然ですよ、三月三十一日に報告書を委員会に出すんだったら。

それでは、少なくとも、名前はちよっと言いませんが、そのお二方なり刑務官に、現にそこで起訴され、そのときは、一人は二月十二日逮捕ですけど、その以前でもいいですよ、ヒアリングをされていますよね。

○横田政府参考人 御質問はわかりました。この中間報告の前にはしてありません。

○河村(た)委員 してない。そうです、してないんですよ。

ちよっと、こういう前提においては、やはり法案の審議はまずいと思えますよ。もうちよっときつとした、少なくとも、このきつかけとなった名古屋刑務所のこの三つの事案について、どういふことであつたのか、最低でもこれを出し直してですよ、もう一回。そんな、犯罪を断定して。それからこの法案の審議をお願いするのが当然じゃないですか、国会議員に対して。

これは私、ちよっとやめるので、ちよっと時間、それを出してからにしてください。ちよっと幾ら何でも、一応の経過の報告だけ出してこればいいですよ。今のまじや余りにひどいよ、これは。(発言する者あり)委員長、速記をとめてください。

○塩崎委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○塩崎委員長 速記を起してください。

河村たかし議員から、再調査の上ということですが、これが出ていない、これを出せ、こういう話であります。政府は再調査を、十五年の七月二十八日に再調査を踏まえて問題点の整理というのを出しているという話をしておりますので、まずそこを説明を説明させますので、政府の方から説明をしてもらって、それを受けて質疑を続けてください。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

平成十五年七月十八日に衆議院法務委員会の議決がございまして、その中でこの際、政府は、国民に信頼される開かれた行刑改革を実現するため、過剰収容問題の解消及び刑務官の増員を含む行刑運営のあり方全体を徹底的に見直し、特に矯正行政の責任や検察のあり方についても検討し、再調査の上、速やかに当委員会に報告すべきである。ということ、まず、速やかな報告というものを求められました。

この平成十五年の通常国会におきましては、いわゆる名古屋事案のみならず、矯正行政というものがあらゆる観点から議論、議論の対象となりました。いわゆる名古屋事案のほかの中でも例えば情願の取り下げの問題であるとか、そういう新しい問題が起きましたし、それから、過去十年間の全国の刑務所、行刑施設における被収容者の死亡の全部の検討とか、それから、いわゆる死亡帳が紛失した、あるいは身分帳が紛失したとか、それから医療の問題もさまざまな観点で議論されました。

た。そういつたことも踏まえて、私どもは、この衆議院法務委員会で議論の対象となりましたあらゆる事柄につきまして、それまでの調査結果、検討結果を取りまとめて、「行刑運営をめぐる問題点の整理」と題する報告書をつくりまして、これをもつて報告をいたしたということでございます。

以上です。

○河村(た)委員 とにかく、状況を本人には聞いていない。本人に、水をかけた本人ですよ、刑務官に。聞いていないと言われたでしょう。そんなのを調査だと言われたって、何で怒らないの、皆さん、これは国会で必死に審議しておるのに。ないですよ、幾ら何でも、これ。だから、そんなの、そんな再調査の上なんて信じられないということですよ、はつきり言え。そうでしょう、その前のことからそうだし。(発言する者あり)二年前だって大きいですよ。

○大林政府参考人 今、調査のことを、本人といいますが、被告になつていらっしゃる方々の調査についてお尋ねがありました。

あの当時に御答弁申し上げたところでございませけれども、あのときは、今の三事件、特にホース事件が一番最後の捜査になりました。検察において関係人を調べている段階がございませ。それから、逮捕に至った人もいます。ですから、あの当時に答弁があつたと思ひますけれども、やはり捜査続行中、さらに身柄になつたということ、矯正局の方ではその他の、本人以外の調査について進めたいと思ひます。

その当人のものについては、やはり捜査、起訴されたということで、その後において矯正局において調査した、本人たちにも事情を聞いたというふうに承知しております。

○河村(た)委員 余り人生の先輩に怒つても、血圧も上がりますし、あれですけれども、血

それでは、ドクターに聞かれましたか、悪いですけれども、法医学者に。死んだんでしょう。亡くなられているわけです。亡くなられた原因を調

査するわけでしょう。解剖した人がいますよね。聞かれましたか、その方に。

○横田政府参考人 済みません。私の記憶で申し上げます。

矯正局としては、解剖医に行政調査を行うといいますが、事情を聞くというよりはいたしてありません。申し上げるまでもなく、まさにこれは刑事裁判においてその最大の争点である死因に関する重要な証人になることが考えられるわけですので、それについて私どもとしては聴取しております。

○河村(た)委員 裁判になんかなくていいんですよ、まだ別に。話が出てきて、内部通報があつたのは暮れにあつたんでしょう。そのころに行けばいつでもできるじゃないですか、そんなの。全然理由にならぬですよ。国会に対して行政が誠意ある回答をしようと思えば、まず皆さんだつて、何か事故が起つたら医師のところに行くのは当たり前じゃないですか、こんなの。

当事者にも聞いていない、医者にも聞いていない、そんな報告書が出てきて、それがきつかけになつた法律を漫然と通せだつて。それはやはりいかぬと思ひますよ。

だから、私は切り離してもいいんだけれども、そうならそうで、悪いけれども、ちゃんとう一回、今の状況で、これは塩崎さんも一緒にあつたので、わかつておるでしょう。放置していくのはだめなんだつて、やはり人命がかかつているから。八名の刑務官とほかの人もいますよ。

それから、もつと言え、今後の受刑者のことをみんな言っているけれども、こういう事故原因をきつと究明することが受刑者を助けることになるんですよ。真剣に取り組んでくださいよ。だから、きつともう一回中間報告をやり直す、こんなところを。

大臣だつて、○六の水圧、一遍自分でやつてくださいよ。○六の水圧で本当に死ぬのかどうか、見ればすぐわかりますよ、そんなの。あなたの部下だよ、言っておくけれども。部下を守るこ

ともあるけれども、では、なぜ死んだんだ、なぜこんな事故が起きたかと。いわゆる受刑者を守ることになるじゃないですか、真実がわかれば。繰り返さぬじゃないですか。それからしてくださいよ。

だから、僕、とりあえず、その報告書をもらつて、また後で質問しますから、きようはちよつとやめさせてください。こんなことでは本当にやる気にならない。後で質問しますから。

○大林政府参考人 委員がおっしゃっているのは、死因についてお医者さんの間で意見が違うという事実があるように私も承知しております。

それはまさに、先ほどから申し上げており、死因は何かということについてお医者さんはそれぞれ、検察は検察で鑑定を嘱託しています。そのほかのお医者さんの中ではそうじゃないんじゃないかという御意見があるというふうに裁判の方は承知しております。

まさに、それは今裁判の身、捜査の身でございまして、それについて矯正の方でさらにその先生に死因を尋ねるといふことは、私どもの立場からしてはいかかなというふうに思いますので、それはそれなりのことをやって、今裁判で争いになっていきますので、矯正が鑑定の先生方に直接当たらないことにはならないと私は思います。十分だということにはならないと私は思います。

○河村(た)委員 余りしゃべりたくないけれども、今になってから言っておるだけのことであつて、当初、一番最初のきつかけのときは、時間は

幾らでもあつたはずですよ、一番最初のきつかけのときは。これは平成十三年十二月でしょう。それから問題になってきたのは、十四年の五月、九月となつて、九月の逮捕が十月にあつて、それから内部告発があつたのが十二月だと言っているじゃないですか。そのころに幾らでも時間があつたじゃないですか。国会に、真摯な態度があるなら、そのころはまだ別に刑事事件になるかどうか全然わからぬのだから。

何でこんな、死んだということは確かですか

ら、なぜ死んだんだろうかと。まず矯正局は、再発防止の観点から、医者のところに行くのも当然だし、なぜ死んだんだろうか、刑務官たちに一体何があつたんだと聞くのは当たり前じゃないですか。その報告書を持ってきて国会が審議に入らなかつたら、何にもわからぬじゃないですか。

今でこそ、大林さんが裁判のこと、後のことを言っておるけれども、違ふよ、そんなの。こんなことを議論しておつたつてしようがないので、もつときちつとやり直させてもらうまで、きようはちよつとやめさせてくださいよ。またやりますから。

○塩崎委員長 河村たかし議員に申し上げますが、切り離してということであれば、何をお知りになりたいのかをもう少し明確にしたいので、理事会に出していただきたいと思ひます、紙でも。

それで、河村議員もあの当時おられましたが、我々のきようお配りをいたした決議は、十五年の七月の十八日にありますが、その中に「再調査の上、速やかに当委員会に報告すべき」ということで、先ほど御説明があつたように、その十日後に「行刑運営をめぐる問題点の整理」という形で出てきた。それがこの決議に対する政府の対応だつたわけですね。そのとき、我々はみんないたわけですね。そのときは、今御指摘のようなことがそう先鋭的な問題に、この報告に対してはなかつたと思ふんですね。

したがつて、今ここで我々がやるべきことは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案についての審議をしなきゃいかぬ。

立法事実の話がありましたが、立法事実の一つに、ですからきつかけに名古屋の問題があるにせよ、この決議にも「昨年来、全国の矯正施設において種々の問題が表面化したこと」と書いてありますよ。ということは、名古屋の問題もきつかけで、これはもちろん一番大きなきつかけだつたわけですね、前々からいろいろな問題が起き、またそのときに集中的にいろいろな問題が起

きた。

ですから、立法事実が十分あるわけですから、その問題だけを取り上げて、それに今の点で不明確な点があるから審議ができないというのは少しどうかという感じがするもので、もし切り離していただけたらというならば、お知りになりたいことをもう少し明確に書いてでも理事会にお出しをいたしたい、それに対して政府が改めて答弁をするのかどうかということも詰つて、それはまた一般質疑なりでやつてもらつて、この時間はやはり法案の審議にしたいので。

○河村(た)委員 何か、奇異なことをおっしゃられると思うんですけども、委員長もお見えになりましたので。

○塩崎委員長 いやいや、そうですよ。

○河村(た)委員 そうでしょう。この二年間にわたつてやつてきた。これは、前提事実が違つておつたらどうなるんですか、一体。

まず、皆さん、殺人者と言つた人がおりますからね、ここで、いいんですか、あれは、無答責だからいいんですか。

それと、この法律につながつたのも、基本的なパターンは、要するに名古屋の刑務所のフラストレーションが高まつておる、過剰収容だ。過剰収容、フラストレーション、全国の刑務所にも潜在的なそういう問題がある。そういうことから、刑事施設をどうするか、刑務官をふやせと言つてふやしたじゃないですか、これは皆さんで決議に入れて。そういうふうになつてきたじゃないですか。

よ。何なんだと言いたい、私は。

○塩崎委員長 それは十五年前に出ているものだから、そのときに怒らなきゃいけないね。

○河村(た)委員 いや、それはだんだん事実というののはわかつてきますからね。

○塩崎委員長 だから、それは一般質疑でやればいいよ。

○河村(た)委員 いや、僕はそういう考え方というのとは考えられませんか。どうなつておるんですか、本当に。こまめにおかしいというふうになつてきておるわけですよ。

それで、この中間報告、これが出て、これに基づいて、これが大きなスタートになつていったわけですよ。事実の認定、みんな書いてあるんですよ。

では、ウエスト、穴が、六十センチの穴、入つたとこれに書いてありますけれども、このベルトの穴を確認しましたか。ビデオを見ればわかりますけれども、後ろから。縛つた残りがあるからわかりますよ。確認しましたか。

○横田政府参考人 大分以前の委員会河村委員から、あのビデオでベルトの位置がわかるじゃないか、間隔がわかるじゃないかとおっしゃいましたが、あのとき私も答弁した記憶がありますけれども、私どもの機器といいますか、においていかように再生しても厳密にそれは計測できる状況にはなかつたということで、この点は現在も変わりません。

○河村(た)委員 これは、行政の不作為というか、国土交通省は帰つてしまつたけれども、これが仮に鉄道事故だつた場合、こういうことを言つて、仮に車輪にひびが入つて、これが確認できぬのと同じですよ、言つておきますけれども。簡単にわかるんですよ、裏のビデオを見れば、刑務官がどこまでベルトを締めたかというのは。後、こやつてまとめるところがあるから。

委員長、国会の権威にかかりますよ、これ、言つておきますけれども。これは書いてあるんですよ、六十センチだといつて。

○塩崎委員長 それは中間報告でしょう。

○河村(た)委員 中間報告。

○塩崎委員長 中間報告の後に報告が出ているわけだから。

○河村(た)委員 同じですよ、それは後のものも同じですよ。

○塩崎委員長 だから、その後のものを問題にしてくれよ。

○河村(た)委員 後ののも同じですよ。後ののも同じでしょう、これ。同じですよ。

これはやはり、いや、受刑者のためにもならぬ。これは明らかに、委員会挙げて本当の真相は何であつたかということを究明しないと、次の事故の発生をストップすることはできないよ、法律の条文をつくつたつて。だめですよ、これ。

だから、それじゃ、それをもう一回出し直すのを理事会に求めますよ。今塩崎さんが言われたことだつたら、それを。

○塩崎委員長 では、それは後刻理事会に出していただく、そこで……

○河村(た)委員 出していただいて、何ですか、それは。

○塩崎委員長 いや、何を知らないので、もう少し明確にしたい。だいたい。

○河村(た)委員 いや、だから、事実認定していただきます。ここから、刑務官の暴行と放水のことを認定していただきます。これは一体、本当にそうなのか。調査は幾らでもできますから、今言ったように。

○塩崎委員長 その一点ですか。

○河村(た)委員 いやいや、それから革手錠もそうですよ。

○塩崎委員長 ですから、それだつたら書いたもので出していただかないと、後からあれもない、これもないでは話にならない。

○河村(た)委員 いやいや、そんなことはすぐわかりますから。

○塩崎委員長 いや、すぐわかるつて、それは河村さんの頭の中ではわかるけれども、こつちはわからないんだから。

○河村(た)委員 いや、名古屋刑務所の三つの事案についての事実を認定していますから、全部。事実認定について、その真意について改めて報告してくださいということですよ。当たり前ですよ、こんなの。

○塩崎委員長 だから、それは後刻理事会で諮りたいと思います。よろしいですか。

○河村(た)委員 理事会で諮るつて、そんなもの、本当は委員長、自分の意見を言やいいんだよ、私はいつも思うけれども。そんな決まり文句を言つておつたつてしょうがないですよ、そんなものは。(発言する者あり)いや、理事会で諮るのはいいいんだけども。

では、理事会でそれはお願いして。

○塩崎委員長 よろしいですか。続けてください。

○河村(た)委員 それからもう一つ、シャワー室を保護房のすぐ横につくつたんですけれども、このつくつた理由をひとつ聞かせてください。

○横田政府参考人 委員のお尋ねは、これは府中刑務所の新しい保護房の前に、前室にシャワー室を新設した理由というお尋ねというふうには理解した上で、お答え申し上げます。

府中刑務所におきましては、いわゆる新保護房というものををつくりました。その前室部分にシャワー室を設けました。

これは、保護房に収容される被収容者の衛生管理をしやすくすることに加え、室内や自己、これは被収容者ですけれども、その体に汚物を塗布するなどの異常行動を反復する者の場合、その都度、多数の職員により被収容者を浴室などに連行して洗体、体を洗わなければならないということも往々にしてあるために、それらの職員の負担を軽減することも目的として、保護房のすぐ近くにシャワー室を設けたということでございます。

○河村(た)委員 では、シャワー室がないときは、どういふふうになされておつたんでしょうか。被収容者が汚物等を体にひつつけて暴れておつたら、どうされたのですか。

○横田政府参考人 被収容者が汚物で体を汚した

というふうな場合に、刑務官がお湯とか水でぬらした布でふいてやつたりしていたというふう聞いております。

○河村(た)委員 それは大変な困難というか、保護房の中に収容しておるわけですね、保護房収容時ですからね。それは簡単にできるんですか。

○横田政府参考人 簡単にという御趣旨がちよつとよくわかりませんが、保護房の中から簡単にできるかできないかということでございます。

○河村(た)委員 いや、刑務官が負傷する危険とか、そういうことはないんですか。そんな簡単に保護房内で体をふいたりできるんですか。

○横田政府参考人 刑務官が危険を感じるような状態であるならば、あえてその場において体をきれいにしてやるということではなくて、落ちついた後になつてからやるということだというふう聞いております。

○河村(た)委員 では、落ちついてからやるということとは、落ちついたという状況というのは、保護房解除になりますね、入浴させる場合は。

○横田政府参考人 もちろん解除になります。したがって、解除後にそのような体をふいたりといったことをするということでございます。

○河村(た)委員 一方、要するに、被収容者に対する衛生管理義務というのはありますね。これは確認してください。

○横田政府参考人 一般的に言えば、刑務所は、行刑施設は、被収容者の健康を維持する、そのために必要な措置をとるということ、これはもう当然でございます。

○河村(た)委員 そうしたら、いわゆる保護房解除ができないような暴れている状況で、鎮静化していないような人が、仮に一週間とか全然入浴していない人がおつた場合、どうするんですか。

○横田政府参考人 仮定の問題でございまして、どうお答えしたらいいかわかりませんが、一週間全く何をしようにも抵抗的になる、一週間連続して抵抗状態ができるということがあるのかどうかちよつとわかりかねますが、いずれに

たしましても、ちよつとそういう事態が私としては想像いたしかねますので、お答えできません。

○河村(た)委員 しかし、現実にあるでしょう、一週間までいなくても数日とか。その場合どうすればいいんですか。どうすればいいんですか。

では、一丁端のに言います。そういう場合に、例えば、今の〇・六キロの水圧ですね、ちよつと具体的なものが挟まって申しわけないんだけれども、〇・六ということでは東京都の水道の水圧より低いわけですよ。そのようなもので、仮に、これは井戸水だつたんです、名古屋の場合、そういうようなもので房内清掃と同時に体を洗つたとしても、状況はいろいろあるかもわかりませんが、そういう必要性も出てくるんじゃないんですか、場合によつては。

それとも、しない方がいいんですか、体を洗わずに不潔のまま。どうなんですか、そこは。

○塩崎委員長 河村たかし議員に申し上げますが、質疑時間が来ておりますので、これで最後の答弁にさせていただきます。

○横田政府参考人 今委員がおつしたことから直ちに、刑務官がその被収容者に対してどうしても体をふいてあげなければならないということにはならないと思いますが、(河村た)委員「水で体を洗うことはできるかと聞いている」と呼ぶ水でというのはどういう、先ほど申し上げましたように、タオルなどを水やお湯でぬらして、そしてふいてあげるといふふう聞いております。

○河村(た)委員 これで終わりますけれども、暴れていてそういうことができない場合の問題を言っているわけですよ。保護房というのは大変危険なんです。

とりあえず、きょうはこれで終わります、次に引き継ぎたいと思います。終わります。

○塩崎委員長 次回は、来る四月一日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

平成十七年四月十一日印刷

平成十七年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B